

隠岐の島町地域防災計画

資料編

平成 26 年 6 月

隠岐の島町防災会議

隠岐の島町地域防災計画(資料編)

目 次

第1章 防災関係機関	1
【資料1-1】 防災関係機関連絡先一覧	
第2章 災害関係一般資料	5
第1節 隠岐の島町の概況	5
1. 既往気象資料	
【資料2-1-1】 気象月別平均値及び極値	
2. 人口・世帯数	
【資料2-1-2】 世帯数及び人口の推移	
第2節 災害履歴	7
【資料2-2-1】 平成19年8月豪雨の記録	
【資料2-2-2】 日本海中部地震(昭和58年5月26日)による津波被害の記録	
【資料2-2-3】 北海道南西沖地震(平成5年7月12日)による津波被害の記録	
第3節 地震被害想定	16
【資料2-3-1】 地震被害想定調査の概要	
【資料2-3-2】 地震動及び津波の予測結果	
第3章 災害予防計画	33
第1節 浸水・地盤災害の予防	33
1. 水害予防	
【資料3-1-1】 重点水防区域及び災害危険箇所	
【資料3-1-2】 銚子ダムにおける水位観測所及び連絡系統等	
2. 土砂災害予防	
【資料3-1-3】 地すべり防止区域及び地すべり危険地区	
【資料3-1-4】 急傾斜地崩壊危険区域	
【資料3-1-5】 山腹崩壊危険地区	
【資料3-1-6】 崩壊土砂流出危険地区	
【資料3-1-7】 土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報	
第2節 建築物・公共土木施設災害の予防	49
1. 文化財の災害予防対策	
【資料3-2-1】 隠岐の島町文化財保護条例	
【資料3-2-2】 国・県指定文化財防災施設設備状況	
2. 危険物施設の災害予防対策	
【資料3-2-3】 町域の危険物規制対象数、高圧ガス関係事業所数、火薬庫数	

第3節 農林業施設災害の予防	57
【資料3-3-1】農業用ため池	
第4節 防災活動体制の整備	59
1. 消防計画	
【資料3-4-1】隠岐の島町消防団の現況	
【資料3-4-2】消防用機械・消防水利の現況	
第5節 災害情報通信環境の整備・運用	61
【資料3-5-1】島根県総合防災情報システム	
第6節 交通確保及び規制体制・輸送体制の整備	63
1. 防災拠点及び緊急輸送道路	
【資料3-6-1】島根県緊急輸送道路ネットワーク計画	
【資料3-6-2】隠岐の島町における防災拠点	
【資料3-6-3】隠岐の島町における緊急輸送道路	
第7節 防災施設・装備等の整備	68
1. 防災施設	
【資料3-7-1】臨時ヘリポート予定地	
2. 防災装備等	
【資料3-7-2】町内建設事業者等が有する建設機械等の現況	
第8節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備	70
【資料3-8-1】食料の在庫場所及び調達可能数量	
【資料3-8-2】給水車、給水器材等整備状況	
第4章 災害応急対策計画	71
第1節 組織及び配備動員	71
1. 隠岐の島町防災会議	
【資料4-1-1】防災会議名簿	
【資料4-1-2】隠岐の島町防災会議条例	
2. 災害警戒本部	
【資料4-1-3】隠岐の島町災害警戒本部規定	
【資料4-1-4】災害警戒本部の組織図	
3. 隠岐の島町災害対策本部	
【資料4-1-5】隠岐の島町災害対策本部規定	
4. 配備動員計画	
【資料4-1-6】動員の系統	
【資料4-1-7】配備基準	
【資料4-1-8】動員体制	
【資料4-1-9】腕章及び標旗	

第2節 災害情報収集・伝達	88
1. 気象予報及び警報等の収集・伝達	
【資料4-2-1】 警報伝達先(施設名、連絡方法)	
2. 雨量・水位等の収集	
【資料4-2-2】 雨量観測所一覧表	
【資料4-2-3】 水位観測所一覧表	
3. 被害様式別報告系統	
【資料4-2-4】 被害様式別報告系統	
第3節 災害通信	97
1. 災害時に利用可能な通信施設	
【資料4-3-1】 防災無線局一覧	
【資料4-3-2】 地域衛星ネットワーク地球局一覧	
【資料4-3-3】 防災行政用等無線通信施設整備状況	
【資料4-3-4】 一般無線局	
第4節 自衛隊派遣要請	100
【資料4-4-1】 自衛隊が災害時において使用し得る資器材(出雲駐屯地)	
【資料4-4-2】 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備	
第5節 避難活動	105
1. 避難勧告等の発令判断基準	
【資料4-5-1】 避難勧告等の発令判断基準	
2. 避難先一覧	
【資料4-5-2】 指定緊急避難場所及び指定避難所、特定避難所一覧	
【資料4-5-3】 地区別避難先一覧	
3. 主要避難経路	
【資料4-5-4】 主要避難経路図	
第6節 救急・救助活動	120
1. 災害時において使用し得る資器材等	
【資料4-6-1】 災害時において使用し得る資器材等	
第7節 医療及び助産救護	122
1. 医療施設、医療用資材・医薬品等の現況	
【資料4-7-1】 医療施設	
【資料4-7-2】 医療資材・医薬品等の現況	
【資料4-8-4】 トリアージタッグ	
第8節 緊急輸送	124
1. 使用可能自動車の状況	
【資料4-8-1】 本町の所有する借用可能自動車の状況	
2. 使用可能船舶の状況	
【資料4-8-2】 借用船舶の状況	

第9節 浸水・土砂災害対策 128

1. 組織及び情報伝達系統

【資料4-9-1】 島根県下の水防組織

【資料4-9-2】 気象等注意報・警報・情報伝達系統図

2. 水防施設等

【資料4-9-3】 堰・樋門・水門

【資料4-9-4】 水防倉庫・水防資材器具

【資料4-9-5】 水防輸送車両配置一覧表

第10節 ライフライン施設の応急復旧 135

1. ライフライン事業者連絡先、施設の諸元等

【資料4-10-1】 電力施設

【資料4-10-2】 危険物施設

【資料4-10-3】 上下水道

第11節 食料・飲料水・生活必需品等の供給 137

1. 食料・飲料水・生活必需品等の要請・供給系統

【資料4-11-1】 災害時における救援活動、必要物資の要請・供給

【資料4-11-2】 米穀の緊急引き渡し系統図

【資料4-11-3】 乾パン取扱い系統図

第12節 廃棄物処理対策等 140

【資料4-12-1】 廃棄物処理施設

【資料4-12-2】 清掃運搬車(業者所有分)

【資料4-12-3】 たん水・堆積土砂・その他障害物件の排除

第5章 災害復旧・復興計画 141

第1節 生活再建等支援対策の実施 141

1. 被災者生活再建支援法

【資料5-1-1】 被災者生活再建支援法に基づく支援の対象災害

【資料5-1-2】 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

【資料5-1-3】 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給事務の流れ

第6章 事故災害等対策計画 143

第1節 流出油等事故災害対策計画 143

【資料6-1-1】 流出油回収の基本的な流れ

【資料6-1-2】 流出油等事故情報の収集伝達系統

第2節 海難等事故災害対策計画 146

【資料6-2-1】 海難等事故発生時の情報の収集・伝達系統

第3節 航空災害対策計画 148

【資料6-3-1】 隠岐空港管理事務所における情報等の収集・伝達系統

第4節 雪害対策計画	149
【資料6-4-1】豪雪災害による孤立予想地区	

第7章 災害時の応援協定等の各種協定 151

第1節 応援協力体制に関する協定	151
------------------------	-----

1. 市町村相互間及び県外との協定

 【資料7-1-1】災害時の相互応援に関する協定

 【資料7-1-2】災害時の相互応援に関する協定(大阪府豊中市)

2. 関係機関等との協定

 【資料7-1-3】島根県下市町村及び消防にかかる

 一部事務組合の相互応援協定に関する協定書

 【資料7-1-4】災害時における情報交換に関する協定書

第2節 その他協定	158
-----------------	-----

 【資料7-2-1】しまね活性化に関する島根県と島根県内郵便局の協力に関する協定書

 【資料7-2-2】島根県防災ヘリコプター応援協定

 【資料7-2-3】災害時における放送要請に関する協定

第8章 各種様式 163

第1節 被害状況等の報告に関する様式	163
--------------------------	-----

1. 消防庁への直接即報報告様式

 【資料8-1-1】第1号様式(火災)

 【資料8-1-2】第3号様式(救急・救助事故)

 【資料8-1-3】第4号様式(その1) (災害概況即報)

 【資料8-1-4】災害速報・災害確定報告 様式第1号

2. 県への被害状況報告様式

 【資料8-1-5】災害発生即報 (様式第0号)

 【資料8-1-6】商業及び鉱工業関係被害 (様式第6号)

 【資料8-1-7】災害報告書(公共土木施設災害用) (様式第8号の1)

 【資料8-1-8】公営住宅関係被害 (様式第8号の2)

 【資料8-1-9】農作物関係被害・果樹等樹体被害・農業用非共同利用施設被害
 (様式第10号の1～3)

 【資料8-1-10】畜産関係被害 (様式第12号)

 【資料8-1-11】農業協同利用施設被害 (様式第13号)

 【資料8-1-12】山林関係(造林地帯)被害 (様式第15号の2)

 【資料8-1-13】山林関係(苗木等)被害 (様式第15号の3)、

 山林関係(苗畑施設等)被害 (様式第15号の4)

 【資料8-1-14】山林関係(林産物)被害 (様式第15号の5)

 【資料8-1-15】山林関係(林産施設)被害 (様式第15号の6)

- 【資料8-1-16】山林関係(林産加工施設)被害(様式第15号の7)
- 【資料8-1-17】水産施設被害(様式第16号の1)
- 【資料8-1-18】水産物被害(様式第16号の2)
- 【資料8-1-19】医療関係施設被害(様式第17号)
- 【資料8-1-20】水道関係施設被害(様式第18号)
- 【資料8-1-21】災害廃棄物関係被害、一般廃棄物処理場関係被害、
産業廃棄物処理場関係被害(様式第19号の1~3)
- 【資料8-1-23】公有財産関係被害(様式第23号)

第2節 災害時における応援・派遣要請等に関する様式190

1. 自衛隊派遣要請

- 【資料8-2-1】部隊等の災害派遣要請申請書

2. 防災ヘリコプターの要請

- 【資料8-2-2】防災ヘリコプター要請様式

3. 緊急患者の輸送

- 【資料8-2-3】緊急患者輸送要請処理簿

第3節 その他様式194

- 【資料8-3-1】労務供給に関する記録様式
- 【資料8-3-2】避難所収容状況
- 【資料8-3-3】避難所用物資受払簿
- 【資料8-3-4】救護班活動状況
- 【資料8-3-5】規制の表示(交通対策基本法施行規定様式第2)
- 【資料8-3-6】措置等通知書(交通対策基本法第76条の3 第6項)
- 【資料8-3-7】緊急通行車両証明標章
- 【資料8-3-8】緊急通行車両確認証明書(災害対策基本法施行規則様式第4)
- 【資料8-3-9】水防活動報告様式
- 【資料8-3-10】公用負担命令諸様式
- 【資料8-3-11】優先通行標識
- 【資料8-3-12】応急用米穀割当申請書
- 【資料8-3-13】災害救助用米穀引渡申請書
- 【資料8-3-14】災害救助用米穀受領証
- 【資料8-3-15】飲料水の供給簿
- 【資料8-3-16】物資の給与状況
- 【資料8-3-17】学用品の給与状況
- 【資料8-3-18】埋葬台帳
- 【資料8-3-19】遺体処理台帳
- 【資料8-3-20】住宅応急修理記録簿
- 【資料8-3-21】応急仮設住宅台帳
- 【資料8-3-22】罹災証明願
- 【資料8-3-23】被害者台帳
- 【資料8-3-24】避難者名簿



第1章 防災関係機関



第1章 防災関係機関

【資料1-1】 防災関係機関連絡先一覧

(1) 県の機関

機関名	所在地	電話番号	
島根県防災部防災危機管理課	松江市殿町1	0852-22-5885	
島根県災害対策本部室			
○本部員用電話			
使用者	電話番号	使用者	電話番号
本部長(知事)	0852-22-5006	健康福祉部長	0852-22-5230
副本部長(副知事)	0852-22-5007	農林水産部長	0852-22-5105
出納局長	0852-22-5331	商工労働部長	0852-22-5280
政策企画局長	0852-22-6001	土木部長	0852-22-5180
総務部長	0852-22-5010	企業局長	0852-22-5670
防災部長	0852-22-6838	病院局長	0852-22-6415
地域振興部長	0852-22-5080	警察本部長	0852-26-0110
環境生活部長	0852-22-5231	教育長	0852-22-5401
地区本部(隠岐支庁)			
部局名	電話番号	部局名	電話番号
地区本部長(支庁長)	08512-2-9601	隠岐支庁福祉事務所	08512-2-9706
		隠岐支庁保健所	08512-2-9702
地区副本部長 (県民局長)	08512-2-9607	隠岐支庁県民局	08512-2-9603
		隠岐支庁農林局	08512-2-9639
地区副本部長 (隠岐保健所長)	08512-2-9700	隠岐支庁水産局	08512-2-9661
		隠岐支庁県土整備局	08512-2-9723
地区副本部長 (農林局長)	08512-2-9630	隠岐支庁空港建設局	08512-2-9780
地区副本部長 (県土整備局長)	08512-2-9720	隠岐の島警察署	08512-2-0110
地区副本部長 (隠岐の島警察署長)	08512-2-0110		
○防災行政無線専用電話			
電話番号	300-2-6775		

(2) 指定地方行政機関等

機関名	所在地	電話番号
中国 四 国 農 政 局 松 江 地 域 セ ン タ ー	松江市東朝日町192	0852-24-7311
隠 岐 海 上 保 安 署	隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の下99 - 2	08512-2-4999
大 阪 航 空 局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館	06-6949-6211
気 象 庁 大 阪 管 区 気 象 台 松 江 地 方 気 象 台	松江市西津田7-1-11	0852-22-3784
島 根 労 働 局	松江市向島町134-10	0852-20-7001
陸上自衛隊(第13偵察隊)	出雲市松寄下町1142-1	0853-21-1045

(3) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
日 本 郵 便 株 式 会 社 中 国 支 社 (西 郷 郵 便 局)	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一55	08512-2-0200
西日本電信電話株式会社 (島 根 支 店)	松江市東朝日町102	0852-55-8100
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 中 国 (島 根 支 店)	松江市東朝日町88-1 NTT DoCoMo中国 島根ビル	0852-25-9501
日本赤十字島根県支部 (島 根 支 所)	松江市内中原町40	0852-21-4237
日 本 放 送 協 会 (松 江 支 局)	松江市灘町1-21	0852-32-0700
中国電力株式会社 (隠 岐 営 業 所)	隠岐郡隠岐の島町港町塩口84-119	0120-313-608
日本通運株式会社 (松 江 支 店)	松江市平成町182-9	0852-21-0202

(4) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
隠岐汽船株式会社	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四	08512-2-0786
株式会社山陰放送	松江市殿町111	0852-21-4306
日本海テレビジョン放送株式会社	松江市袖師町2番38-201	0852-26-3151
山陰中央テレビジョン放送株式会社	松江市西川津町721	0852-23-3434
株式会社FM山陰	松江市殿町383 山陰中央ビル4F	0852-27-5111
島後医師会	隠岐の島町西町八尾の一14-5	08512-2-1368
島根県看護協会隠岐支部	隠岐の島町城北町355	08512-2-1356
島根県エルピーガス協会 島後支部	隠岐郡隠岐の島町中町17-1 (株)隠岐ガス内	08512-2-0515

(5) 公共的団体

機関名	所在地	電話番号
社団法人島根県トラック協会	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272
JA隠岐農業協同組合	隠岐郡隠岐の島町城北町151	08512-2-1131
漁業協同組合 JF しまね 西郷支所	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一62	08512-2-1431
隠岐建設業協同組合	隠岐郡隠岐の島町西町名田の四34-1	08512-2-0199
隠岐地区海運組合	隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾2-1	08512-2-4693
隠岐の島町商工会	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の二54-1	08512-2-1157
隠岐島後森林組合	隠岐郡隠岐の島町池田風呂前65-1	08512-2-0493
隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396	08512-2-0685
隠岐一畑交通株式会社	隠岐郡隠岐の島町中町出雲結の上2-1	08512-2-1281
山陰合同銀行株式会社 西郷支店	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一2-2	08512-2-1151
島根銀行株式会社 西郷支店	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一21-1	08512-2-1224



第2章 災害関係一般資料



第1節 隠岐の島町の概況

第2節 災害履歴

第3節 地震被害想定

第2章 災害関係一般資料

第1節 隠岐の島町の概況

1. 既往気象資料(西郷特別地域気象観測所)

【資料2-1-1】 気象月別平均値及び極値

(1) 月別平均値 (2004年～2013年)

月別 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 平均
平均 気温 (°C)	3.9	4.7	7.1	11.8	16.4	20.7	24.9	26.6	22.8	17.3	12.0	6.7	14.6
降水 量(mm)	154.6	102.8	126.3	110.8	158.7	132.0	221.3	125.3	230.6	116.4	123.8	173.7	年間 1,776.3

(2) 極値(1939年6月～2014年1月)^{※注)}

月別 区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
最高気温 (°C)		17.2	20.1	22.5	26.6	30.3	31.6	35.3	35.8	33.9	30.0	24.1	20.1
最低気温 (°C)		-6.7	-8.9	-6.7	-3.2	1.4	6.8	11.5	13.5	7.3	2.8	-1.8	-4.5
最大 風向 風速 (m/s)	風向	南西	南西	西	南西	西南 西	東北 東	東北 東	東北 東	南南 西	北東	南西	南西
	風速	22.0	19.6	18.7	23.3	19.3	21.3	22.7	25.3	26.9	25.8	18.7	20.4
1時間 降水量 の最大値(mm)		14.0	11.9	40.5	16.0	33.0	44.5	51.5	72.0	93.0	47.5	33.5	37.6

注) 統計期間は、以下のとおり。

最高気温と1時間降水量の最大値 : 1939年12月～2014年1月

最低気温と最大風速 : 1939年6月～2014年1月

風向風速:1987年10月～2014年1月

2. 人口・世帯数

【資料2-1-2】世帯数及び人口の推移

年次	世帯数	人口			前回に対する増減		1世帯当り 平均人数	人口密度 1k m ² 当り
		総数	男	女	減少数	減少率		
昭和 30	6,023	27,887	13,560	14,327	157	0.56	4.63	-
昭和 35	6,387	26,846	13,094	13,752	1,041	3.73	4.20	-
昭和 40	6,508	23,669	11,404	12,265	3,177	11.83	3.64	-
昭和 45	6,625	20,533	9,832	10,701	3,136	13.25	3.10	84.20
昭和 50	6,322	19,797	9,530	10,267	736	3.58	3.13	81.00
昭和 55	6,536	20,043	9,590	10,453	△246	△1.24	3.07	82.00
昭和 60	6,448	19,675	9,426	10,249	368	1.84	3.05	80.50
平成 2	6,608	19,090	9,133	9,957	585	2.97	2.89	78.60
平成 7	6,717	18,367	8,747	9,620	723	3.79	2.73	75.60
平成 12	6,935	18,045	8,661	9,384	332	1.75	2.60	74.30
平成 17	6,784	16,904	8,029	8,875	1,141	6.33	2.49	69.60
平成 22	6,468	15,521	7,380	8,141	△1,383	△8.18	2.40	63.89

(国勢調査)

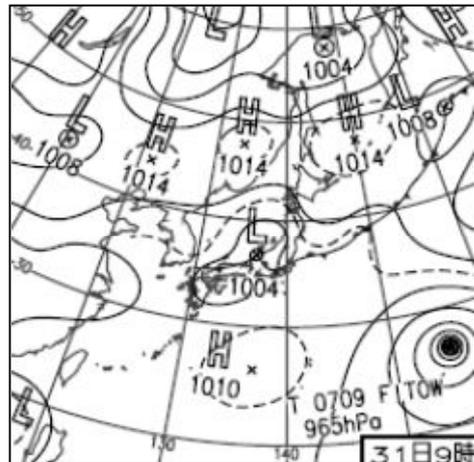
第2節 災害履歴

【資料2-2-1】平成19年8月豪雨の記録

(1) 災害の概要

本町の気候は、日本海独特の海洋性気候で、年平均気温は 14.0℃と日本海としては穏やかな気候である。これは対馬海流の影響によるもので、気温の年較差も 22℃と小さい。しかし、離島であるために風が強く、年平均風速は 3.4m/s であり、また、年間降水量は 1,750.4mm である。

平成19年8月豪雨の際には、山陰沖に停滞する前線に向かい暖かく湿った空気が入り、大気の状態が非常に不安定になったため、隠岐地方では8月30日夜遅くから31日明け方にかけて猛烈な雨を観測した。



30日午後11時30分から31日午前2時30分までの間に、解析雨量では、西ノ島町付近、隠岐の島町付近で1時間120mm以上の大雨となった。また、31日午前1時30分には、隠岐の島那久(島根県雨量観測所)で1時間131mm、同日午前2時には布施で131mmの県内で観測史上最高となる猛烈な雨を観測した。

幸いにも人的被害こそなかったが、本町全域において、住宅の全壊1棟をはじめ、家屋の浸水被害、道路、河川、農業施設、上下水道施設など約70億円に及ぶ過去最大の被害となった。

8月30日～31日の大雨、強雨	
気象災害名	洪水害、浸水害、山がけ崩れ害、強雨害
発生地域名	局部地域、隠岐
気象概況	山陰沖に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が入り大気の状態が不安定となったため、西郷では1時間最大72ミリを観測した。(31日00時43分～01時43分)
警報及び発表時間	隠岐 大雨・洪水警報 30日20時30分～31日11時20分
期間中の局値	期間降水量・平年比 西郷 176.5mm(1605%) 8月30日～8月31日 最大日降水量 西郷 105.0mm 8月31日 最大1時間降水量 西郷 72.0mm 8月31日01時43分まで 最大10時間降水量 西郷 15.5mm 8月31日01時14分まで 最大1時間降水量 那久 131.0mm 8月31日01時30分まで

(平成19年災害年報:島根県)

(2) 被害状況

区 分		被 害	
住家被害	全 壊	1 棟、1 世帯、4 人	
	半 壊	15 棟、15 世帯、38 人	
	一部損壊	7 棟、7 世帯、17 人	
	床上浸水	112 棟、112 世帯、250 人	
	床下浸水	241 棟、241 世帯、617 人	
	罹 災	128 棟、128 世帯、292 人	
非住家被害	浸 水	96 棟	
社会保険環 境施設	福祉施設	4 箇所	
	上水簡易	8 箇所	
	断 水	351 世帯	
その他被害	公共建物	9 棟	
	停 電	4 世帯	
公共土木施 設	土木関係被 害	河 川	99 箇所、1,250,712 千円
		砂 防	9 箇所、64,912 千円
		道 路	100 箇所、937,876 千円
		橋 梁	3 箇所、178,784 千円
		港 湾	7 箇所、186,852 千円
	都 市 計 画	1 箇所、1,769 千円	
合 計	2,620,914 千円		
農林水産	農地・農業 用施設	農 地	222 箇所、80,000 千円
		農業用施設	179 箇所、214,000 千円
		小 計	401 箇所、294,000 千円
	林道・治山	林 道	300 箇所、773,270 千円
		治 山	32 箇所、686,700 千円
		小 計	332 箇所、1,459,970 千円
	農作物等	農作物	246.03ha、28,787 千円
		農業用非共同利用施設	0.0200 m ² 、330 千円
		農業用共同利用施設	0.05ha、3,735 千円
		畜産・養蚕	1,600 千円
		小 計	34,452 千円
	造林地等	1,780 千円	
	水産物・水産施設	500 千円	
合 計	1,790,702 千円		
教育施設	32,178 千円		
公共建物	96 千円		
商 工	87,700 千円		
その他	17,621 千円		
合 計	4,549,211 千円		

(平成 19 年災害年報：島根県)



大津久川土石流被害状況



油井川土石流による被害状況



大久川の洪水により寺空橋が落橋



末路川の氾濫により道路が流出した一般県道
中村津戸港線(おぼみ橋付近)



八尾川(原田地区)

土砂崩れにより寸断された主要地方道西郷都万
郡線(油井地区)



農地土砂流入(隠岐の島町皆市地内)



ため池堤体崩壊(隠岐の島町西田地内)



唐尾トンネル上部の谷からの土砂及び立木の流出状況(隠岐の島町加茂地内)



集落を走る水路への土石の流出(隠岐の島町那久地内)

(写真: 島根県隠岐支庁)

(3) 災害対応の経緯

町では、8月30日午後8時30分に隠岐に「大雨洪水警報」が発令されると同時に副町長を本部長とする「隠岐の島町警戒本部」を自動設置し、警戒本部要員が本庁本部および支所に参集し、警戒体制に入った。

翌31日午前1時前より雨足が強くなり、午前1時10分に隠岐の島町に土砂災害警戒情報が発表されたと同じ頃、「隠岐の島町災害対策本部」に移行し、体制を強化した。

その後、9月7日には概ね被害調査と応急対策が終了したことから、午後4時30分に体制を解除した。

隠岐の島町の対応

月 日	時間	体 制	主な出来事
8月30日	20:30	警戒本部設置	○20:30 隠岐地区に「大雨洪水警報」が発令 ⇒副町長を本部長とする「隠岐の島町警戒本部」を自働設置。 ○警戒本部要員が本庁本部及び支所に参集
8月31日	01:10	災害対策本部設置	○午前1時前より雨足が強くなり、01:10に隠岐の島町に土砂災害警報情報が発表される。 ⇒警戒本部を「隠岐の島町災害対策本部」に移行し、体制を強化。
	01:24	災害対策本部	○体制強化のため、待機職員を参集
	01:30頃		○有木小学校グラウンドの斜面が崩れ、土砂が流出し住宅が全壊。いち早く避難し人的被害は逃れる。
	01:43		○八尾川・銚子川・中村川流域に「避難勧告」を発令し、消防団に対し、警戒と避難誘導を指示して対応。
	02:05		○本町全域に「避難勧告」を発令。
		○午後2時すぎには雨の勢いは急激に衰えるが、短期集中型の豪雨が、各地で河川の氾濫、がけ崩れ、土石流等を発生させ被害をもたらす。 ○道路は、土砂や倒木、橋梁や道路の流失、冠水等により各所で通行不能になり、一時全域において孤立する地域が多発する状況が発生。 ○夜明けとともに、被災状況の概要調査を現地連絡員により実施し情報収集を実施し、これを基に被災地域への応急対策を実施。 ・緊急を要する被災家屋の復旧を最優先し、流入土砂の撤去やたたみ等災害廃棄物の廃棄や消毒及び、し尿の汲み取り、生活水の確保等について対応を実施したが、被災地区が点在しているため一日での対応が困難であった。 ・特に、道路が寸断され孤立した大津久地区へは、船舶により飲料水を運搬して生活水の確保に努めたが、被災家屋への対応は出来ず。	
9月1日		○全職員を動員し対応。孤立地区を除き被災家屋への対応はほぼ終了。	
9月2日		災害対策本部	○各対策部での対策に切り替え、それぞれにおいて被災状況の調査や応急対策を実施。 ○孤立地区を管轄する支所では、孤立地区の解消と生活基盤の回復に向け全力で当たる。
9月3日			○各対策部での対策と、孤立地区が解消されたので、本庁より支所へ職員を派遣して生活基盤の回復に向け対策を実施し、全ての地区において被災家屋への対応が完了。
9月4日			
	19:00	災害警戒本部へ切り替え	○午後7時に「隠岐の島町警戒本部」に切り替えて、道路や河川等の仮復旧などの応急対策を実施することとする。
9月7日	16:30	災害警戒本部廃止	○概ね被害調査と応急対策が終了し、午後4時30分に体制を解除。

② 島根県の対応

月 日	時間	体制	主な出来事
8月30日	20:30	警戒本部設置 隠岐地区災害警戒本部設置	○20:30 隠岐地区に「大雨洪水警報」が発令(予想雨量:時間最大40mm、24時間最大200mm) ⇒災害警戒本部設置基準を超える雨量予測。
	21:30	第1回本部会議開催	○大雨に関する警戒体制の確認
8月31日	08:00	第2回本部会議開催	○30日夜遅くから31日明け方にかけて大雨となり(隠岐の島町布施で時間131mmを観測)、土砂災害の警戒が必要な島根県土砂災 ○害警戒情報が海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町に発令 ○隠岐地区で河川の増水や土砂災害により家屋、道路、河川被害等が発生し、西ノ島町、隠岐の島町が避難勧告、避難指示を発令 ○海士町、西ノ島町、隠岐の島町で災害対策本部を設置 ○被害状況の早期把握及び被災地から応援要請があった場合の即応体制の確認
	16:30	第3回本部会議開催	○隠岐の島町が発令した避難勧告、避難指示は解除され、避難所へ避難していた住民も帰宅
9月3日	11:00	西ノ島、隠岐の島町長・議長による被害状況の報告等	○西ノ島、隠岐の島町長及び両町議会議長による知事への被害状況の報告及び早期復旧に向けた取組の要請
9月5日	—	知事被災地視察	○海士町、西ノ島町、隠岐の島町を視察
	18:00	災害警戒本部廃止	○町災害警戒本部の廃止、水道の復旧等による

③ 住民避難

	対象地区	対象人数	発令日時	解除日時	避難人数
避難勧告	隠岐の島町全域	7,390世帯	8月31日 02:05	8月31日 08:15	70世帯
		16,688人			176人
避難指示	中条地区の一部	167世帯	8月31日 03:10	8月31日 08:15	9世帯
		375人			21人

【資料2-2-2】日本海中部地震(昭和58年5月26日)による津波被害の記録

(1) 災害の概要

昭和58年5月26日12時00分頃、秋田県沖(40.4° N、138.9° E、H=5km)でマグニチュード7.7の地震が発生し、西郷では震度1の微震を観測した。

この地震により津波が発生し、隠岐地方には発震後90分で津波が到達し、多数の船舶・港湾施設に被害があり、浸水家屋等も発生した。

(2) 被害状況

区 分			被 害
人 的	負傷(軽傷)		2人
住 家	床上浸水		22棟、23世帯、58人、14,800千円
	床下浸水		37棟、37世帯、121人、6,820千円
	合 計		59棟、60世帯、179人、21,620千円
民有非住家	浸 水		6棟
公共建物			3棟、210千円
公共土木施設	県工事分	河 川	2箇所、3,477千円
		道 路	2箇所、4,770千円
		小 計	4箇所、8,247千円
	町村工事分	河 川	1箇所、5,879千円
		道 路	1箇所、1,828千円 (橋梁)
		小 計	2箇所、7,707千円
	合 計		6箇所、15,954千円
	港 湾		2箇所、3,437千円 (内3,235千円は県工事分)
	漁 港		2箇所、39,100千円 (県工事分:27,448、町村工事分:11,652)
	合 計		10箇所、89,427千円
	農林水産物	農作物	
水産物・水産施設		漁 船	169隻、255,400千円
		漁 具	74経営体、83,205千円
		養殖施設	22経営体、12,600千円
		共同利用施設	2箇所、180千円
		養殖物	15経営体、170,000千円
小 計		368,385千円	
教育施設	小学校		1校、1,616千円
商鉱工業			1事業所、3,000千円
その他			100千円 (児童館)
合 計			489,229千円



船舶の被災状況(中村川)



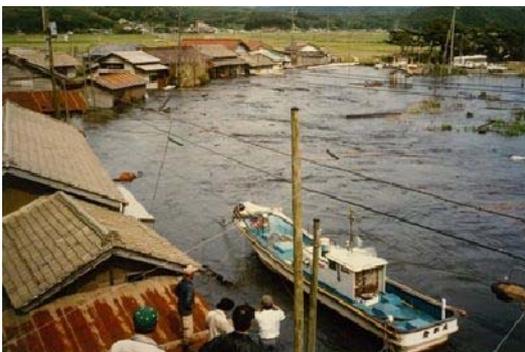
船舶の被災状況(中村川)



船舶の被災状況(中村川)



川を遡上する津波(重栖川)



浸水状況(重栖川沿岸)



浸水状況(重栖川沿岸)

【資料2-2-3】北海道南西沖地震(平成5年7月12日)による津波被害の記録

(1) 災害の概要

7月12日22時17分北海道南西部を震源とするマグニチュード7.8の地震が発生した。大阪管区气象台(松江气象台経由)では、23時24分に「13区(京都府、鳥取県、島根県)津波注意報」を発表した。松江地方气象台では23時45分に「津波情報1号」を発表し津波到着予想時刻を西郷では13日00時とし今後の情報に注意するよう呼び掛けた。その後、津波情報は13日5時20分までに第10号が発表されたが、西郷では13日0時27分に27センチメートルが観測された。津波は徐々に収束に向かい「13区津波注意報」は13日7時に解除となった。

島根県における震度は0であったが、地震による影響で隠岐地域では、漁船、浸水等の被害が発生した。

(2) 被害状況

区 分		被 害	
住家被害	床上浸水	—	
	床下浸水	32 棟、29 世帯、86 人	
	合 計	32 棟、29 世帯、86 人	
農林水産物	農作物等	—	
	水産物・水産 施設	漁 船	33 隻、19,650 千円
		漁 具	1 件、50 千円
		養殖施設	4 件、7,580 千円
		共同利用施設	200 千円
		養殖物	5 件、27,420 千円
		小 計	54,900 千円
合 計	54,900 千円		



津波により転覆した漁船(久見漁港)



津波により転覆した漁船(久見漁港)



津波により転覆した漁船(久見漁港)

第3節 地震被害想定

【資料2-3-1】 地震被害想定調査の概要(島根県地域防災計画(震災編)より抜粋)

島根県内における地震・津波等による被害を科学的・総合的に予測し、県内の防災関係機関による効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に平成22年度から平成24年度にかけ調査を行った。

調査実施にあたっては、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づき、地震発生時の揺れの大きさや津波などの状況を予測し、さらにその時に起こりうる物的・人的被害の諸状況を予測した。

第1 地震被害想定調査の概要

(1) 調査対象範囲

調査の対象は、島根県全域(6,707.86km²(平成21年10月末現在))

(2) 調査単位

解析・評価を行う単位は、250m メッシュ単位(標準地域メッシュの第3次地域区画の4分の1地域メッシュ)及び行政区(市町村)を併用し、予測項目によっては地点・路線等とした。

また、津波の想定については、沿岸域で50mメッシュ単位とした。

(3) 想定ケース

想定時間帯として次の3ケースを想定した。

① 冬・早朝5時(兵庫県南部地震と同様の時間帯:多くの人が自宅で就寝中)

② 秋・昼12時

(日中の社会活動が盛んな時間帯:多くの人が会社、学校など自宅外にいる)

③ 冬・夕刻18時(出火危険性の高い時間帯:帰宅等による人口移動時間帯と重なる。)

※気象条件として、松江、浜田、西郷における気象データを基に、

冬:湿度72%、風速17m/s、風向:西南西

秋:湿度76%、風速16m/s、風向:西南西

として設定した。

※建物被害については、積雪を考慮した場合も想定した。

第2 想定地震

島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す9地震とした。

想定地震一覧表

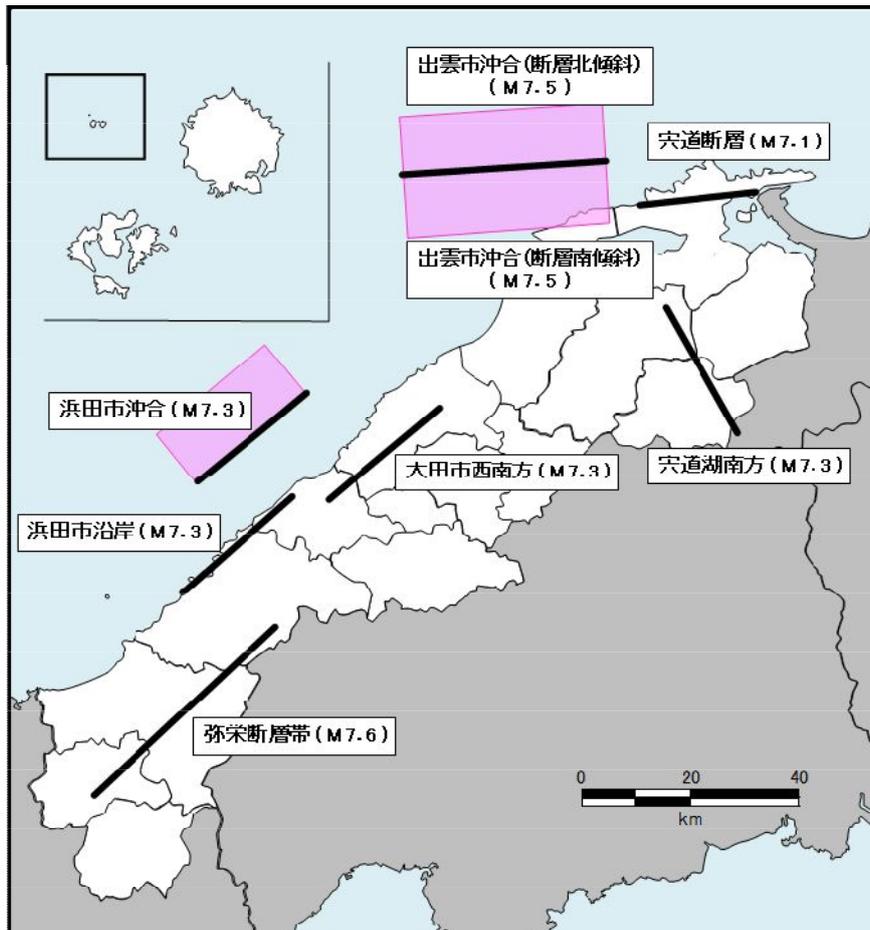
	想定地震名	マグニチュード(M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層

	想定地震名	マグニチュード(M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震(M7.85) 【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)	7.85 及び 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜および南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○	海域の浅い地震を想定	海底地形

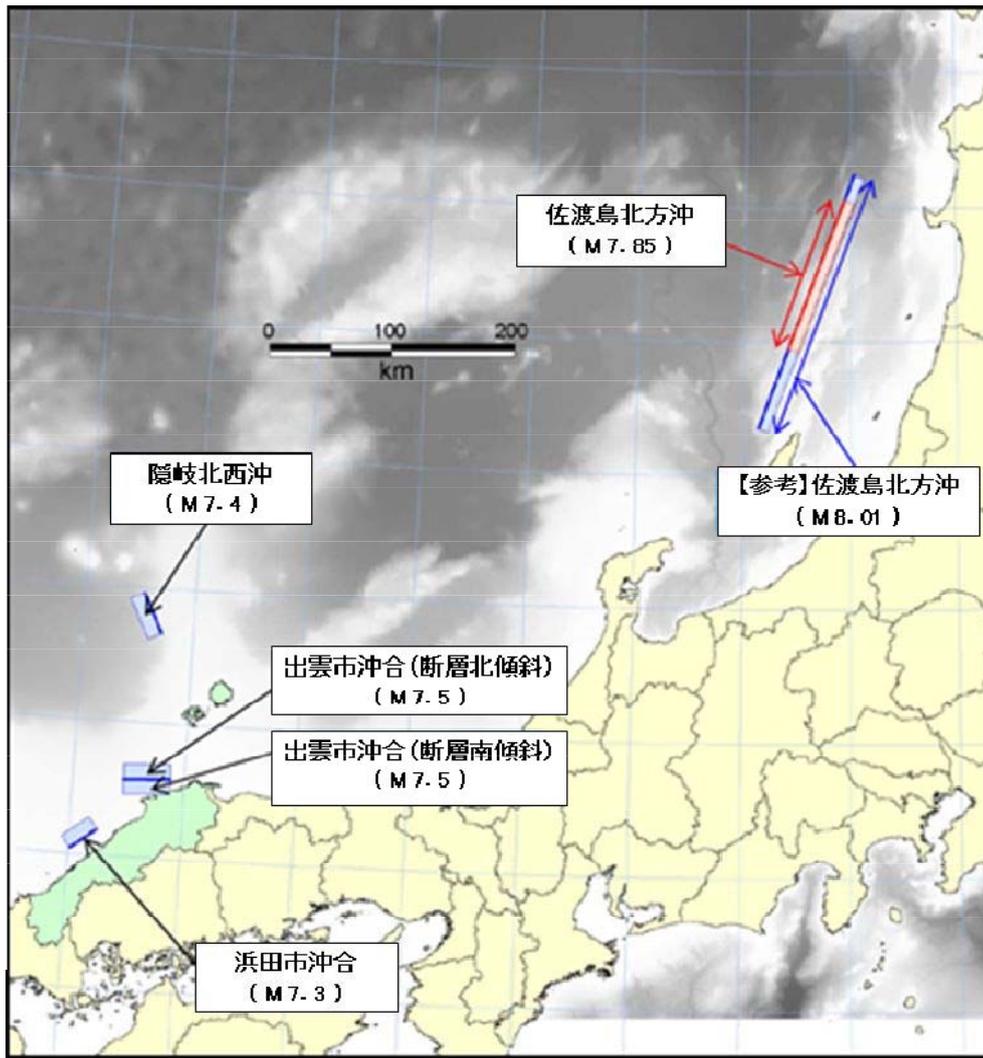
○:想定対象、—:想定対象外

なお、「【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)」及び「隠岐北西沖の地震」については、津波浸水想定区域の調査のみ行った。

地震動の想定を対象とした地震の断層位置



津波の想定を対象とした地震の断層位置



第4章 津波の想定

4.1 波源モデルの設定

4.1.1 解析方法

平面2次元シミュレーションモデル(非線形長波理論)により、津波遡上解析を実施する。

4.1.2 検討ケース

今回調査で津波シミュレーションを行う地震(波源)は、前章の地震動の想定で設定した地震のうち、沿岸海域の地震、及び地震調査研究推進本部が「日本海東縁部の海溝型地震」として評価している空白域(過去の震源モデルが知られていない想定震源域)である、佐渡島北方沖の地震を検討ケースとし、以下の6地震(波源)を想定地震として設定する。

- ① 佐渡島北方沖の地震(M7.85)
- ②【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)
- ③ 出雲市沖合の地震(断層北傾斜)
- ④ 出雲市沖合の地震(断層南傾斜)
- ⑤ 浜田市沖合の地震

⑥ 隠岐北西沖の地震

なお、佐渡島北方沖の地震については、地震調査研究推進本部の想定規模を考慮した設定の他に、参考として、震源が佐渡島北方沖の評価対象領域全体に及んだ場合(M8.01)も設定する。

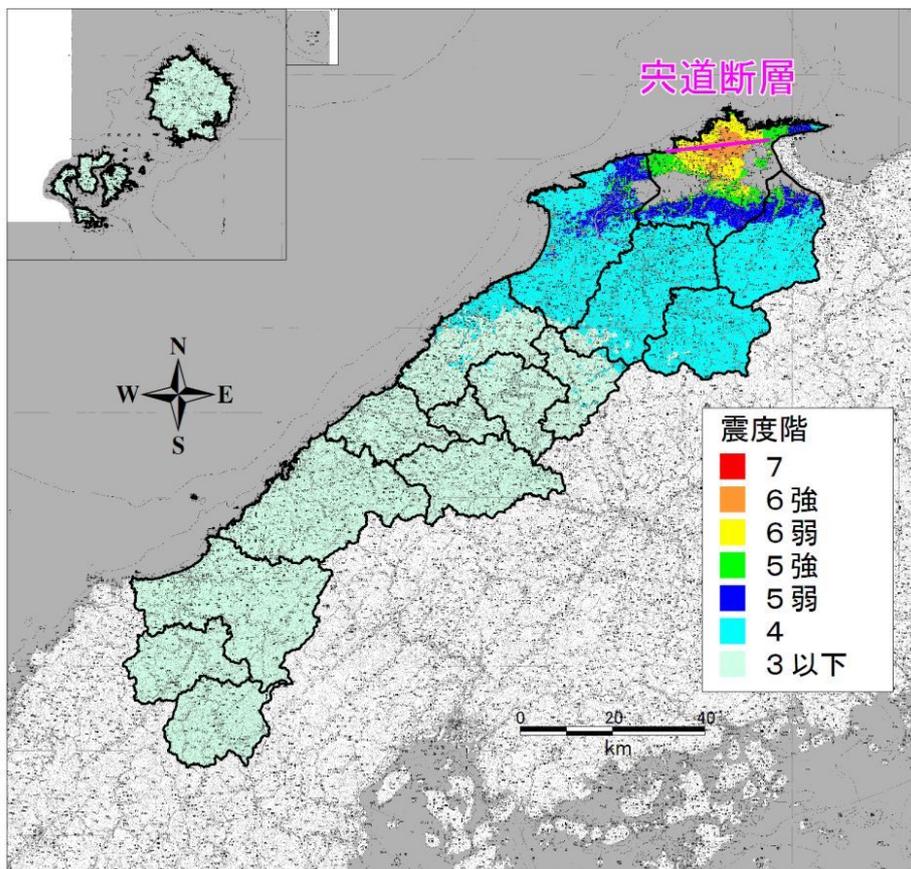
また、「【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)」及び「隠岐北西沖の地震」については、浸水想定のみとし、被害想定は行わない。

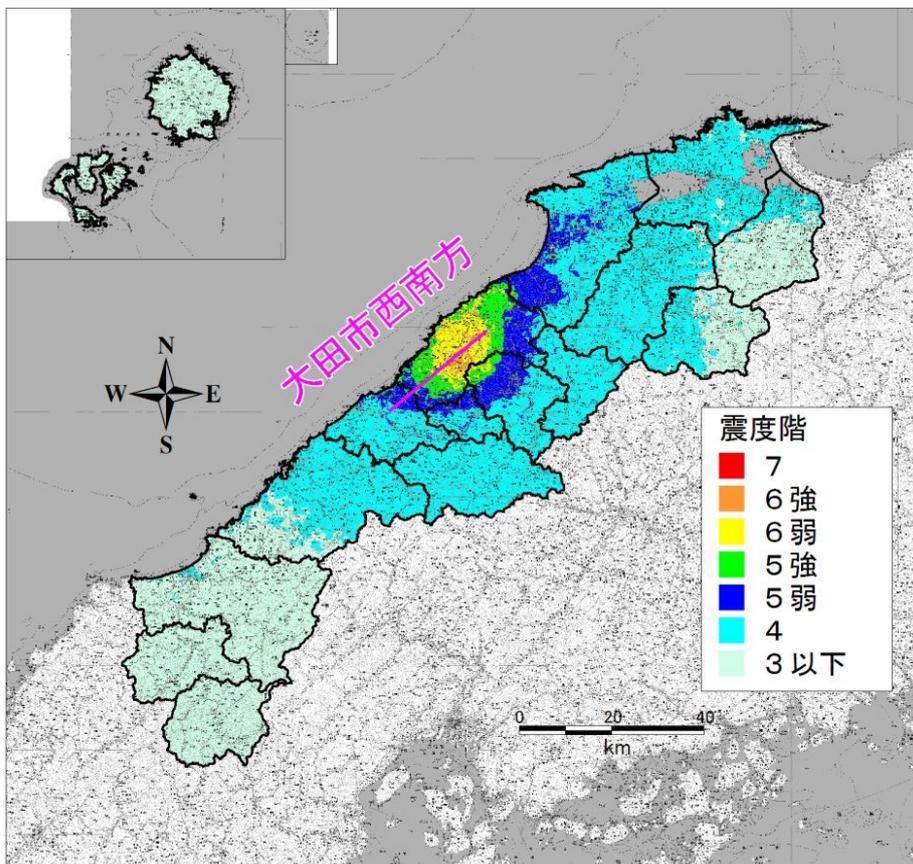
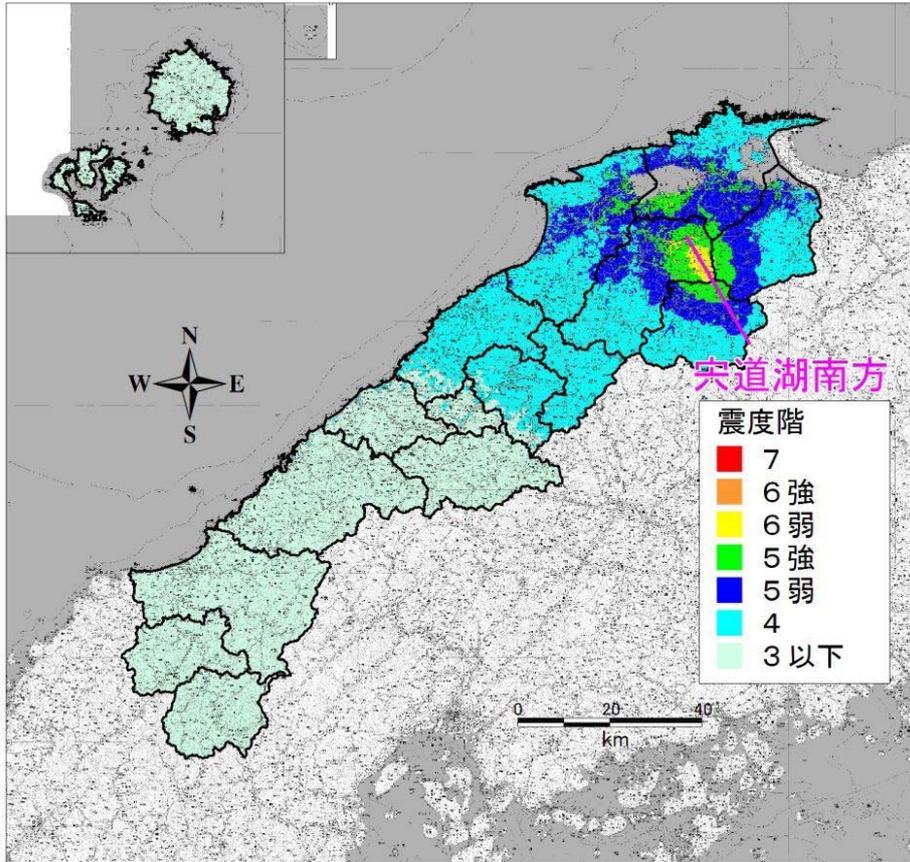
【資料2-3-2】地震動及び津波の予測結果(島根県地域防災計画(震災編)より抜粋)

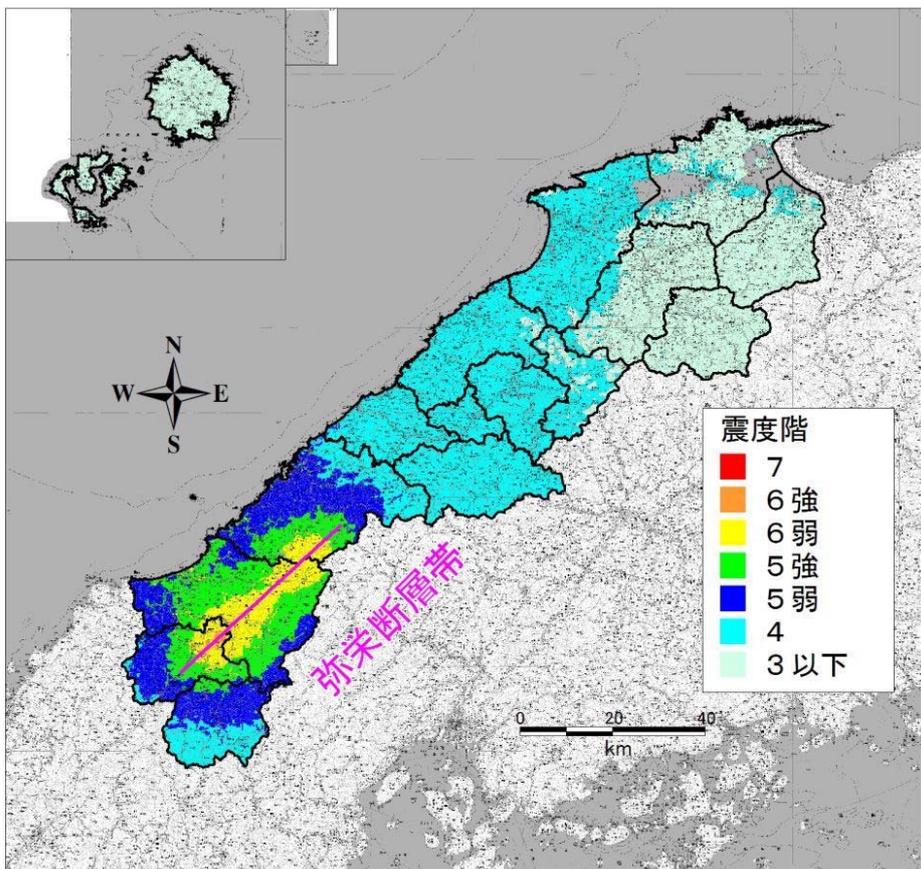
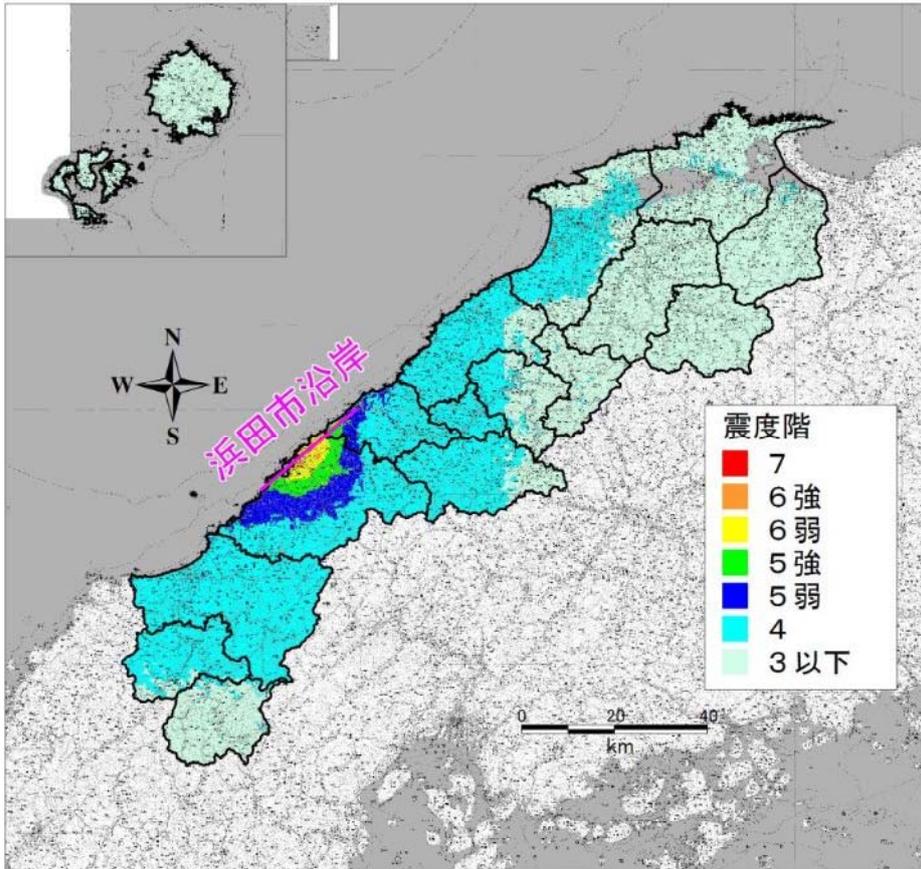
1. 地震動分布

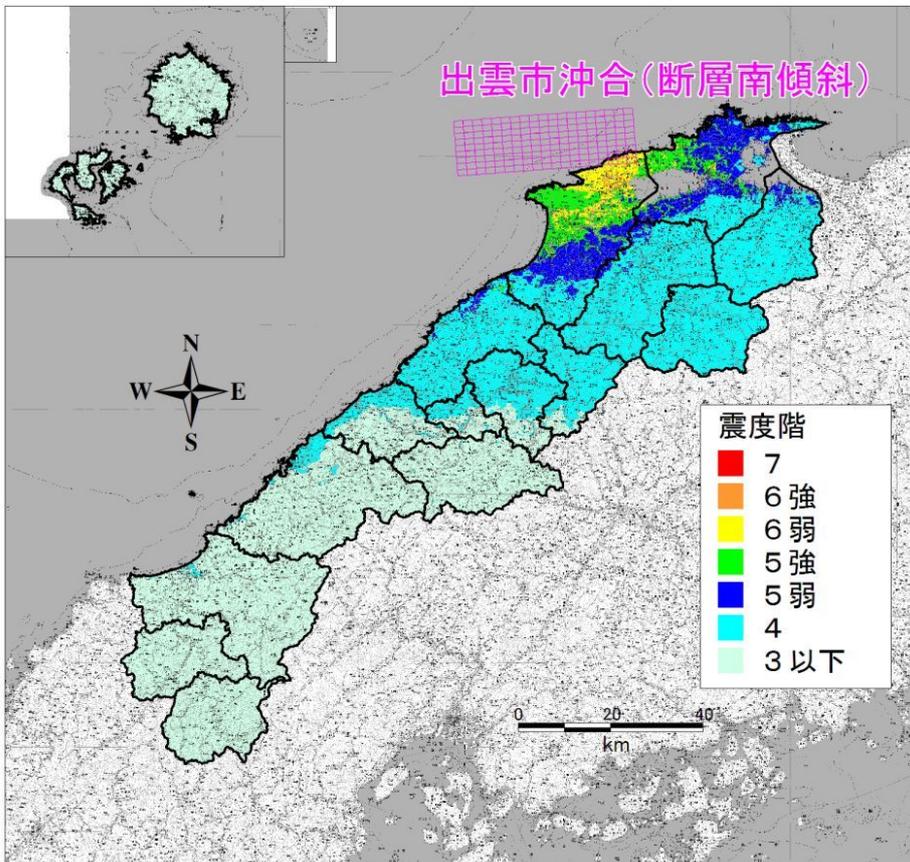
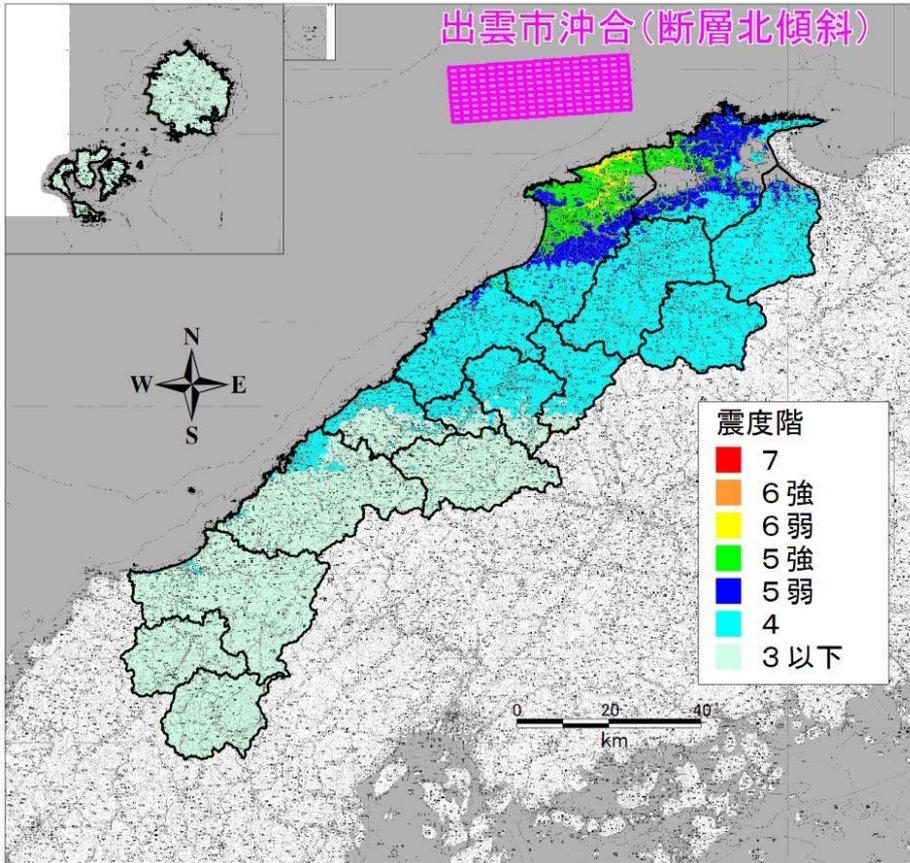
隠岐の島町では、いずれの想定地震の場合においても震度3以下となっている。

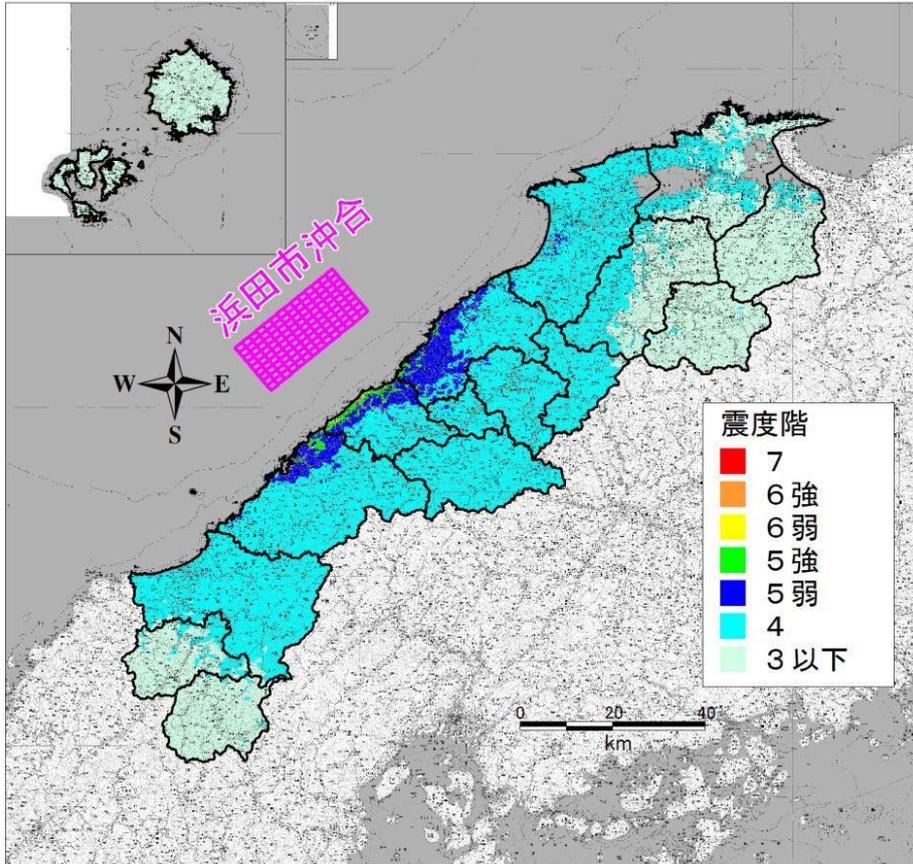
以下に、各想定地震の地表における新動分布を示す。











2. 津波の予測結果

各想定地震の津波シミュレーションを実施し、以下の3項目を整理する。整理結果を次ページ以降に示す。

1) 津波の高さ

地震による地盤の隆起沈降を考慮して、「最大水位(初期潮位基準)－地震による地盤の隆起量」を津波の高さとする。例えば、出雲市沖合の地震(断層北傾斜)では、最大水位は東京湾平均海面(T.P.)基準で4.44mだが、初期潮位0.50mを差し引き、さらに断層運動により出雲市沿岸で9cmの地盤沈降を考慮すると、津波の高さは4.03mとなる。

$$\begin{aligned} \text{津波の高さ}[4.03\text{m}] &= \text{最大水位 (T.P.基準)} [+4.44\text{m}] \\ &\quad - \text{初期潮位 (T.P.基準)} [+0.50\text{m}] - \text{地盤の隆起量} [-0.09\text{m}] \end{aligned}$$

2) 津波の到達時間

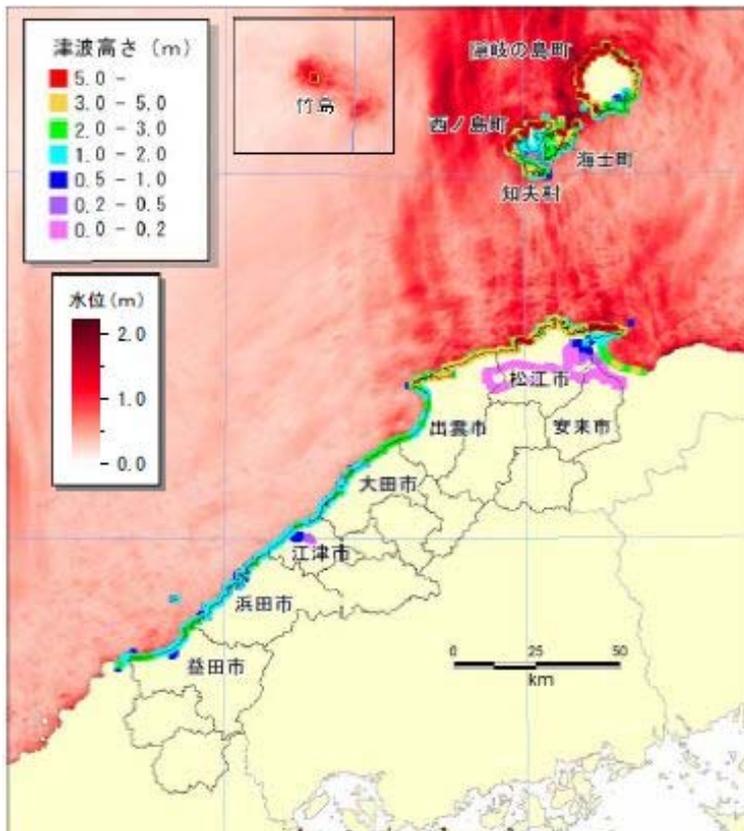
津波注意報発表の基準である水位変化が±20cm以上となった時間を津波の到達時間とする。そのため、水位変化が±20cmに達しない場合は到達時間を表示していない。

3) 浸水深分布

浸水深は、各メッシュの地盤高から測った最大水位である。

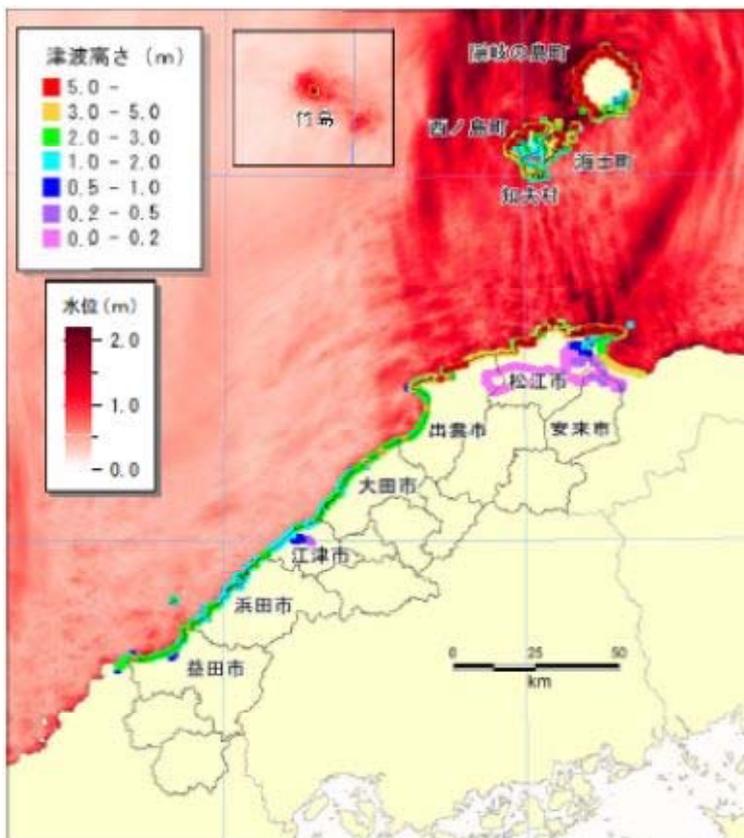
浸水深については、別途津波浸水予測図としてとりまとめる。

① 海岸の最大津波高さ



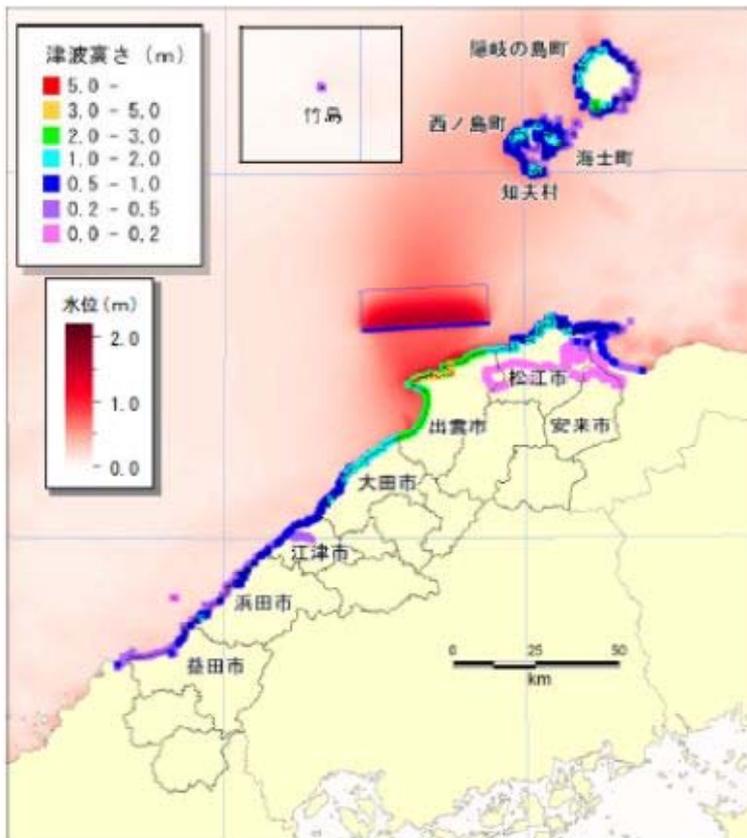
隠岐の島町の最大津波の高さ及び到達時間	
津波の到達時間	74分
最大津波の到達時間	147分
最大津波の高さ	8.95m
最大水位(T.P.+m)	9.45m

佐渡島北方沖の地震(M7.85)の最大津波の高さ



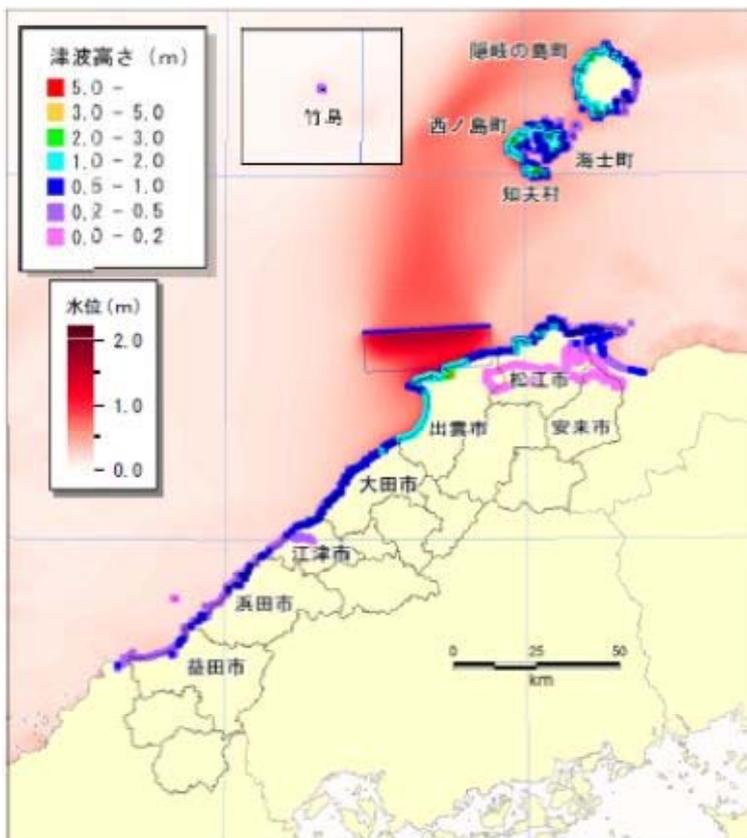
隠岐の島町の最大津波の高さ及び到達時間	
津波の到達時間	71分
最大津波の到達時間	147分
最大津波の高さ	12.85m
最大水位(T.P.+m)	13.35m

【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)の最大津波の高さ



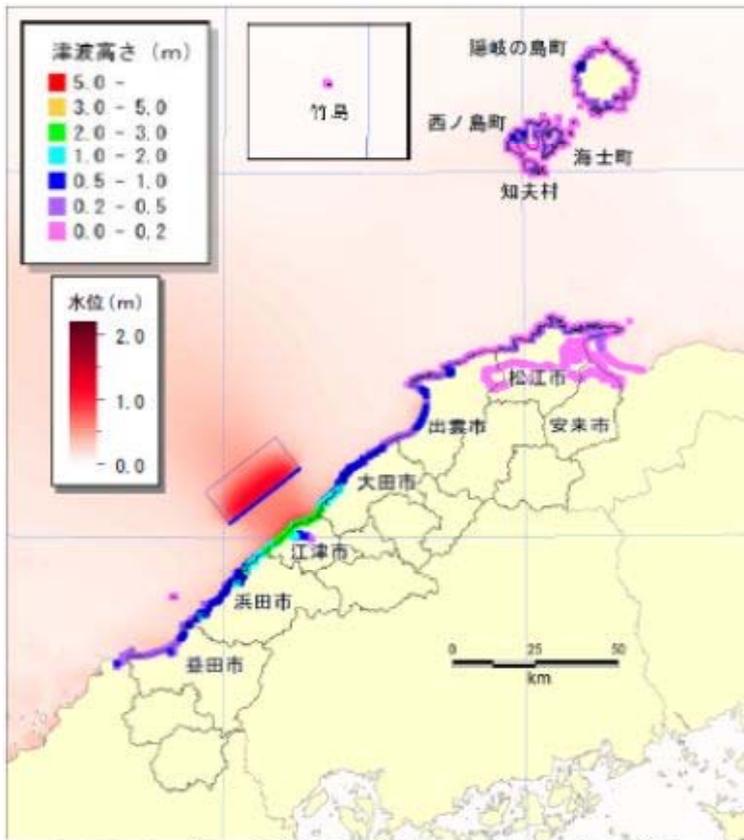
隠岐の島町の最大津波の高さ及び到達時間	
津波の到達時間	36分
最大津波の到達時間	60分
最大津波の高さ	2.33m
最大水位(T.P.+m)	2.83m

出雲市沖合の地震(断層北傾斜)の最大津波の高さ



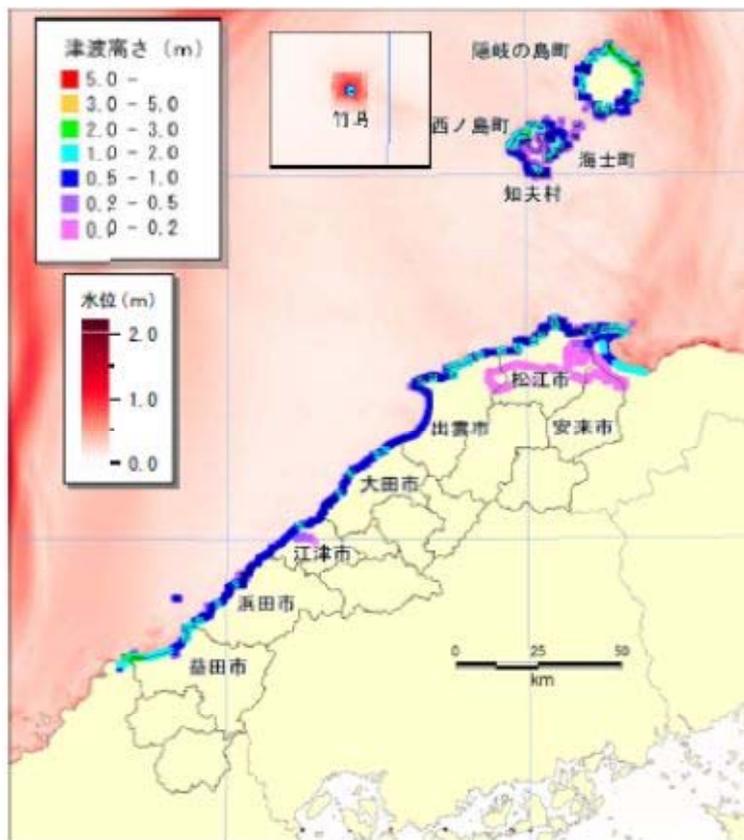
隠岐の島町の最大津波の高さ及び到達時間	
津波の到達時間	40分
最大津波の到達時間	48分
最大津波の高さ	2.18m
最大水位(T.P.+m)	2.68m

出雲市沖合の地震(断層南傾斜)の最大津波の高さ



隠岐の島町の最大津波の高さ及び到達時間	
津波の到達時間	69分
最大津波の到達時間	101分
最大津波の高さ	0.72m
最大水位 (T.P. + m)	1.22m

浜田市沖合の地震の最大津波の高さ



隠岐の島町の最大津波の高さ及び到達時間	
津波の到達時間	22分
最大津波の到達時間	44分
最大津波の高さ	2.42m
最大水位 (T.P. + m)	2.92m

隠岐北西沖の地震の最大津波の高さ

② 隠岐の島町における沿岸津波高さ

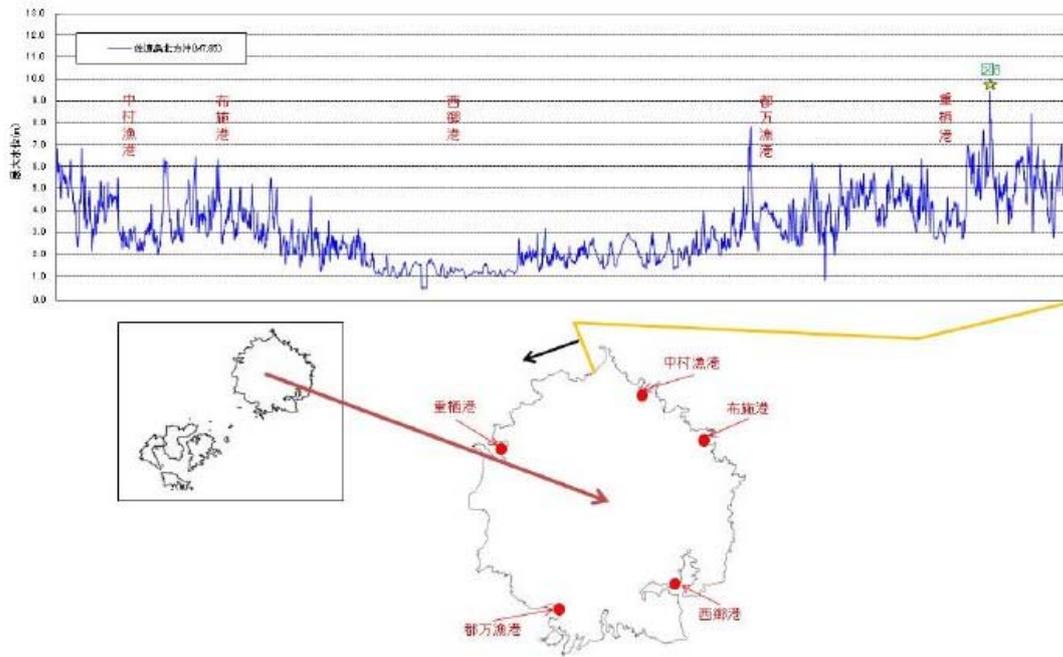


図 4.5-9 沿岸津波高さ 佐渡島北方沖(M7.85) (隠岐の島町)

※この結果はあくまでも一つの想定に基づくものであり、これよりも大きな津波が来襲する可能性もある

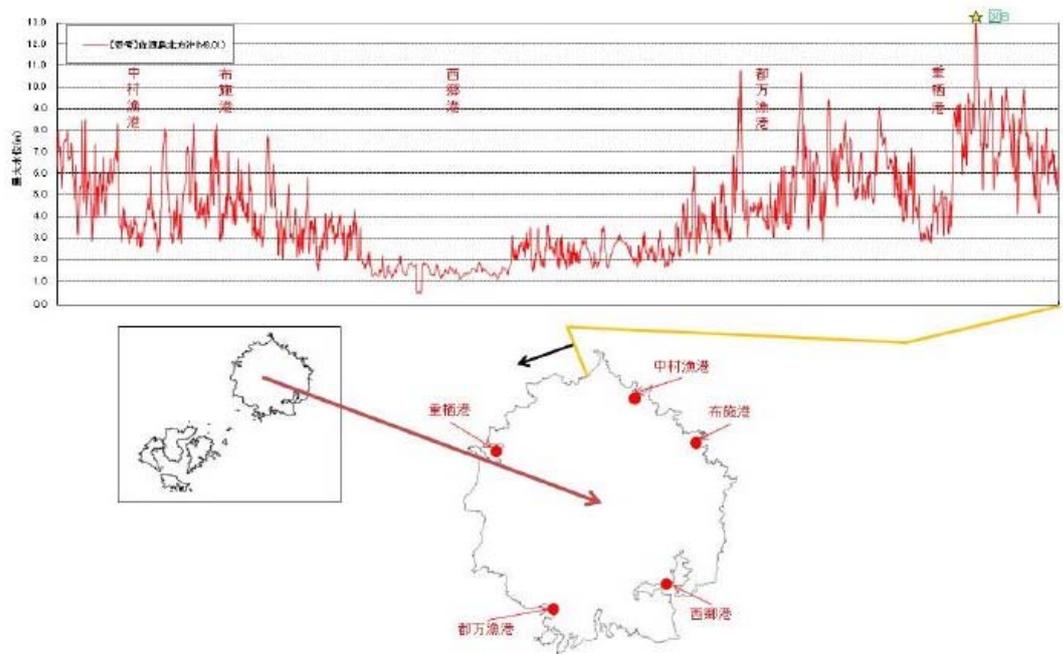


図 4.5-14 沿岸津波高さ 【参考】佐渡島北方沖(M8.01) (隠岐の島町)

※この結果はあくまでも一つの想定に基づくものであり、これよりも大きな津波が来襲する可能性もある

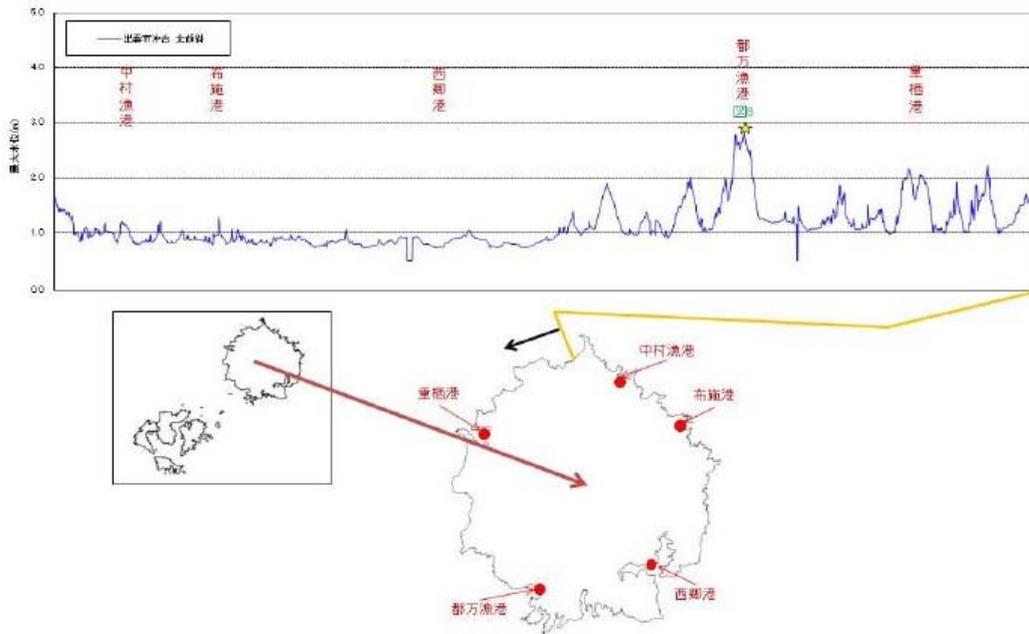


図 4.5-19 沿岸津波高さ 出雲市沖合（断層北傾斜）（隠岐の島町）

※この結果はあくまでも一つの想定に基づくものであり、これよりも大きな津波が来襲する可能性もある

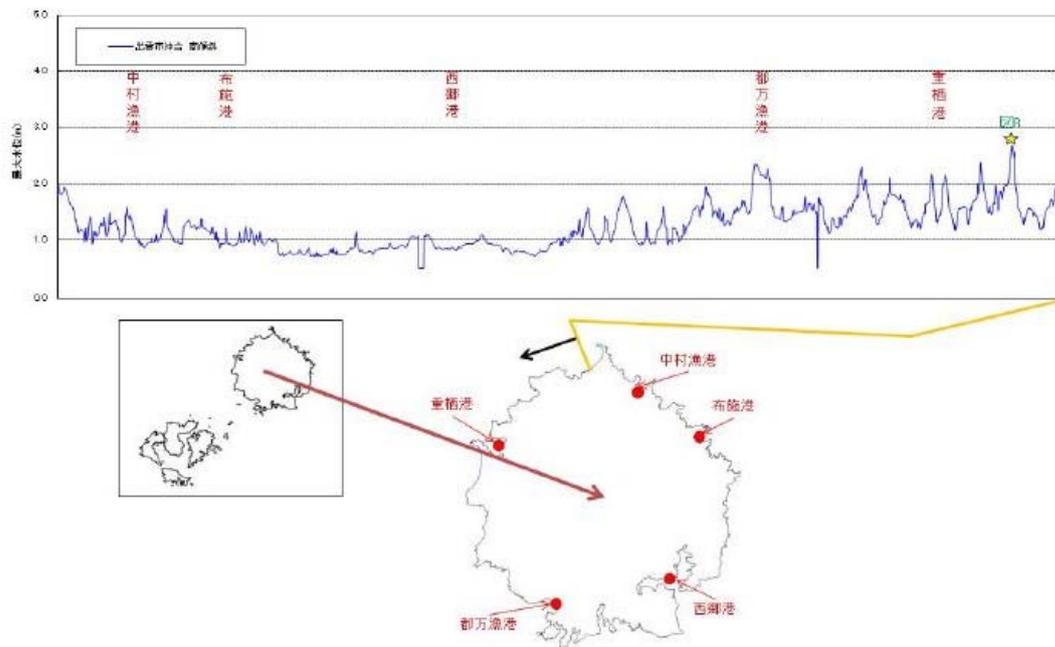


図 4.5-24 沿岸津波高さ 出雲市沖合（断層南傾斜）（隠岐の島町）

※この結果はあくまでも一つの想定に基づくものであり、これよりも大きな津波が来襲する可能性もある

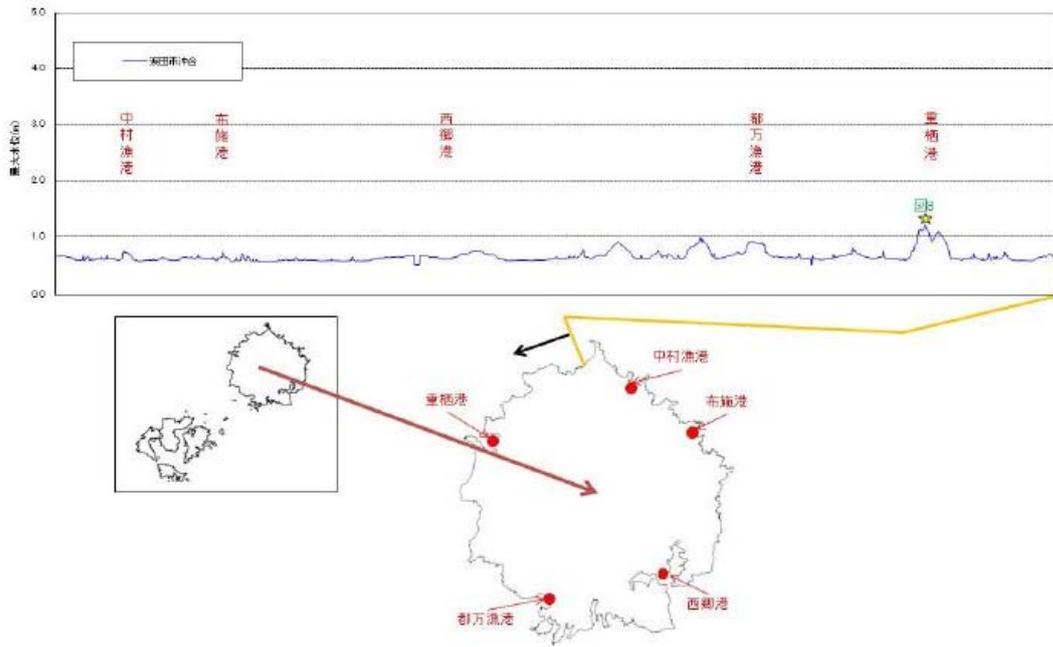


図 4.5-29 沿岸津波高さ 浜田市沖合（隠岐の島町）

※この結果はあくまでも一つの想定に基づくものであり、これよりも大きな津波が来襲する可能性もある

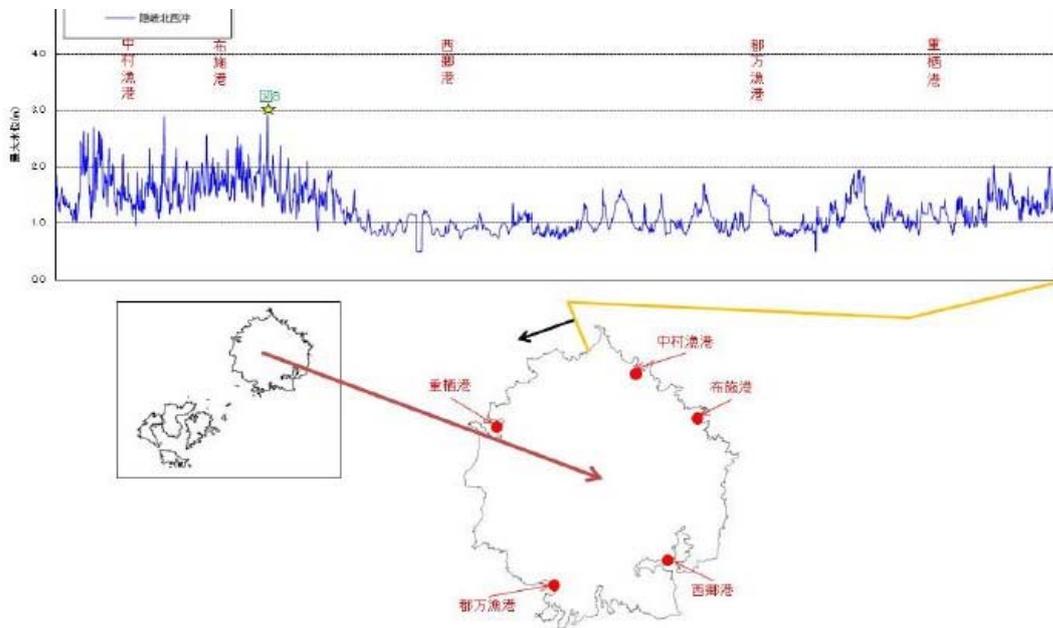
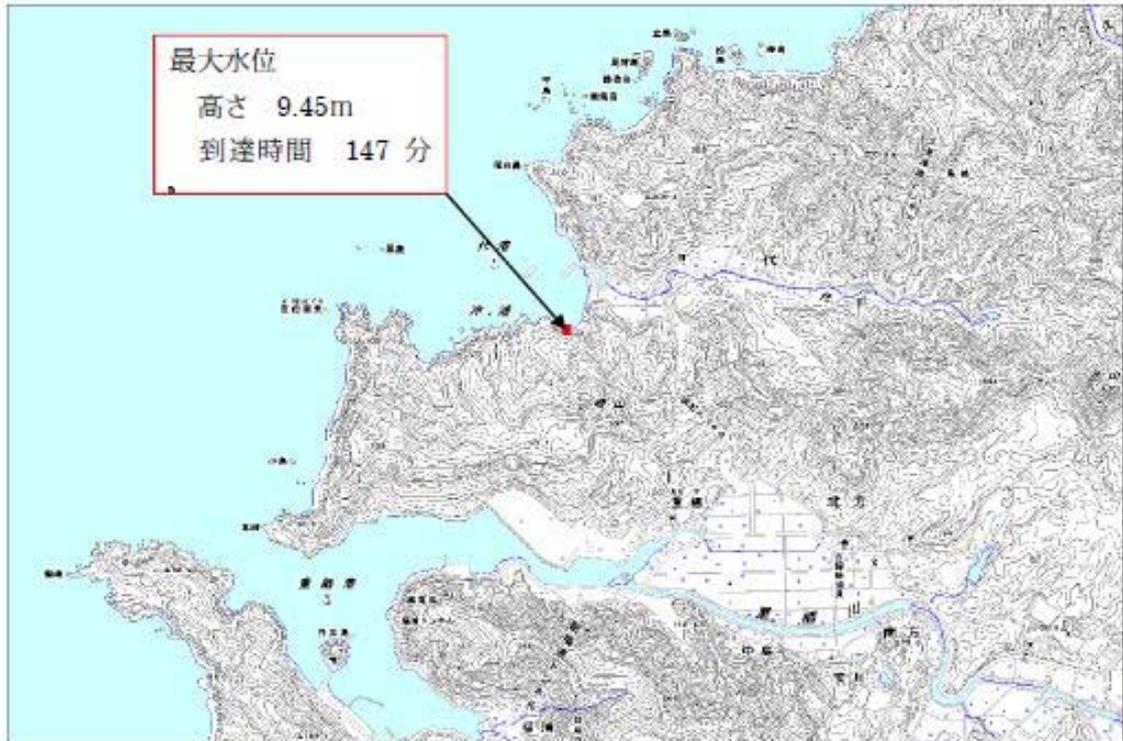


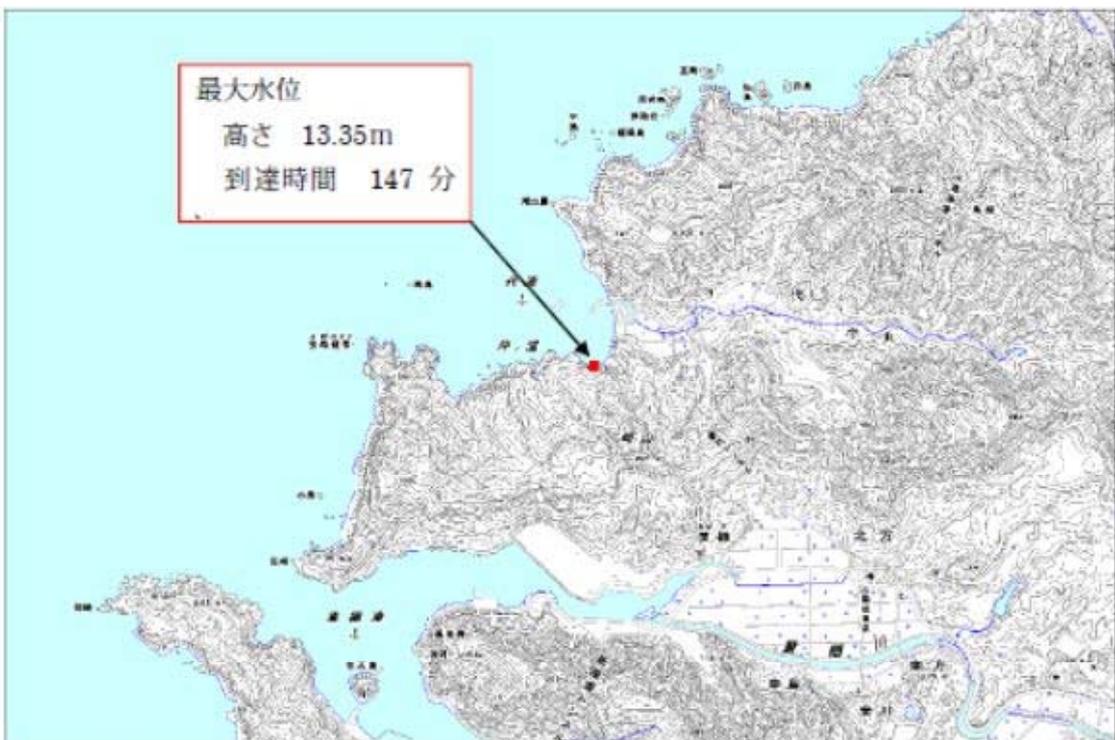
図 4.5-34 沿岸津波高さ 隠岐北西沖（隠岐の島町）

※この結果はあくまでも一つの想定に基づくものであり、これよりも大きな津波が来襲する可能性もある

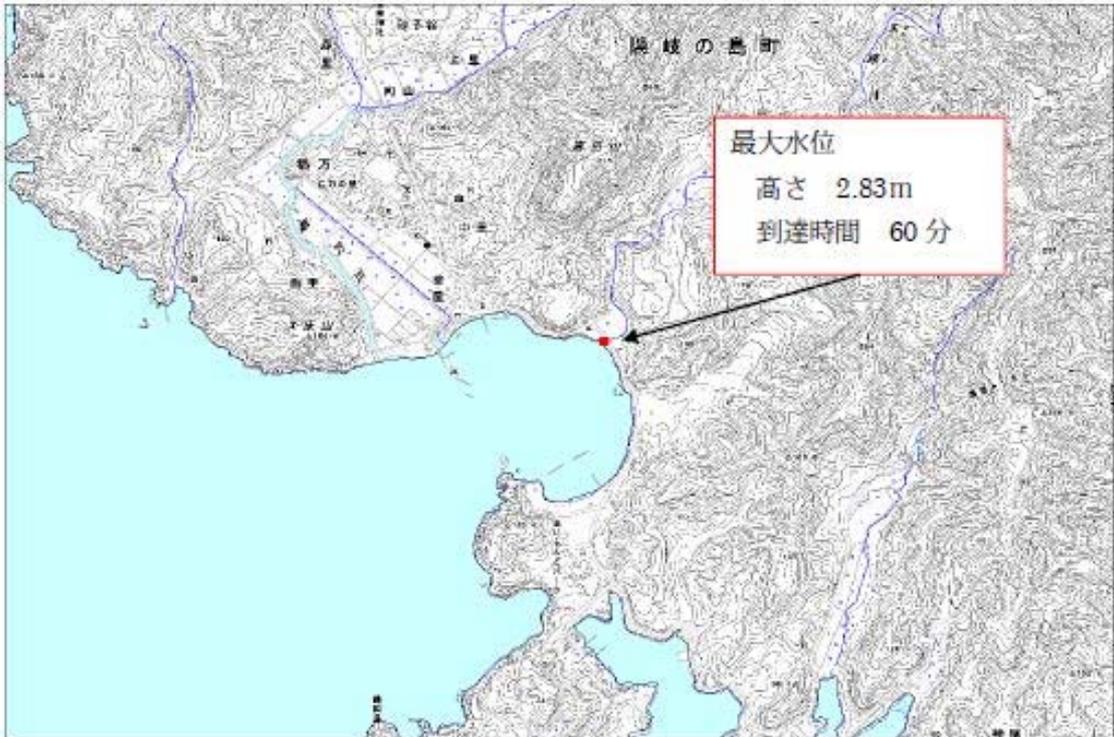
③ 隠岐の島町における津波の最大水位地点位置図



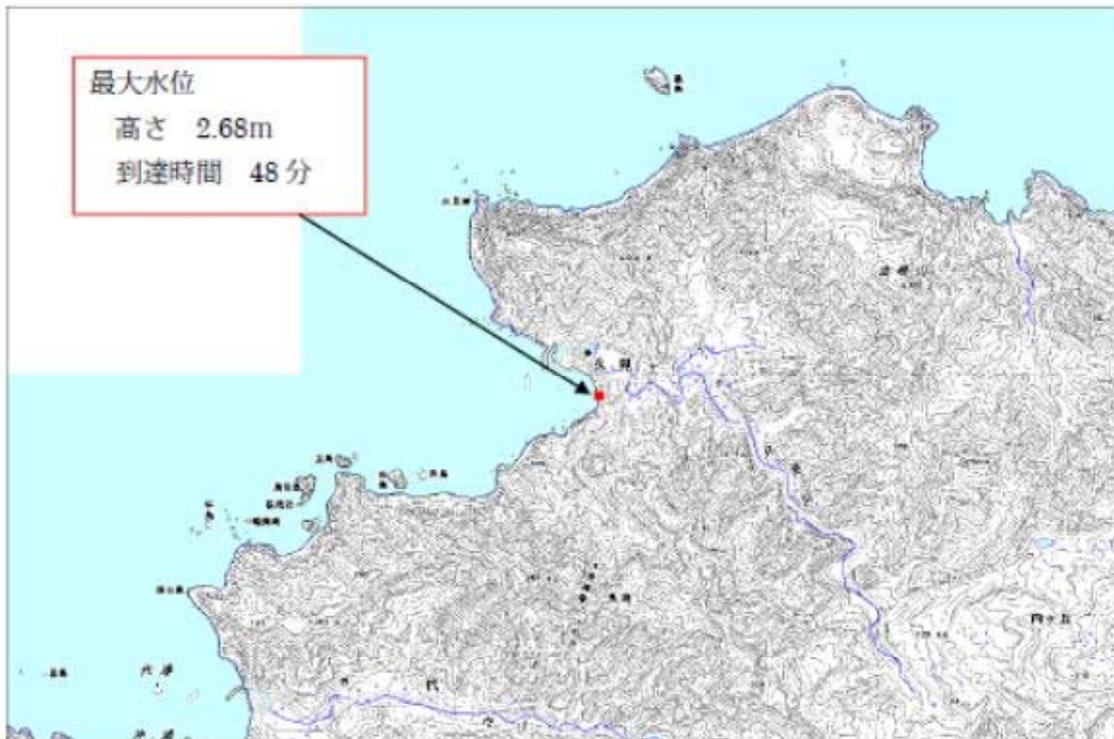
佐渡島北方沖 (M7.85)



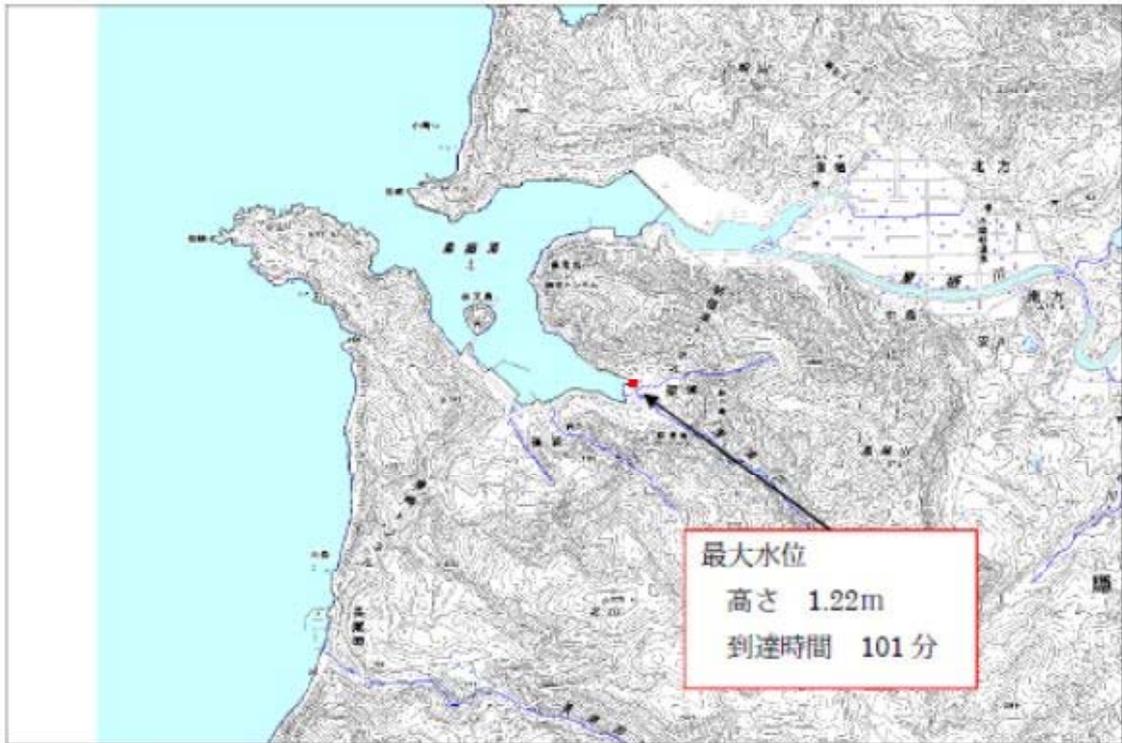
【参考】 佐渡島北方沖 (M8.01)



出雲市沖合（断層北傾斜）



出雲市沖合（断層南傾斜）



浜田市沖合



隠岐北西沖



第3章 災害予防計画

第1節 浸水・地盤災害の予防

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

第3節 農林漁業施設災害の予防

第4節 防災活動体制の整備

第5節 災害情報通信環境の整備・運用

第6節 交通確保及び規制体制・

輸送体制の整備

第7節 防災施設・装備等の整備

第8節 食料・飲料水及び生活必需品等

確保・供給体制の整備

第3章 災害予防計画

第1節 浸水・地盤災害の予防

1. 水害予防

【資料3-1-1】重点水防区域及び災害危険箇所

(1) 重点水防区域

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長(m)	備考
八尾川	八尾川	自:隠岐郡隠岐の島町原田(蔵見橋) 至: " " 西町(河口)	左	5,600	
"	"	自:隠岐郡隠岐の島町平(天川合流点) 至: " " 港町(河口)	右	4,400	
重栖川	重栖川	自:隠岐郡隠岐の島町郡(五箇大橋) 至: " " 南方(河口)	左	3,800	
"	"	自:隠岐郡隠岐の島町郡(五箇大橋) 至: " " 北方(河口)	右	3,800	
計	4			17,600	

(2) 災害危険箇所

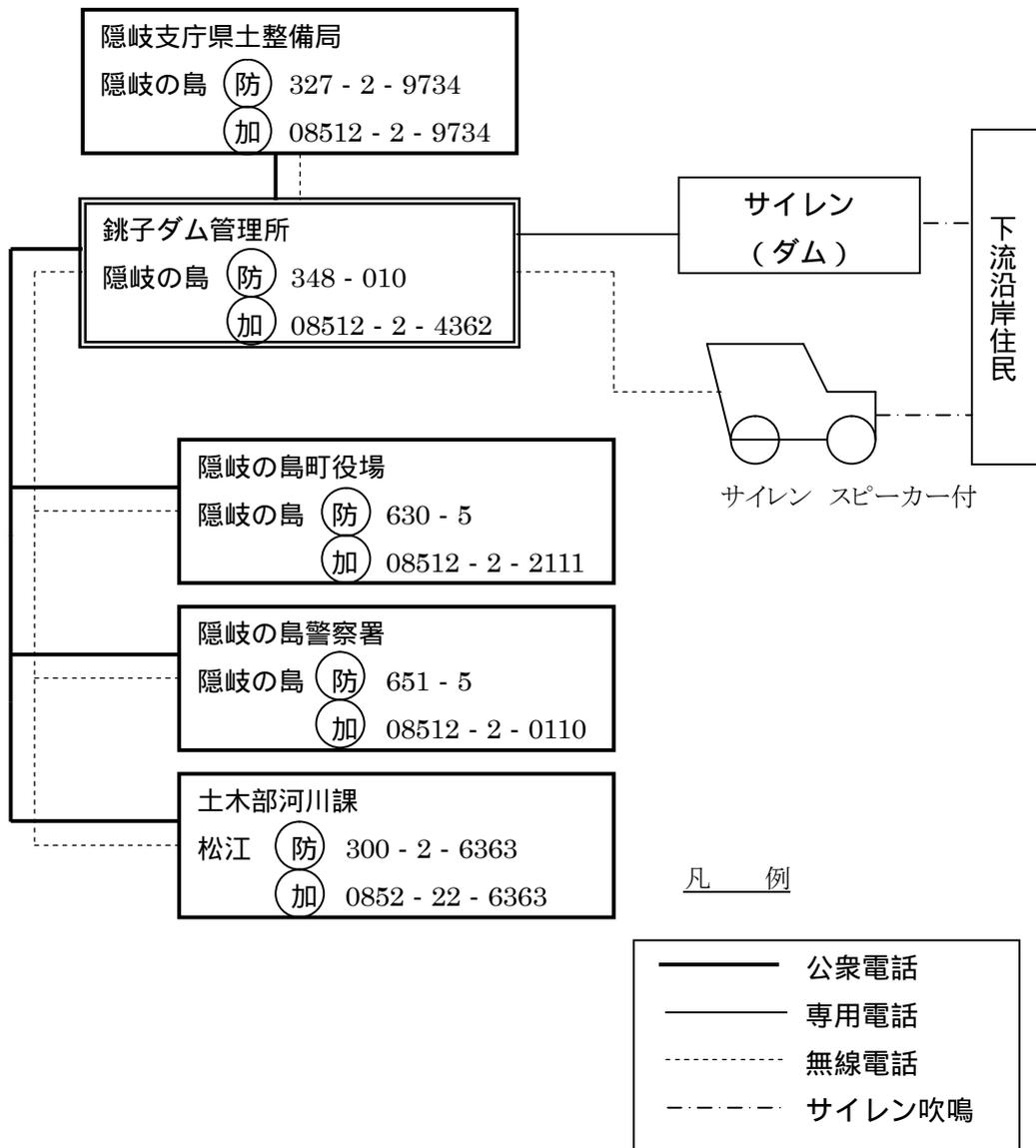
番号	河川名	位置	左右岸	延長(m)	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
隠-1	那久路川	隠岐の島町那久路	右	150	深掘れ	B	深掘れ	木流工	"
隠-2	那久川	隠岐の島町那久	左	1,300	"	B	"	"	"
隠-3	"	"	右	1,300	"	B	"	"	"
隠-4	代川	隠岐の島町代	左	100	河積	A	河積不足	積土のう工	"
隠-5	都万川	隠岐の島町都万	左	500	水衝 深掘れ	B	水衝 深掘れ	木流工 積土のう工	"
隠-6	"	"	右	500	"	B	"	"	"
隠-7	春日川	隠岐の島町布施	左	170	深掘れ	A	深掘れ	木流工	"
計		7箇所		4,020					

【資料3-1-2】 銚子ダムにおける水位観測所及び連絡系統等

(1) 関係機関に対する通知先

	通知の相手先		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(一)	島根県知事	隠岐支庁県土整備局	防災専用電話 加入電話	
	隠岐の島町長	隠岐の島町役場総務課		
	隠岐の島警察署長	隠岐の島警察署警備課		
(二)	中国地方整備局長	中国地方整備局河川部 河川管理課		

(2) 関係機関に対する通知系統図



2. 土砂災害予防

【資料3-1-3】地すべり防止区域及び地すべり危険地区

(1) 地すべり防止区域一覧

整理番号	区域名	位置	地すべりの概況			人家戸数(戸)	告示年月日	告示番号
			地すべり傾斜(度)	地すべり深度(m)	指定面積(ha)			
7	都万目	隠岐の島町上西	5~20	9.5~24.0	41.92	25	H19.3.13	国 303
9	犬来	隠岐の島町犬来	10~25	3.0~20.0	28.00	66	S38.2.5	建 154
12	大久	隠岐の島町大久	30	25.0	5.20	6	S39.2.21	建 262
27	上那久	隠岐の島町那久			102.12		H19.10.1	国 1255
44	歌木	隠岐の島町歌木	15	8.0~15.0	22.50	31	S58.3.31	建 901
91	上里	隠岐の島町都万	10~20	10.0~15.0	35.94	88	H2.3.31	建 836
100	山田中	隠岐の島町山田中	10	10.0	27.40	43	H14.5.24	国 460
113	郡	隠岐の島町郡	20	10.0	6.50	32	H14.1.25	国 33

(2) 地すべり危険地区一覧

危険地区番号	地区名(所在地)	位置		危険地区面積(ha)	関係戸数		被災危険度	地すべり危険度
		町村	大字		人家数(戸)	公共施設(道路除く)		
32528-1	地区名なし (隠岐郡隠岐の島町)	隠岐の島町	中村	82.30	98	5	a2	a1
32528-2	地区名なし (隠岐郡隠岐の島町)	隠岐の島町	小路	283.60	20	0	a2	a1
32528-3	地区名なし (隠岐郡隠岐の島町)	隠岐の島町	山田	34.00	60	0	c2	a1
32528-4	地区名なし (隠岐郡隠岐の島町)	隠岐の島町	小路	32.90	26	0	a2	a1
32528-5	地区名なし (隠岐郡隠岐の島町)	隠岐の島町	蔵田	14.43	15	0	a2	a1

【資料3-1-4】急傾斜地崩壊危険区域

危険箇所番号	地区名	危険箇所名	指定面積 (a)	人家戸数 (戸)	急傾斜地崩壊区域の 指定
2510	諾浦	諾浦	76.400	6	H13.12.4 H18.10.10
2512	蔵見	蔵見	216.060	19	H13.12.4 H23.9.2
2515	名田2	名田	6.150	4	H16.12.28
*	名田	未調査	36.700	9	H22.4.20
2516	土居敷	土居敷	7.800	13	H20.7.8
2518	中村1	中村1	143.240	6	H23.2.18
2519	西町	西町	104.000	180	S45.7.28
2520	西町指向	西町指向	48.800	15	S49.2.19
2522	白崎	白崎	247.200	8	H6.6.17 H14.11.8 H18.5.30
2523	登具	登具	21.200	26	S51.3.26 H3.2.22
2525	東町西	東町西	52.400	50	S55.3.21
2526	東町ミナイ*	東町ミナイ*	18.400	20	S60.1.29
2527	半崎	半崎	65.200	40	S54.4.13
2528	東町	東町	109.100	49	S45.7.28 S52.8.23
2529	大城	大城	66.000	27	S45.7.28
2530	中町	中町	268.800	124	S45.7.28 S52.8.23 S60.1.29 H17.9.13
2534	桐尾尻	柯尾尻	44.500	13	S54.4.13
2536	加茂3	加茂下	163.400	12	H22.10.29
2541	中村2	中村2	82.400	10	H23.2.18
2544	加茂一	加茂1	23.200	16	S47.5.26 S54.4.13
2546	今津	今津	17.400	15	S57.5.4
2551	山根	山根	42.700	6	H7.3.3
2856	屋敷余り2	屋敷余り2	30.600	9	H15.12.19
3152	屋敷余り1	屋敷余り1	6.600	5	H15.12.19
*	高井	未調査	116.400	10	H21.3.13
*	高井2	未調査	17.800	5	H22.12.21
*	殿屋敷	未調査	42.300	5	H23.6.14
3157	加茂大橋東	加茂大橋東 1	64.200	5	H20.1.11
2543	中村3	中村4	59.150	7	H24.7.10
2542	中村4	中村3	98.070	15	H25.5.14
2552	飯美2	角奥	124.500	11	H18.4.7
2553	飯美	飯美	107.600	18	H15.9.30

第3章 災害予防計画
第1節 浸水・地盤災害の予防

危険箇所番号	地区名	危険箇所名	指定面積 (a)	人家戸数 (戸)	急傾斜地崩壊区域の 指定
2556	布施	布施	189.700	48	H6.6.17 H13.12.4
2559	飯美3	角奥2	144.500	16	H20.4.1
2563	久見	魚切り	151.960	10	H18.3.17
2568	福浦	福浦1	87.400	26	H18.5.30
2575	客の森	客ノ森	3.060	5	S56.3.31
2576	中島	中島	224.000	22	H12.10.27
9735	郡		53.200	7	H8.4.2
2602	宮谷	宮谷	89.730	16	H1.3.17 H23.11.22
2606	森里	森里	465.600	23	H18.5.8 H21.4.24
2607	西里Ⅱ	西里Ⅱ	129.300	40	S62.3.3 H3.2.22 H21.5.19
2608	向山	向山	146.300	20	S58.11.18
2609	釜屋1	釜屋	87.000	18	H14.11.8
*	釜屋2	釜屋	43.000	13	H14.11.8
2610	津戸	津戸	87.900	14	H2.2.27
2613	西里Ⅰ	西里	48.000	12	S62.3.3
2614	中里	中里	242.500	22	H13.12.4
2616	油井	国吉平	105.900	5	H14.11.8
9755	都万	都万	22.700	2	H20.7.8

【資料3-1-5】山腹崩壊危険地区

危険地区 番号	地区名	大字	危険地区 面積(ha)	関係戸数 (戸)	被災 危険度	山腹崩壊 危険度	備 考
32528-1	地区名なし	元 屋	2	6	b2	b1	
32528-2	地区名なし	元 屋	6	16	a2	c1	
32528-3	地区名なし	原 田	2	1	c2	c1	
32528-4	地区名なし	大 久	1	1	c2	a1	
32528-5	地区名なし	大 久	3	0	c2	c1	
32528-6	地区名なし	原 田	4	10	a2	c1	
32528-7	地区名なし	上 西	2	6	b2	c1	
32528-8	地区名なし	上 西	3	6	b2	c1	
32528-9	地区名なし	原 田	1	5	b2	c1	
32528-10	地区名なし	原 田	1	5	b2	c1	
32528-11	地区名なし	上 西	1	2	c2	a1	
32528-12	地区名なし	上 西	6	8	b2	a1	
32528-13	地区名なし	原 田	2	11	a2	b1	
32528-14	地区名なし	上 西	2	5	b2	c1	
32528-15	地区名なし	上 西	2	10	a2	b1	
32528-16	地区名なし	上 西	1	3	c2	c1	
32528-17	地区名なし	原 田	4	12	a2	c1	
32528-18	地区名なし	原 田	3	14	a2	c1	
32528-19	地区名なし	原 田	2	10	a2	c1	
32528-20	地区名なし	原 田	4	15	a2	c1	
32528-21	地区名なし	有 木	4	10	a2	b1	
32528-22	地区名なし	有 木	1	5	b2	c1	
32528-23	地区名なし	有 木	3	10	a2	c1	
32528-24	地区名なし	東 郷	1	11	a2	c1	
32528-25	地区名なし	東 郷	1	11	a2	c1	
32528-26	地区名なし	東 郷	2	10	a2	c1	
32528-27	地区名なし	飯 田	5	21	a2	b1	
32528-28	地区名なし	下 西	4	13	a2	c1	
32528-29	地区名なし	下 西	1	0	a2	c1	
32528-30	地区名なし	下 西	9	43	a2	c1	
32528-31	地区名なし	有 木	2	5	a2	c1	
32528-32	地区名なし	有 木	2	6	a2	c1	
32528-33	地区名なし	有 木	2	40	a2	c1	
32528-34	地区名なし	西 町	4	26	a2	c1	
32528-35	地区名なし	西 町	5	18	a2	c1	

危険地区 番号	地区名	大字	危険地区 面積(ha)	関係戸数 (戸)	被災 危険度	山腹崩壊 危険度	備 考
32528-36	地区名なし	西 町	2	49	a2	c1	
32528-37	地区名なし	西 町	1	11	a2	c1	
32528-38	地区名なし	中 町	3	49	a2	c1	
32528-39	地区名なし	東 町	5	45	a2	c1	
32528-40	地区名なし	加 茂	1	10	a2	c1	
32528-41	地区名なし	加 茂	4	19	a2	a1	
32528-42	地区名なし	加 茂	2	10	a2	b1	
32528-43	地区名なし	加 茂	1	6	b2	c1	
32528-44	地区名なし	加 茂	2	20	a2	b1	
32528-45	地区名なし	今 津	2	16	a2	c1	
32528-46	地区名なし	今 津	9	43	a2	a1	
32528-47	地区名なし	今 津	2	1	c2	c1	
32528-48	地区名なし	加 茂	1	13	a2	c1	
32528-49	地区名なし	東 町	2	25	a2	b1	
32528-50	地区名なし	元 屋	4	4	c2	c1	
32528-51	地区名なし	元 屋	1	1	c2	c1	
32528-52	地区名なし	原 田	2	0	c2	c1	
32528-53	地区名なし	大 久	2	20	a2	c1	
32528-54	地区名なし	上 西	1	2	c2	c1	
32528-55	地区名なし	上 西	1	2	c2	c1	
32528-56	地区名なし	上 西	2	2	c2	a1	
32528-57	地区名なし	原 田	2	11	a2	c1	
32528-58	地区名なし	平	1	2	c2	c1	
32528-59	地区名なし	平	1	8	b2	c1	
32528-60	地区名なし	城 北 町	7	158	a2	b1	
32528-61	地区名なし	城 北 町	2	36	a2	c1	
32528-62	地区名なし	中 町	4	15	a2	b1	
32528-63	地区名なし	下 西	1	12	a2	c1	
32528-64	地区名なし	加 茂	8	50	a2	a1	
32528-65	地区名なし	西 田	1	5	a2	b1	
32528-66	地区名なし	東 郷	1	3	a2	c1	
32528-67	地区名なし	飯 田	1	1	c2	c1	
32528-68	地区名なし	飯 美	2	11	a2	a1	
32528-69	地区名なし	飯 美	2	18	a2	c1	
32528-70	地区名なし	布 施	6	39	a2	c1	
32528-71	地区名なし	布 施	3	11	a2	c1	

危険地区 番号	地区名	大字	危険地区 面積(ha)	関係戸数 (戸)	被災 危険度	山腹崩壊 危険度	備 考
32528-72	地区名なし	卯 敷	2	5	a2	c1	
32528-73	地区名なし	卯 敷	4	12	a2	a1	
32528-74	地区名なし	飯 美	1	0	c2	c1	
32528-75	地区名なし	卯 敷	1	0	c2	a1	
32528-76	地区名なし	代	2	5	b2	c1	
32528-77	地区名なし	代	4	6	b2	c1	
32528-78	地区名なし	代	2	12	a2	c1	
32528-79	地区名なし	北 方	5	13	a2	b1	
32528-80	地区名なし	北 方	13	38	a2	c1	
32528-81	地区名なし	北 方	2	10	a2	c1	
32528-82	地区名なし	南 方	6	13	a2	b1	
32528-83	地区名なし	南 方	7	29	a2	b1	
32528-84	地区名なし	南 方	7	16	a2	c1	
32528-85	地区名なし	郡	7	4	a2	c1	
32528-86	地区名なし	苗 代 田	4	12	a2	b1	
32528-87	地区名なし	郡	2	8	a2	c1	
32528-88	地区名なし	郡	5	14	a2	c1	
32528-89	地区名なし	郡	3	11	a2	c1	
32528-90	地区名なし	郡	2	10	a2	c1	
32528-91	地区名なし	小 路	2	10	a2	b1	
32528-92	地区名なし	那 久 路	1	5	b2	b1	
32528-93	地区名なし	那 久 路	4	11	a2	b1	
32528-94	地区名なし	北 方	2	14	a2	c1	
32528-95	地区名なし	北 方	3	10	a2	c1	
32528-96	地区名なし	那 久 路	2	1	b2	c1	
32528-97	地区名なし	郡	3	7	b2	c1	
32528-98	地区名なし	郡	1	5	b2	c1	
32528-99	地区名なし	北 方	4	5	c2	c1	
32528-100	地区名なし	那 久 路	1	3	c2	c1	
32528-101	地区名なし	南 方	5	17	a2	c1	
32528-102	地区名なし	油 井	27	0	c2	b1	
32528-103	地区名なし	油 井	13	0	c2	b1	
32528-104	地区名なし	那 久	1	5	b2	b1	
32528-105	地区名なし	那 久	2	18	a2	c1	
32528-106	地区名なし	都 万	3	15	a2	a1	
32528-107	地区名なし	都 万	2	5	b2	c1	

危険地区 番号	地区名	大字	危険地区 面積(ha)	関係戸数 (戸)	被災 危険度	山腹崩壊 危険度	備 考
32528-108	地区名なし	都 万	4	15	a2	c1	
32528-109	地区名なし	都 万	3	20	a2	a1	
32528-110	地区名なし	都 万	2	0	c2	a1	
32528-111	地区名なし	津 戸	1	18	a2	c1	
32528-112	地区名なし	津 戸	2	12	a2	c1	
32528-113	歌木地区	都 万	2	30	a2	b1	
32528-114	地区名なし	上 西	2	2	c2	c1	

【資料3-1-6】崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号	地区名	大字	危険地区面積(ha)	関係戸数(戸)	被災危険度	崩壊土砂危険度	備考
32528-1	地区名なし	伊 後	2.10	0	a2	c1	
32528-2	地区名なし	中 村	1.50	0	c2	a1	
32528-3	地区名なし	湊	2.10	15	a2	c1	
32528-4	地区名なし	中 村	1.50	0	c2	b1	
32528-5	地区名なし	中 村	1.80	14	a2	b1	
32528-6	地区名なし	中 村	0.42	25	a2	c1	
32528-7	地区名なし	中 村	0.36	7	b2	b1	
32528-8	地区名なし	中 村	0.72	11	a2	c1	
32528-9	地区名なし	中 村	1.08	1	c2	b1	
32528-10	地区名なし	元 屋	2.40	14	a2	a1	
32528-11	地区名なし	元 屋	0.75	5	b2	c1	
32528-12	地区名なし	元 屋	1.20	0	c2	c1	
32528-13	地区名なし	元 屋	1.80	0	c2	a1	
32528-14	地区名なし	上 西	2.10	0	c2	a1	
32528-15	地区名なし	上 西	3.90	0	c2	c1	
32528-16	地区名なし	原 田	1.20	0	c2	c1	
32528-17	地区名なし	原 田	0.60	0	c2	c1	
32528-18	地区名なし	原 田	1.80	0	c2	c1	
32528-19	地区名なし	原 田	3.90	2	c2	c1	
32528-20	地区名なし	原 田	3.00	2	c2	a1	
32528-21	地区名なし	原 田	0.90	10	a2	c1	
32528-22	地区名なし	原 田	0.60	4	c2	c1	
32528-23	地区名なし	原 田	3.60	4	c2	b1	
32528-24	地区名なし	原 田	1.20	0	c2	c1	
32528-25	地区名なし	大 久	1.35	0	c2	a1	
32528-26	地区名なし	大 久	2.70	0	c2	b1	
32528-27	地区名なし	大 久	2.10	0	c2	b1	
32528-28	地区名なし	大 久	1.80	9	b2	a1	
32528-29	地区名なし	上 西	0.30	8	b2	c1	
32528-30	地区名なし	上 西	1.80	7	b2	a1	
32528-31	地区名なし	上 西	3.60	5	b2	a1	
32528-32	地区名なし	上 西	2.70	2	c2	c1	
32528-33	地区名なし	上 西	0.60	3	c2	c1	
32528-34	地区名なし	上 西	1.20	5	b2	c1	
32528-35	地区名なし	上 西	0.90	5	b2	c1	

第3章 災害予防計画
第1節 浸水・地盤災害の予防

危険地区 番号	地区名	大字	危険地区 面積(ha)	関係戸 数(戸)	被災危険 度	崩壊土砂 危険度	備 考
32528-36	地区名なし	上 西	0.45	5	b2	c1	
32528-37	地区名なし	原 田	0.90	0	c2	c1	
32528-38	地区名なし	原 田	1.20	5	b2	b1	
32528-39	地区名なし	原 田	1.50	0	c2	a1	
32528-40	地区名なし	原 田	1.20	9	b2	c1	
32528-41	地区名なし	原 田	0.90	7	b2	c1	
32528-42	地区名なし	原 田	1.50	11	a2	b1	
32528-43	地区名なし	大 久	0.30	1	c2	b1	
32528-44	地区名なし	飯 田	0.90	0	c2	c1	
32528-45	地区名なし	飯 田	1.80	0	c2	a1	
32528-46	地区名なし	加 茂	1.65	0	c2	c1	
32528-47	地区名なし	加 茂	0.75	36	a2	b1	
32528-48	地区名なし	加 茂	0.90	36	a2	b1	
32528-49	地区名なし	加 茂	0.45	11	a2	a1	
32528-50	地区名なし	加 茂	0.60	15	a2	b1	
32528-51	地区名なし	加 茂	0.90	10	a2	c1	
32528-52	地区名なし	加 茂	0.60	11	a2	a1	
32528-53	地区名なし	加 茂	1.20	0	a2	c1	
32528-54	地区名なし	加 茂	1.00	32	a2	c1	
32528-55	地区名なし	加 茂	0.96	0	c2	b1	
32528-56	地区名なし	元 屋	1.20	0	c2	b1	
32528-57	地区名なし	元 屋	0.54	0	c2	b1	
32528-58	地区名なし	中 村	0.60	0	c2	b1	
32528-59	地区名なし	大 久	0.36	0	c2	c1	
32528-60	地区名なし	飯 田	0.60	0	c2	c1	
32528-61	地区名なし	中 村	2.64	0	c2	c1	
32528-62	地区名なし	元 屋	0.68	0	c2	b1	
32528-63	地区名なし	元 屋	0.99	0	c2	a1	
32528-64	地区名なし	原 田	0.75	0	c2	a1	
32528-65	地区名なし	大 久	2.34	0	c2	a1	
32528-66	地区名なし	原 田	0.90	7	a2	a1	
32528-67	地区名なし	東 郷	0.72	0	c2	b1	
32528-68	地区名なし	東 郷	0.81	0	c2	b1	
32528-69	地区名なし	東 郷	1.80	1	c2	a1	
32528-70	地区名なし	加 茂	0.72	0	c2	b1	
32528-71	地区名なし	下 西	0.90	20	a2	c1	

第3章 災害予防計画
第1節 浸水・地盤災害の予防

危険地区 番号	地区名	大字	危険地区 面積(ha)	関係戸 数(戸)	被災危険 度	崩壊土砂 危険度	備 考
32528-72	地区名なし	伊 後	0.90	0	c2	a1	
32528-73	地区名なし	東 郷	0.49	42	a2	b1	
32528-74	地区名なし	上 西	0.72	2	c2	c1	
32528-75	地区名なし	加 茂	0.72	26	a2	c1	
32528-76	地区名なし	伊 後	3.60	0	c2	c1	
32528-77	地区名なし	西 村	3.60	9	b2	c1	
32528-78	地区名なし	西 村	2.10	7	b2	c1	
32528-79	地区名なし	中 村	0.36	0	c2	c1	
32528-80	地区名なし	中 村	0.84	0	c2	b1	
32528-81	地区名なし	原 田	5.04	2	c2	a1	
32528-82	地区名なし	中 村	1.50	0	c2	a1	
32528-83	地区名なし	原 田	0.81	0	c2	c1	
32528-84	地区名なし	原 田	4.32	0	c2	a1	
32528-85	地区名なし	原 田	5.04	0	c2	b1	
32528-86	地区名なし	大 久	10.35	0	a2	c1	
32528-87	地区名なし	加 茂	1.35	0	c2	a1	
32528-88	地区名なし	飯 美	0.60	10	a2	c1	
32528-89	地区名なし	飯 美	0.60	16	a2	b1	
32528-90	地区名なし	飯 美	0.75	9	b2	b1	
32528-91	地区名なし	飯 美	0.90	12	a2	c1	
32528-92	地区名なし	飯 美	1.05	12	a2	c1	
32528-93	地区名なし	飯 美	1.20	0	c2	c1	
32528-94	地区名なし	飯 美	1.20	0	c2	c1	
32528-95	地区名なし	飯 美	0.60	16	a2	b1	
32528-96	地区名なし	飯 美	0.60	0	c2	a1	
32528-97	地区名なし	布 施	1.50	0	c2	c1	
32528-98	地区名なし	布 施	1.05	0	c2	c1	
32528-99	地区名なし	布 施	0.60	15	a2	b1	
32528-100	地区名なし	布 施	0.90	15	a2	c1	
32528-101	地区名なし	布 施	0.30	0	c2	c1	
32528-102	地区名なし	布 施	1.20	0	c2	b1	
32528-103	地区名なし	布 施	3.00	0	c2	c1	
32528-104	地区名なし	布 施	0.45	6	b2	c1	
32528-105	地区名なし	布 施	1.20	0	c2	c1	
32528-106	地区名なし	卯 敷	1.20	10	a2	c1	
32528-107	地区名なし	卯 敷	0.90	39	a2	c1	

第3章 災害予防計画
第1節 浸水・地盤災害の予防

危険地区 番号	地区名	大字	危険地区 面積(ha)	関係戸 数(戸)	被災危険 度	崩壊土砂 危険度	備 考
32528-108	地区名なし	卯 敷	1.20	10	a2	b1	
32528-109	地区名なし	卯 敷	1.20	0	c2	c1	
32528-110	地区名なし	飯 美	0.45	0	c2	c1	
32528-111	地区名なし	飯 美	0.15	6	b2	c1	
32528-112	地区名なし	布 施	2.40	0	c2	a1	
32528-113	地区名なし	卯 敷	0.75	0	c2	a1	
32528-114	地区名なし	卯 敷	0.60	0	c2	a1	
32528-115	地区名なし		0.68	0	c2	a1	
32528-116	地区名なし	卯 敷	0.98	0	c2	b1	
32528-117	地区名なし	布 施	0.30	0	c2	b1	
32528-118	地区名なし	飯 美	0.54	0	c2	b1	
32528-119	地区名なし	布 施	0.84	0	c2	c1	
32528-120	地区名なし	布 施	3.00	0	c2	b1	
32528-121	地区名なし	卯 敷	0.15	11	a2	c1	
32528-122	地区名なし	久 美	0.60	10	a2	c1	
32528-123	地区名なし	久 美	0.30	13	a2	c1	
32528-124	地区名なし	代	0.60	5	b2	b1	
32528-125	地区名なし	代	1.20	9	b2	b1	
32528-126	地区名なし	代	1.20	15	a2	c1	
32528-127	地区名なし	代	0.90	10	a2	c1	
32528-128	地区名なし	代	2.10	10	a2	c1	
32528-129	地区名なし	代	1.20	10	a2	c1	
32528-130	地区名なし	北 方	0.90	5	b2	c1	
32528-131	地区名なし	北 方	0.60	10	a2	c1	
32528-132	地区名なし	北 方	2.40	26	a2	c1	
32528-133	地区名なし	山 田	0.15	25	a2	c1	
32528-134	地区名なし	山 田	1.50	0	c2	c1	
32528-135	地区名なし	北 方	0.40	18	a2	c1	
32528-136	地区名なし	北 方	0.60	11	a2	c1	
32528-137	地区名なし	北 方	1.80	12	a2	b1	
32528-138	地区名なし	南 方	1.20	17	a2	c1	
32528-139	地区名なし	南 方	1.05	13	a2	c1	
32528-140	地区名なし	南 方	1.60	10	a2	c1	
32528-141	地区名なし	郡	2.10	4	a2	c1	
32528-142	地区名なし	郡	1.20	6	b2	c1	
32528-143	地区名なし	郡	1.35	6	b2	c1	

第3章 災害予防計画
第1節 浸水・地盤災害の予防

危険地区 番号	地区名	大字	危険地区 面積(ha)	関係戸 数(戸)	被災危険 度	崩壊土砂 危険度	備 考
32528-144	地区名なし	山 田	2.16	32	a2	c1	
32528-145	地区名なし	山 田	0.45	36	a2	c1	
32528-146	地区名なし	郡	0.90	15	a2	c1	
32528-147	地区名なし	那 久 路	1.50	10	a2	c1	
32528-148	地区名なし	郡	0.60	7	b2	c1	
32528-149	地区名なし	小 路	1.20	6	b2	c1	
32528-150	地区名なし	小 路	1.05	6	b2	c1	
32528-151	地区名なし	小 路	1.80	12	a2	b1	
32528-152	地区名なし	小 路	2.70	12	a2	c1	
32528-153	地区名なし	久 美	0.54	0	c2	c1	
32528-154	地区名なし	代	0.15	0	c2	c1	
32528-155	地区名なし	久 美	1.08	0	c2	a1	
32528-156	地区名なし	久 美	0.72	0	c2	b1	
32528-157	地区名なし	伊 後	1.68	0	c2	c1	
32528-158	地区名なし	南 方	0.45	0	c2	b1	
32528-159	地区名なし	北 方	0.36	4	c2	b1	
32528-160	地区名なし	南 方	0.48	9	b2	c1	
32528-161	地区名なし	北 方	2.28	0	c2	c1	
32528-162	地区名なし	久 美	0.53	0	c2	b1	
32528-163	地区名なし	久 美	0.82	0	c2	b1	
32528-164	地区名なし	伊 後	2.70	0	c2	c1	
32528-165	地区名なし	小 路	0.60	0	c2	b1	
32528-166	地区名なし	山 田	4.80	10	a2	c1	
32528-167	地区名なし	郡	3.60	17	a2	b1	
32528-168	地区名なし	郡	2.43	17	a2	b1	
32528-169	地区名なし	那 久 路	3.30	14	a2	c1	
32528-170	地区名なし	南 方	1.20	12	a2	b1	
32528-171	地区名なし	南 方	1.20	12	a2	b1	
32528-172	地区名なし	南 方	0.60	12	a2	b1	
32528-173	地区名なし	南 方	1.50	17	a2	b1	
32528-174	地区名なし	油 井	0.60	17	a2	b1	
32528-175	地区名なし	油 井	1.50	10	a2	a1	
32528-176	地区名なし	那 久	1.50	10	a2	a1	
32528-177	地区名なし	那 久	3.00	11	a2	a1	
32528-178	地区名なし	都 万	1.80	14	a2	b1	
32528-179	地区名なし	都 万	2.40	15	a2	b1	

第3章 災害予防計画
第1節 浸水・地盤災害の予防

危険地区 番号	地区名	大字	危険地区 面積(ha)	関係戸 数(戸)	被災危険 度	崩壊土砂 危険度	備 考
32528-180	地区名なし	都 万	1.80	0	c2	c1	
32528-181	地区名なし	都 万	0.75	0	c2	c1	
32528-182	地区名なし	都 万	0.30	0	c2	b1	
32528-183	地区名なし	都 万	1.65	0	c2	a1	
32528-184	地区名なし	都 万	0.90	12	a2	b1	
32528-185	地区名なし	都 万	0.60	12	a2	c1	
32528-186	地区名なし	都 万	0.90	6	b2	c1	
32528-187	地区名なし	都 万	1.20	0	c2	c1	
32528-188	地区名なし	都 万	0.30	6	b2	c1	
32528-189	地区名なし	都 万	0.30	2	c2	b1	
32528-190	地区名なし	都 万	0.45	12	a2	b1	
32528-191	地区名なし	都 万	0.35	0	c2	b1	
32528-192	地区名なし	都 万	0.45	0	c2	a1	
32528-193	地区名なし	都 万	6.72	0	c2	c1	
32528-194	地区名なし	都 万	1.73	0	c2	a1	
32528-195	地区名なし	都 万	0.72	0	c2	a1	
32528-196	地区名なし	都 万	0.72	0	c2	c1	
32528-197	地区名なし	都 万	1.43	0	c2	a1	
32528-198	地区名なし	都 万	0.68	0	c2	a1	
32528-199	地区名なし	蔵 田	4.50	0	c2	c1	
32528-200	地区名なし	那 久	1.44	37	a2	b1	
32528-201	地区名なし	都 万	1.80	10	a2	b1	
32528-202	地区名なし	都 万	0.84	21	a2	c1	
32528-203	地区名なし	都 万	0.30	0	c2	c1	
32528-204	地区名なし	都 万	0.60	6	b2	c1	
32528-205	地区名なし	都 万	0.72	15	a2	b1	
32528-206	地区名なし	那 久	1.50	10	a2	a1	
32528-207	地区名なし	中 村	1.50	0	c2	a1	
32528-208	地区名なし	郡	0.90	5	a2	c1	
32528-209	地区名なし	北 方	0.84	1	c2	c1	

【資料3-1-7】土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、降雨によりがけ崩れや土石流による土砂災害が発生する恐れがある時に、市町村長が出す避難勧告等の判断材料や、住民の皆様が自主避難する場合の目安となるよう、松江地方気象台と島根県が共同で発表する情報である。

土砂災害警戒情報は市町村を単位として発表される情報で、松江地方気象台と島根県では、平成18年6月1日から土砂災害警戒情報を共同で発表している。

《土砂災害警戒情報イメージ図》



(資料:島根県砂防課ホームページ)

(2) 土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報として、島根県砂防課がホームページと携帯サイトで公開している情報であり、市町村内のより詳しい危険度がリアルタイムで分かるよう、約5km四方の格子を一つの単位として島根県を298格子に分けたメッシュ情報として、土砂災害による危険度を気象台から提供された予測雨量等に基づき4段階のレベルで表示している。

イメージ	危険度 (表示)	状況及び行動の目安
	レベル 1 黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合(災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者には避難を、それ以外の者には避難の準備を呼びかけることが必要な状況)
	レベル 2 桃	2時間以内に土砂災害発生基準値を超えるおそれがある場合。(避難勧告等の発表が必要な状況)
	レベル 3 赤	1時間以内に土砂災害発生基準値を超えるおそれがある場合。(危険箇所等の近くの住民が避難を終えたことを確認する必要がある)
	レベル 4 紫	既に土砂災害発生基準値を超えている場合。(土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況)

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

1. 文化財の災害予防対策

【資料3-2-1】 隠岐の島町文化財保護条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、隠岐の島町(以下「町」という。)の区域内に存するもののうち町にとって重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって町民の郷土に対する認識を深め文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で町民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 隠岐の島町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 町指定有形文化財

(指定)

- 第4条 教育委員会は、町の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち町にとって重要なものを隠岐の島町指定有形文化財(以下「町指定有形文化財」という。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
 - 3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める隠岐の島町文化財保護審議会(以下「町文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。
 - 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行うものとする。
 - 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
 - 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該町指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

- 第5条 教育委員会は、町指定有形文化財が町指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による指定の解除をするときは、前条第4項から第6項までの規定を準用する。
 - 3 町指定有形文化財について法第27条第1項の規定により重要文化財の指定があったとき、又は県条例第4条第1項の規定により県指定有形文化財の指定があったときは、当該町指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
 - 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
 - 5 所有者は、第2項において準用する前条第4項の規定による町指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、速やかに町指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

- 第6条 町指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて定める教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、町指定有形文化財を管理しなければならない。
- 2 町指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に代わり当該町指定有形

文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

- 3 町指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任又は変更した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。
- 5 町指定有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合は、当該町指定有形文化財の管理は、教育委員会が行うことができる。
- 6 町指定有形文化財の所有者は、正当な理由がなくて、前項の規定による教育委員会が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(所有者等の変更等)

第7条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 町指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、町指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、町指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(修理)

第10条 町指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、第6条第5項の規定により教育委員会が管理する場合は、教育委員会が行うものとする。この場合においては、同条第6項の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第11条 町は、町指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、町は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関し条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第13条 教育委員会は、町指定有形文化財の管理が適当でないため当該町指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 教育委員会は、町指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でのその全部又は一部を町の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により町が費用を負担する場合には、第11条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第14条 町が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第11条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した町指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係わる修理等が行われた後当該町指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該町指定有形文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を町に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係わる修理等を施した町指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行ったとき以後当該町指定有形文化財の譲渡のときまでの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分のあるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係わる修理等が行われた後、当該町指定有形文化財を町に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、町は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第15条 町指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係わる現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 町は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第16条 所有者は、町指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第13条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、町指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係わる修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第17条 教育委員会は、町指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該町指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、町指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該町指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、町の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を町の負担とすることができる。
- 4 町は、第1項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。
- 5 教育委員会は、第1項の規定により町指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係わる町指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 7 町は、第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該町指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第18条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、町指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第19条 教育委員会は、必要があると認めるときは、町指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し当該町指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第20条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該町指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 町指定無形文化財 (指定)

第21条 教育委員会は、町の区域内に存する無形文化財(法第56条の3第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第20条第1項の規定により県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち町にとって重要なものを隠岐の島町指定無形文化財(以下「町指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 第1項に規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、町文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知して行うものとする。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第22条 教育委員会は、町指定無形文化財が町指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体とその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除には前条第3項の規定を準用する。

- 4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行うものとする。
- 5 町指定無形文化財について法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財の指定があったとき、又は県条例第20条第1項の規定による県指定無形文化財の指定があったときは、当該町指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、町指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
(保持者の氏名変更等)
- 第23条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。
(保存)
- 第24条 教育委員会は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、町は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。
(公開)
- 第25条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し町指定無形文化財の公開を、町指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。
- 2 前項の規定による町指定無形文化財の公開には第17条第3項及び第6項の規定を準用する。
- 3 町は、第1項の規定による町指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。
(保存に関する助言又は勧告)
- 第26条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 町指定民俗文化財

(指定)

- 第27条 教育委員会は、町の区域内に存する有形の民俗文化財(法第56条の10第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち町にとって重要なものを「隠岐の島町指定有形民俗文化財(以下「町指定有形民俗文化財」という。))に、無形の民俗文化財(法第56条の10第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち町にとって重要なものを「隠岐の島町指定無形民俗文化財(以下「町指定無形民俗文化財」という。))に指定することができる。
- 2 前項の規定による町指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。
- 3 第1項の規定による町指定無形民俗文化財の指定は、第21条第3項の規定に準用する。
- 4 第1項の規定による町指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行うものとする。

(解除)

- 第28条 教育委員会は、町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財が町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による町指定有形民俗文化財の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による町指定無形民俗文化財の指定の解除は、第22条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による町指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示して行うものとする。
- 5 町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財について法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったとき、又は県条例第26条第1項の規定による県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。
- 6 前項の場合の町指定有形民俗文化財の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 7 第5項の場合の町指定無形民俗文化財の指定の解除には、第4項の規定を準用する。

(町指定有形民俗文化財の保護)

- 第29条 町指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合はこの限りでない。
- 2 教育委員会は、町指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係わる現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(町指定有形民俗文化財に関する準用規定)

- 第30条 第6条から第14条まで及び第16条から第20条までの規定は、町指定有形民俗文化財に

ついて準用する。

(町指定無形民俗文化財の保存)

第31条 教育委員会は、町指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、町はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。

(町指定無形民俗文化財の記録の公開)

第32条 教育委員会は、町指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第25条第3項及び第4項の規定を準用する。

(町指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第33条 教育委員会は、町指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(町指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第34条 教育委員会は、町指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、町は、適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第21条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。

第5章 町指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第35条 教育委員会は、町の区域内に存する記念物(法第69条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第31条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。)のうち町にとって重要なものを隠岐の島町指定史跡、隠岐の島町指定名勝又は隠岐の島町指定天然記念物(以下「町指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第36条 教育委員会は、町指定史跡名勝天然記念物が町指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 町指定史跡名勝天然記念物について法第69条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったとき、又は県条例第31条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該町指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項の規定を、前項の場合には第5条第4項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧等)

第37条 町指定史跡名勝天然記念物の所有者は、当該町指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。ただし、第42条において準用する第6条第5項の規定により教育委員会が管理する場合は、教育委員会が行うものとする。この場合においては、同条第6項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第38条 町指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、町指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第39条 町指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第42条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合には、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第40条 町指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可をする場合は、第15条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 町は、第1項の許可を受けられなかったことにより、又は前項で準用する第15条第3項の規定による許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。

(復旧の届出等)

第41条 所有者は、町指定史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、前条第1項の規定による許可を受けて復旧を行う場合その他教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、町指定史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認められるときは、前項の届出に係る復旧に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(準用規定)

第42条 第6条から第8条まで、第11条から第14条まで、第19条及び第20条第1項の規定は、町指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 町選定保存技術

(選定等)

- 第43条 教育委員会は、町の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの(法第83条の7第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第36条の2第1項の規定により県選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち町として保存の措置を講ずる必要があるものを隠岐の島町選定保存技術(以下「町選定保存技術」という。)として選定することができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、町選定保存技術の保持者又は保存団体(町選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
 - 3 町選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
 - 4 第1項の規定による選定及び第2項の規定による認定には、第21条第3項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

- 第44条 教育委員会は、町選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。
- 2 教育委員会は、保持者が心身の障害のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
 - 3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第22条第3項及び第4項の規定を準用する。
 - 4 町選定保存技術について法第83条の7第1項の規定による選定保存技術の選定があったとき、又は県条例第36条の2第1項の規定による県選定保存技術の選定があったときは、当該町選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
 - 5 前項の場合には、第22条第6項の規定を準用する。
 - 6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、又は同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、町選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

- 第45条 保持者及び保存団体には、第23条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

- 第46条 教育委員会は、町選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、町選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、町は町選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

- 第47条 教育委員会は、町選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第7章 補則

(委任)

- 第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西郷町文化財保護条例(平成3年年西郷町条例第11号)、布施村文化財保護条例(平成3年布施村条例第2号)、五箇村文化財保護条例(平成3年五箇村条例第12号)又は都万村文化財保護条例(平成3年都万村条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

【資料3-2-2】 国・県指定文化財防災施設設備状況

防火対策物		所在地	所有者	消火器 の有無	火災警報装置	
種別	名称				有	無
重文	水若酢神社本殿	隠岐の島町五箇	水若酢神社	○	○	
〃	玉若酢命神社本殿	〃 下西	玉若酢命神社	○	○	
〃	佐々木家住宅	〃 釜	隠岐の島町	○	○	
〃	社家億岐家住宅	〃 下西	億岐史人	○	○	
県建	旧周吉外三郡役所庁舎	〃 五箇	隠岐の島町	○	○	
県有民	都万目の民家	〃 五箇	隠岐の島町	○	×	

2. 危険物施設の災害予防対策

【資料3-2-3】 町域の危険物規制対象数、高圧ガス関係事業所数、火薬庫数

(1) 危険物規制対象数(隠岐広域連合管理、完成検査済証交付施設)(H25.3.31 現在)

	合計	製造所	貯蔵所 小計	貯蔵所				
				屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所
隠岐広域連合	204	0	135	19	45	2	27	5

	貯蔵所		取扱所 小計	取扱所					事業所数
	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所		給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
隠岐広域連合	28	9	69	47	0	0	3	19	79

(2) 高圧ガス関係施設数(H25.3.31 現在)

	液化石油ガス製造所	一般ガス製造所	貯蔵所	冷凍製造所
隠岐広域連合	4	3	3	9

第3節 農林漁業施設災害の予防

【資料3-3-1】 農業用ため池

(1) 隠岐の島町 現地調査済み ため池

名 称	所在地	管理者1	天 端 幅 (m)	堤 高 (m)	堤 頂 長 (m)	総 貯 水 量 (m ³)	受 益 地 か ん が い (ha)	戸 数 か ん が い (戸)
北向	加茂北向	06:個人	3	8.7	36	15000	14	65
蟹渕	西田蟹渕 677-2	06:個人	2.5	11.1	43	3500	6	15
森	今津	06:個人	4	7.6	36	6000	5	18
勘太ヶ池	岬町吹畑 2番地の5	06:個人	3.5	5	27	3000	1	1
岬	岬町 2144 番地	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	3	5	37	6000	10	8
美田の口	飯田美田の口 21 - 1	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	3	8	26	1800	3	13
飯田東谷	飯田東谷	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	2	7	29	2000	5	15
常集平	飯田常集平 12-7	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	3.6	7.6	48	5000	9	42
中村東谷	中村東谷 887	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	3.9	9.44	53.7	10249	11.5	47
藤渕	中村藤渕 1035	06:個人	3	5	45	2000	1	1
飯美谷	元屋飯美谷 496	06:個人	3.65	3.98	52	3200	3	14
西の山	湊西山 232-3	06:個人	4	4.3	27	1400	1	4
湊	湊坂稟	06:個人	4	8	42	8000	8	32
大平田	西村大平田	06:個人	3.62	8.08	50	10000	12	34
赤坂	西村御崎田 1911	06:個人	4	5	53	8000	2	0
田黒	西村田黒1049	06:個人	2	3	20	3200	5	10
伊後	伊後	06:個人	4	11	55	4600	9	35
池黒	伊後池黒758	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	2.5	2.8	9	4600	2	8
沢	伊後大代388	06:個人	3	4.56	167.3	3500	5.8	19
損畑池	西田452	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	3.6	7	22.8	1000	1	6
中田池	加茂箕浦1764	06:個人	2.4	1.5	26.2	300	0.3	3
池田池	池田39	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	3.6	5.7	33.7	3800	2.8	13
下西池	下西912ほか	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	2.2	8	46	3000	0.3	3
灘	北方美保ノ前 29-1	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	2	5	16	1000	1	2
谷川池	北方向谷川 433-2外	04:土地改良区	4.5	12.34	80	27000	42.6	177
岳野池	北方665	04:土地改良区	4	7	60	15400	58.2	157

第3章 災害予防計画
第3節 農林漁業施設災害の予防

名称	所在地	管理者1	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)	受益地 かんがい (ha)	戸数 かんがい (戸)
浜池	南方殿ヶ内 1189-2外	04:土地改良区	4.5	10.99	50	12600	6.6	32
西見池	南方西見1568	06:個人	2	4.3	31	5500	4.7	8
田部谷池	郡長畑342外3	06:個人	4	9	59.8	3200	8	19
山河1号池	郡山河1222	06:個人	3	6	40	2100	22	38
山河2号池	郡山河1222	06:個人	3	6	24	1900	22	38
ハザイ谷池	郡ハザイゲ 1209-1	06:個人	2	7.5	34	4100	20	32
長尾池	小路字長尾 85外4	06:個人	3.6	6.3	45	5200	16	28
亀原池	山田亀原643	06:個人	3.5	6.1	35	3300	10	25
床山池	山田池ノ本 1838	06:個人	3.2	4.1	15	4600	10	3
石坂池	山田瀧根1904	06:個人	2.3	3.9	84.4	5200	6	15
馬超路	山田馬越路 1868	06:個人	3.45	7.2	65.6	11000	10.9	36
栗ヶ谷池	伊後向ヶ丘 1126	06:個人	3	8.2	71	16900	10.3	37
金剛寺池	久見	06:個人	4	14	110	20600	9	8
代池	代後岳831-2 外1	05:集落または申し合わせ組合 (水利組合)	3.8	8.9	34	8000	10	15
亀の原	都万亀の原 6720	03:市町村	5	15	47	130000	70	245
中の奥	都万中の奥 1849	06:個人	3	3	30	2800	1	2
後ヶ谷	都万後ヶ谷96	03:市町村	3.29	6	25.2	1200	2	6
糠谷	蛸木桐山 874番地	03:市町村	4.1	10.5	32	13500	10	42
小浦	蛸木延山谷 820-5	06:個人	2	3	20	400	1	1
愛宕山	蛸木戸根390	06:個人	2.5	2	25	1300	1	8
瓢山	津戸瓢山 507番地	06:個人	3	3	31	3000	1	8
小丸	那久寺床 975番地	06:個人	3	4	200	1400	0	0

第4節 防災活動体制の整備

1. 消防計画

【資料3-4-1】 隠岐の島町消防団の現況（平成25年4月1日現在）

隠岐の島町消防団組織図					団員定数	525人	小型動力ポンプ	積載車	備考
本部	隊長 (副団長)	第1方面隊	西郷分団	西郷第1班	班長	団員	1	1	
			分団長 副分団長	西郷第2班	"	"	1	1	
西郷第3班	"	"		1	1				
西郷第4班	"	"		ポンプ車					
西郷第5班	"	"			1				
東郷分団	大久班	班長		団員	2	1			
分団長 副分団長	大来班	"	"	1	1				
	飯田班	"	"	2	1				
	東郷班	"	"	2	1				
	中条分団	有木班	班長	団員	1	1			
分団長 副分団長	原田班	"	"	1	1				
	上西班	"	"	1	1				
	近石班	"	"	1	1				
	磯分団	下西班	班長	団員	1	1			
分団長 副分団長	西田班	"	"	1	1				
	今津班	"	"	3	1				
	箕浦班	"	"	1	1				
	加茂班	"	"	2	1				
	中村分団	中村第1班	班長	団員	1	1			
分団長 副分団長	中村第2班	"	"	1	1				
	中村第3班	"	"	1	1	水槽車			
	中村第4班	"	"	1	1				
	中村第5班	"	"	1	1				
	布施分団	布施第1班	班長	団員	1	1			
分団長 副分団長	布施第2班	"	"		1	水槽車			
	飯美班	"	"	1	1				
	卯敷班	"	"	1	1				
第4方面隊	隊長 (副団長)	五箇第1分団	北方班	班長	団員	1	1		
		分団長 副分団長	福長班	"	"	1	1		
			代班	"	"	1	1	水槽車	
五箇第2分団	郡班	班長	団員	1	1	水槽車			
分団長 副分団長	山田班	"	"	1	1				
	久見班	"	"	1	1				
	五箇第3分団	那久路班	班長	団員	1	1			
分団長 副分団長	小路班	"	"	1	1				
	南方班	"	"	1	1				
	苗代田班	"	"	1	1				
	都万東部分団	蛸木班	班長	団員	1	1			
分団長 副分団長	津戸班	"	"	1	1				
	歌木班	"	"	1	1				
	都万中央分団	釜屋班	班長	団員	1	1			
分団長 副分団長	中里班	"	"	1	1	水槽車			
	西・美田班	"	"	1	1				
	森・砂子谷班	"	"	1	1				
	上・向山班	"	"	1	1				
	都万西部分団	上那久班	班長	団員	1	1			
分団長 副分団長	浜那久班	"	"	1	1				
	油井・蔵田班	"	"	1	1				

【資料3-4-2】消防用機械・消防水利の現況

(平成25年12月31日現在)

地区名	消防用機械				消防水利			
	ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ付 積載車	小型動力 ポンプ付 水槽車	その他	消火栓	防火水槽		プール
						40m ³ 級 以上	40m ³ 級 以下	
合計	1	43	5		798	180	15	2
西郷地区	1	21	1		436	77	10	1
布施地区		4	1		49	4	3	
五箇地区		8	2		135	60	1	1
都万地区		10	1		178	39	1	

第5節 災害情報通信環境の整備・運用

【資料3-5-1】 島根県総合防災情報システム(島根県地域防災計画より抜粋)

島根県総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、県内各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関への確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

1. 災害対策業務支援システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関に Web メールにて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や掲示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

2. 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メールにより県民及び職員に緊急情報を伝達する。また、ポータルサイトやSNSを通じて県民に防災情報を提供する。

3. 防災情報交換基盤

一般財団法人が運営する公共情報コモンズに災害対策業務支援システムで収集した被害状況等を連係させる。

また、関係システムから提供される土砂災害危険度情報等の公共情報コモンズでは扱われない情報をメディアに提供する基盤とする。

4. データ交換接続システム

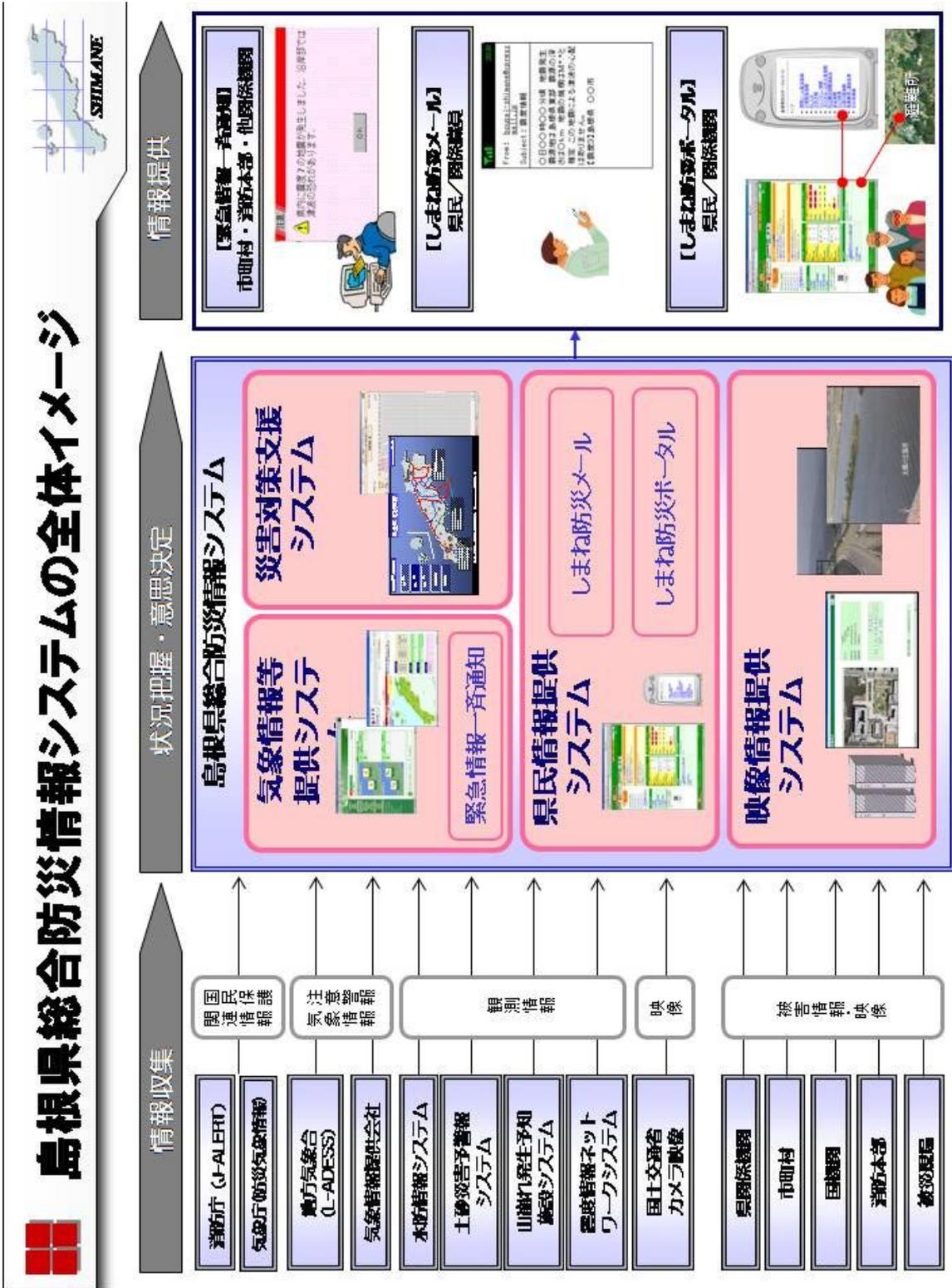
気象庁 ADESS システム、消防庁 J-ALERT、水防情報システム、土砂災害予警報システム、山崩れ発生予知施設等の関係システムと接続し、各種データの交換処理を行う。

5. 操作訓練研修システム

操作訓練・研修できる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

6. 管理システム

システムを管理する。



第6節 交通確保及び規制体制・輸送体制の整備

1. 防災拠点及び緊急輸送道路

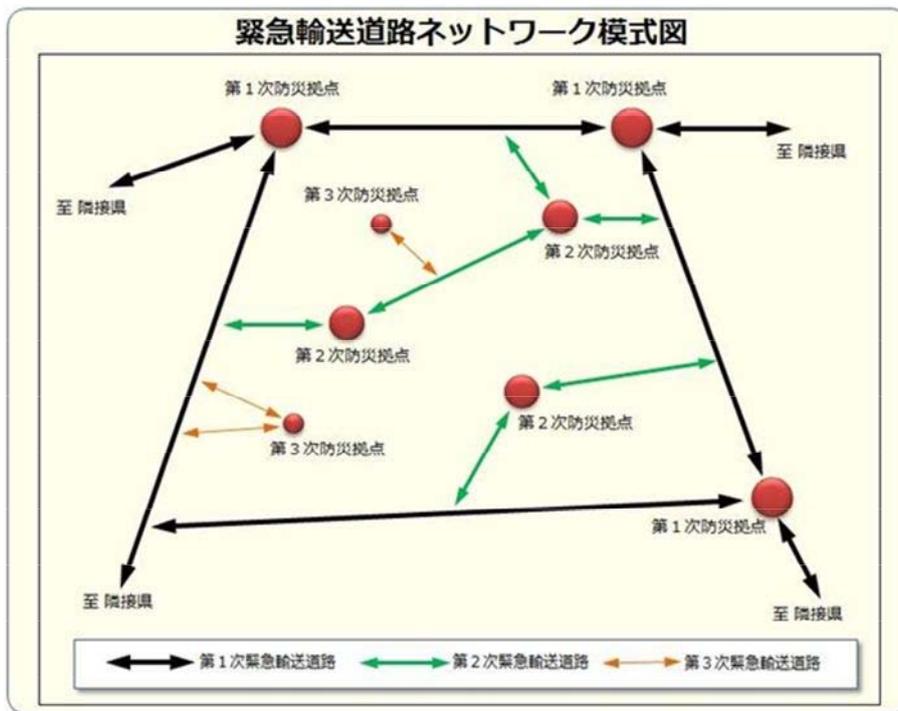
【資料3-6-1】 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（資料：島根県）

「緊急輸送道路ネットワーク計画」は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、幹線道路や防災拠点を効率良く結ぶ信頼性の高い道路網を緊急輸送道路ネットワークとしてあらかじめ設定し、平時から緊急輸送道路の耐災性を高めるとともに、災害発生時には道路啓開を優先して行うなど災害時の緊急輸送を円滑に行うためのものである。

島根県では、平成8年度に建設省・島根県・日本道路公団等の道路管理者や警察、自衛隊、港湾管理者、県消防防災課などから構成される協議会を設立、災害時に必要な防災拠点を効果的に連絡する方法や路線の代替性などについて検討し、平成9年3月に「島根県 緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定した。

その後、社会情勢の変化や道路の整備が進んだことを踏まえて、平成19年度から平成20年度にかけて計画の見直し作業を行い、平成21年3月に第1回改訂版を公表した。

また、平成23年度から本計画の第2回改訂作業に着手し、東日本大震災をうけて改訂された島根県地域防災計画と連携を図りながら、関係機関への意見照会や3回のワーキンググループ会議開催などにより計画の見直しを進め、平成25年6月に新しい「島根県 緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定した。



1. 防災拠点

防災拠点は、災害時における防災活動や医療活動、被災者の支援活動など様々な活動の拠点となる施設や場所、さらには、防災対策上重要な施設であり、災害時に果たす役割の重要度

及び目的に応じて第1次から第3次の3段階に区分している。

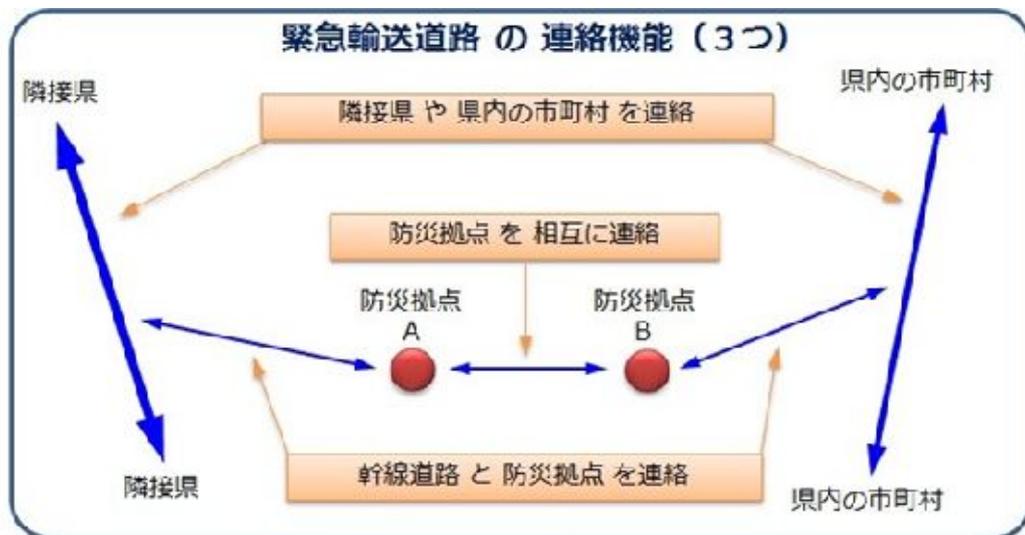
第1次防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地震などの災害発生時に災害対策本部が設置される県庁 緊急車両等の交通規制を統括する警察本部 物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各市の庁舎所在地 航空輸送や海上輸送の拠点となる空港および重要な港湾 救援物資等の集積拠点や備蓄拠点となる広域的な防災拠点 大規模災害時における人命救助の拠点となる災害医療拠点
第2次防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 住民との窓口となる各地方公共団体の庁舎所在地(新市町の各支所含む) 道路管理者、港湾・空港管理者、海上保安庁、地方気象台の所在地 住民の生命に直接関わる警察署・消防署・医療機関 電気・通信・ガス・上水道といったライフラインの各施設の所在地 テレビやラジオの放送局の所在地 自衛隊基地の庁舎所在地 防災活動施設や物資の集積・備蓄基地 専用ヘリポート、主要な港湾・漁港 道路空間を利用した防災拠点 インターチェンジ(IC)、サービスエリア(SA)、パーキングエリア(PA)、道の駅など 災害応急対策・復旧拠点 発電所
第3次防災拠点	第1次、第2次防災拠点以外で、地震などの災害に対する防災対策上重要と考えられる施設の所在地

2. 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、災害直後の救命・救助・医療・消防活動やその後の復旧活動・避難者支援など、被災地での活動や支援などに必要な人員や物資を輸送するための道路である。

災害時に緊急輸送道路が効果を発揮するためには、道路の耐災性が確保されているとともにネットワークとして機能することが重要であることから、以下に示す3つの連絡機能により主要地点や防災拠点が効率的に結ばれるよう、以下の道路を緊急輸送道路に選定している。

- 隣接県と連絡する広域幹線道路、県内の市町村を連絡する幹線道路
- 広域幹線道路や幹線道路と県内の防災拠点を連絡する道路
- 防災拠点を相互に連絡する道路



また、災害発生後の利用特性により、緊急輸送道路を以下の3つに区分している。

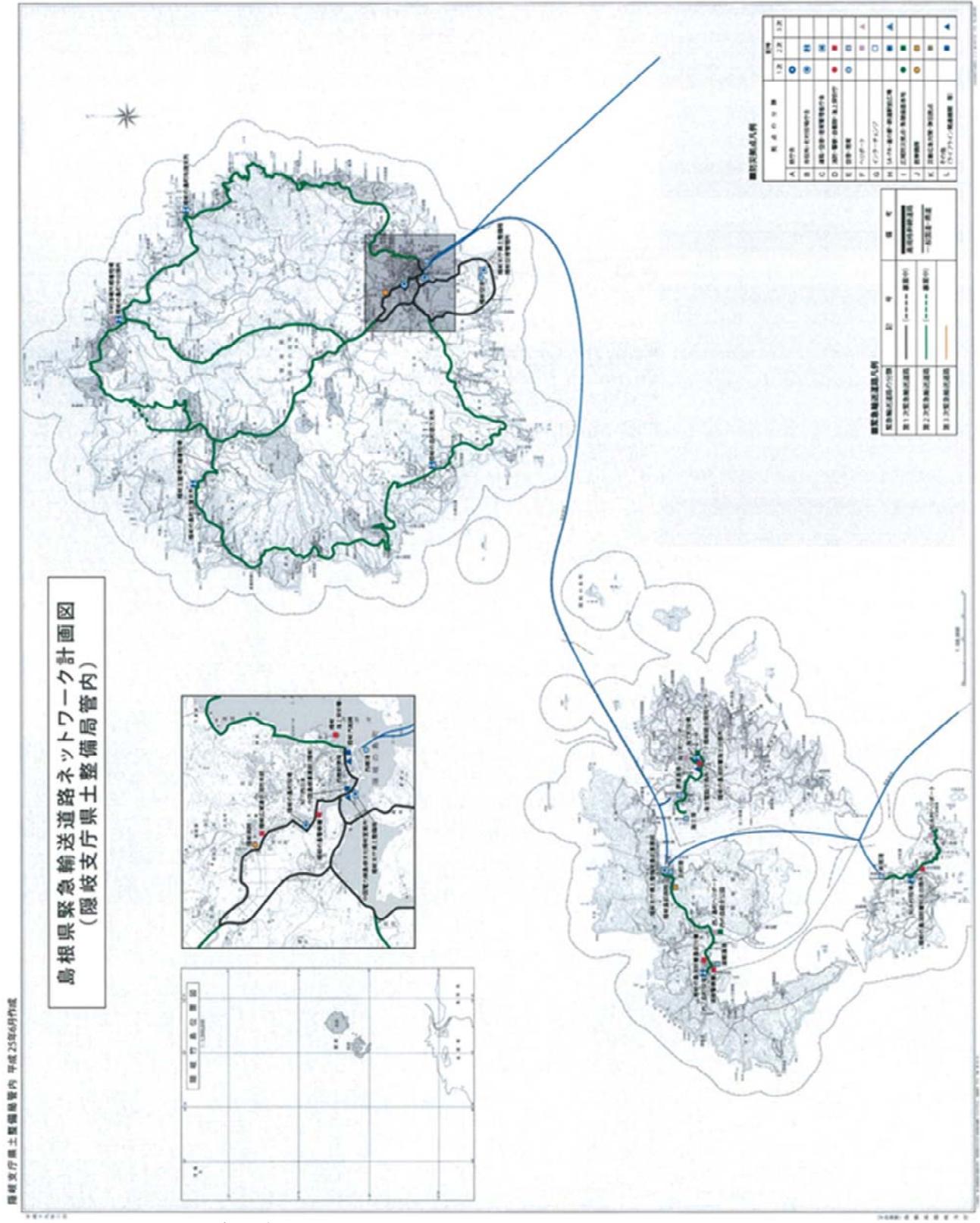
第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路は、県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。 ・ 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、および主要な一般国道を設定 ・ 上記の路線と第1次防災拠点を連絡する路線を設定
第2次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路は、県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。 ・ 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する路線を設定 ・ 第1次緊急輸送道路を補完する路線を設定
第3次緊急輸送道路	・ 第1次及び第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡する路線を設定

【資料3-6-2】 隠岐の島町における防災拠点（資料：島根県 平成25年6月現在）

防災拠点		区分			摘要
種類	拠点名	第1次	第2次	第3次	
■ 地方公共団体					
都道府県支庁等の所在地					
	土木部地方機関	隠岐支庁県土整備局		○	
	空港・港湾管理署	隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理署		○	
	保健所	隠岐支庁 隠岐保健所		○	
市役所等の所在地					
	隠岐の島町役場	隠岐の島町役場	○		
市町支所の所在地					
	市町支所庁舎	隠岐の島町 布施支所		○	
		隠岐の島町 五箇支所		○	
		隠岐の島町 都万支所		○	
		隠岐の島町 中出張所		○	
■ 指定行政機関／指定地方行政機関					
その他庁舎の所在地					
	消防	隠岐広域消防本部		○	隠岐の島消防署含む
	警察	隠岐の島警察署		○	
	海上保安庁	隠岐海上保安署		○	
■ 指定公共機関／指定地方公共機関					
電気・電話・ガス等ライフライン管理者の所在地					
	本社・支社(電気通信)	NTT 西日本一中国島根事業部(隠岐)		○	
	各管理事務所(電気)	中国電力(株) 島根支社 隠岐営業所			○
その他事業所の所在地					
	本社・支社(運輸・運送業者)	隠岐汽船(株)		○	
	郵便局	西郷郵便局			○
■ 救援物資等の集積・備蓄拠点					
空 港					
	空港	隠岐空港	○		
ヘリポート					
	場外離着陸場	隠岐五箇(五箇町民運動場)			○
	中村港				○
港湾・漁港					
	重要・地方	西郷港	○		
防災活動施設、集積・備蓄基地等					
	市町村物資集積地	隠岐の島町ふれあいセンター		○	

【資料3-6-3】 隠岐の島町における緊急輸送道路（資料：島根県 平成25年6月現在）

区分	管理者	道路種別	路線名	延長 (km)	区間
第1次	島根県	一般国道 (指定外)	国道485号	4.2	(町)中町中条線交点～西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点
	島根県	主要地方道	隠岐空港線	5.7	全線
	島根県	主要地方道	西郷布施線	0.3	国道485号交点～(町)中町中条線交点
	隠岐の島町	町道	宮の前西町線	0.5	(町)有木1号線交点～(主)西郷布施線交点
	隠岐の島町	町道	有木1号線	0.6	(町)中町中条線交点～(町)宮の前西町線交点
	隠岐の島町	町道	中町中条線	1.9	国道485号～有木1号線交点
	隠岐の島町	町道	西郷270号線	3.0	(主)隠岐空港線交点～広域農道岬線交点
	隠岐の島町	その他	広域農道岬線	0.8	(町)西郷270号線交点～国道485号交点
第2次	島根県	一般国道 (指定外)	国道485号	29.0	(主)西郷布施線交点～(町)中町中条線交点
	島根県	一般国道 (指定外)	国道485号 郡バイパス	2.3	国道485号～(町)向ヶ丘1号線交差点付近
	島根県	一般国道 (指定外)	国道485号	—	郡バイパス (未供用路線)
	島根県	主要地方道	西郷都万郡線	33.8	全線
	島根県	主要地方道	西郷布施線	18.3	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～国道485号交点
	島根県	一般県道	中村津戸港線	11.1	国道485号交点～国道485号交点
	港湾空港課	その他	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路	1.3	国道485号交点～(主)西郷布施線交点
第3次	—	—	—	—	—



(出典:鳥根県緊急輸送道路ネットワーク計画(鳥根県:平成25年6月))

第7節 防災施設・装備等の整備

1. 防災施設

【資料3-7-1】 臨時ヘリポート予定地

市町村名	発着予定地	所在地	面積(m ²)	電 話
隠岐の島町	隠岐の島町総合グラウンド	隠岐の島町西町出雲結 5	14,236	08512(2) 0458
	県立隠岐水産高等学校	東郷榎本 32-1	11,874	〃 (2) 1526
	中村小学校	中村 1486-1	5,107	〃 (4) 0004
	中条小学校	原田 1445	4,938	〃 (2) 0349
	隠岐空港	岬町風の松 2122	574,799	〃 (2) 0703
	布施小学校	布施 578	4,962	〃 (7) 4005
	国民保養センター隠岐の島	卵敷長床 2 の 1 及び 4 の 1	4,200	〃 (7) 4326
	五箇村民運動場	郡 74	15,200	〃 (5) 2024
	重栖干拓地	北方 2 の 8	2,485	〃 (5) 2211
	都万小学校	都万 2327	5,000	〃 (6) 2005
	都万中学校	都万 1791	2,040	〃 (6) 2170
	那久小学校	那久 698 の 2	2,500	〃 (6) 2264
	塩の浜健康広場	津戸塩戸	21,000	〃 (6) 2715

2. 防災装備等

【資料3-7-2】 町内建設事業者等が保有する建設機械等の現況(H24.4.1現在) 単位:台

建設資機材等		1区 (西郷地区)	2区 (中条地区)	3区 (磯・岬地区)	4区 (東郷地区)	布施・中村地区	五箇地区	都万地区
ダンプトラック	2t	8	7	3	5	4	5	5
	4t	6	6	2	6	4	3	4
	11t	2	2	1	3	2	3	1
ユニック車 及び台車	4t	5	8	2	6	4	4	5
	11t	1	2	1	2	1	1	1
バックホウ	1.0m ³ 以上	1						
	0.7m ³	6	12	1	8	6	5	5
	0.45m ³	4	5	1	4	2	4	6
	0.25m ³	4	9	4	3	1	4	5
	(ミニ) 0.1m ³ 以下	9	9	3	5	5	8	4
ラフタークレーン	4.9t	1	1		1	2	1	1
	12t			1				
	25t	1			1			1
	35t	1			1			
	60t	1						

第3章 災害予防計画
第7節 防災施設・装備等の整備

建設資機材等		1区 (西郷地区)	2区 (中条地区)	3区 (磯・岬地区)	4区 (東郷地区)	布施・中 村地区	五箇地区	都万地区
タイヤショベル	0.35m ³					1		
	0.5m ³	2	2	1	1		2	2
	1.0m ³		2	1	1	3	1	1
	1.3m ³				2			
	2.0m ³ 以上	1			1			
モーターグレーダー	3.1m	1			2			
	規格不明		2					
ブルドーザ	3t以上			1				1
	9t以上							
	15t以上						1	
新動ローラー	0.5t				3			
	1t				1			
	3t				1			
	4t		1					
タイヤローラー	15t				1			
	20t				1			
	規格不明		1					
マカダムローラー	14t				1			
	規格不明		1					
コンバインローラー	4t				2			
フィニッシャー	2.4m				1			
	6.0m				1			
建柱車					1			
散水車	4t				1			
コンプレッサ	2.5m ³	1	4	4	5	2	6	3
	5.0m ³	2	7		1	1	2	3
発電機	10KVA							2
	15KVA以上		9	1	3	2	5	3
	40KVA以上	3	8	4	5	2	1	4
	100KVA以上		2	2	2			

第8節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

【資料3-8-1】 食料の在庫場所及び調達可能数量

(1) 農協米穀保管倉庫

倉庫名	所在地	連絡方法	責任者氏名	品目別調達 保管)数量			備考
				米	麦	計	
農業倉庫	隠岐の島町 下西20番地1	2-1133	JA隠岐経済部	537 t	-t	537 t	

(注)季節により変動が生じるため農協倉庫で数量を管理している。

(2) 米穀在庫場所、即時調達可能数量

所管	場所	電話番号	売却地域	即時調達可能数量
島根米穀株式会社 隠岐営業所	隠岐の島町城北町 482 番地	08512 (2) 1351	隠岐	2,000kg

(3) 製パン業者

地区別	工場名	郵便 番号	代表者名	電話 番号	所在地	製造 能力 (袋)
隠岐	木村屋給食パン 工場	685-0005	鳥本光夫	08512 2-1862	隠岐の島町東郷37	9
	木村屋	685-0014	(有)木村屋 西尾千尋	〃 2-0072	隠岐の島町西町72	6
	かなりやパン店	685-0027	長谷川 兼	〃 2-1517	隠岐の島町原田 1416-3	5
	金井製菓製パン店	685-0311	金井延雄	〃 5-2031	隠岐の島町郡702-2	4

【資料3-8-2】 給水車、給水器材等整備状況

H25.

地区別	給水車	積載用タンク	定置用タンク	容器	ろ水器	その他
西郷		1~1.5 m ³ 7個		18ℓ 32個		
布施		1.0 m ³ 1個				
五箇		0.6 m ³ 1個	1.0 m ³ 1個 0.5 m ³ 1個	20ℓ 15個		
都万		1.0 m ³ 1個 0.8 m ³ 1個 0.5 m ³ 1個		18ℓ 34個		

第4章 災害応急対策計画

第1節 組織及び配備動員

第2節 災害情報収集・伝達

第3節 災害通信

第4節 自衛隊派遣要請

第5節 避難活動

第6節 救急・救助活動

第7節 医療及び助産救護

第8節 緊急輸送

第9節 浸水・土砂災害対策

第10節 ライフライン施設の応急復旧

第11節 食料・飲料水・

生活必需品等の供給

第12節 廃棄物処理対策等

第4章 災害応急対策計画

第1節 組織及び配備動員

1. 隠岐の島町防災会議

【資料4-1-1】 防災会議員名簿 （平成26年4月1日現在）

隠岐の島町防災会議長 隠岐の島町長 松田 和久

隠岐の島町防災会議委員

種別	機関名	職名	郵便番号	所在地	電話
指定行政機関	松江地方気象台	台長	690-0017	松江市西津田7-1-11	0852-22-3784
	境海上保安部 隠岐海上保安署	署長	685-0012	東町宇屋の下99番地2	08512-2-4999
島根県	隠岐支庁	支庁長	685-8601	港町塩口24番地	08512-2-1331
	隠岐支庁県民局	局長	685-8601	〃	08512-2-9605
	隠岐支庁隠岐保健所	所長	685-8601	〃	08512-2-9701
	隠岐支庁農林局	局長	685-8601	〃	08512-2-9635
	隠岐支庁県土整備局	局長	685-8601	〃	08512-2-9726
警察関係	隠岐の島警察署	署長	685-0014	西町吉田の二20番地15	08512-2-0110
部内	隠岐の島町	副町長	685-8585	城北町1番地	08512-2-2111
		総務課長	〃	〃	〃
		保健課長	〃	〃	〃
		建設課長	〃	〃	〃
		上下水道課長	685-0027	原田9番地1	08512-2-0192
		総務学校教育課長	685-0022	今津346番地2	08512-2-2206
		会計管理者	685-8585	城北町1番地	08512-2-2111
		企画財政課長	〃	〃	〃
		環境課長	685-0021	岬町飯ノ山1番地2	08512-2-8565
		観光課長	685-8585	城北町1番地	08512-2-2111
		農林水産課長	〃	〃	〃

種 別	機 関 名	職 名	郵便番号	所 在 地	電 話
	隠岐の島町教育委員会	教育長	685-0022	今津 346 番地 2	08512-2-0875
消防関係	隠岐広域連合 消防本部	消防長	685-0016	城北町 163 番地	08512-2-2299
	隠岐の島町消防団	団 長	685-8585	城北町 1 番地	08512-2-2111
指定公共 機 関 指定地方 公共機関	中国電力株式会社 隠岐営業所	所 長	685-0015	港町塩口 84 番地 119	08512-2-7151
	株式会社 NTT フィールドテクノ 中国支店島根営業所 隠岐フィールドサービスセンタ	センタ長	685-0015	港町塩口 24 番地 9	08512-2-9560
	島後医師会	会 長	685-0014	栄町 141 番地	08512-2-0049
	隠岐広域連合 (隠岐病院)	病院長	685-0016	城北町 355 番地	08512-2-1356
	自主防災組織又は学識経験者	大久自主 防災組織	—	—	—
そ の 他	隠岐地区建設業協会	会 長	685-0014	西町名田の四 34 番地 1	08512-2-0199
	町議会	議 長	685-8585	城北町 1 番地	08512-2-2111

【資料4-1-2】 隠岐の島町防災会議条例

平成16年10月1日

条例第16号

改正 平成24年10月5日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、隠岐の島町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 隠岐の島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 島根県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 島根県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 隠岐広域連合消防本部消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が必要と認め、任命する者
- 6 委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第7号、第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成24年10月5日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 災害警戒本部

【資料4-1-3】 隠岐の島町災害警戒本部規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づく隠岐の島町災害対策本部(以下「対策本部」という。)の設置に至るまでの措置並びに対策本部を設置する必要がないと認められない災害についての措置を行うため、隠岐の島町災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部の設置)

第2条 警戒本部を設置する基準は、隠岐の島町地域防災計画に定めるものとする。

(所掌事務)

第3条 警戒本部設置時における所掌事務は、隠岐の島町災害対策本部規程(平成18年隠岐の島町訓令第1号。以下「規程」という。)別表第2を準用する。

(警戒本部の組織)

第4条 警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員をもって組織する。

2 警戒本部長は、副町長をもって充てる。

3 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

4 警戒副本部長は、総務課長をもって充てる。

5 警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 警戒本部員は、規程別表第1を準用し、警戒本部の事務に従事する。

(警戒本部会議)

第5条 警戒本部に警戒本部会議を置き、気象、被害その他の情報の収集及び連絡並びに、災害対策、その他防災に関する事項について協議する。

(警戒本部の廃止)

第6条 警戒本部は、警戒本部長が、災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は災害が発生する恐れがなくなつたと認めたとき、これを廃止する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、警戒本部の組織及び運営に関し、必要な事項は隠岐の島町地域防災計画の定めるところによる。

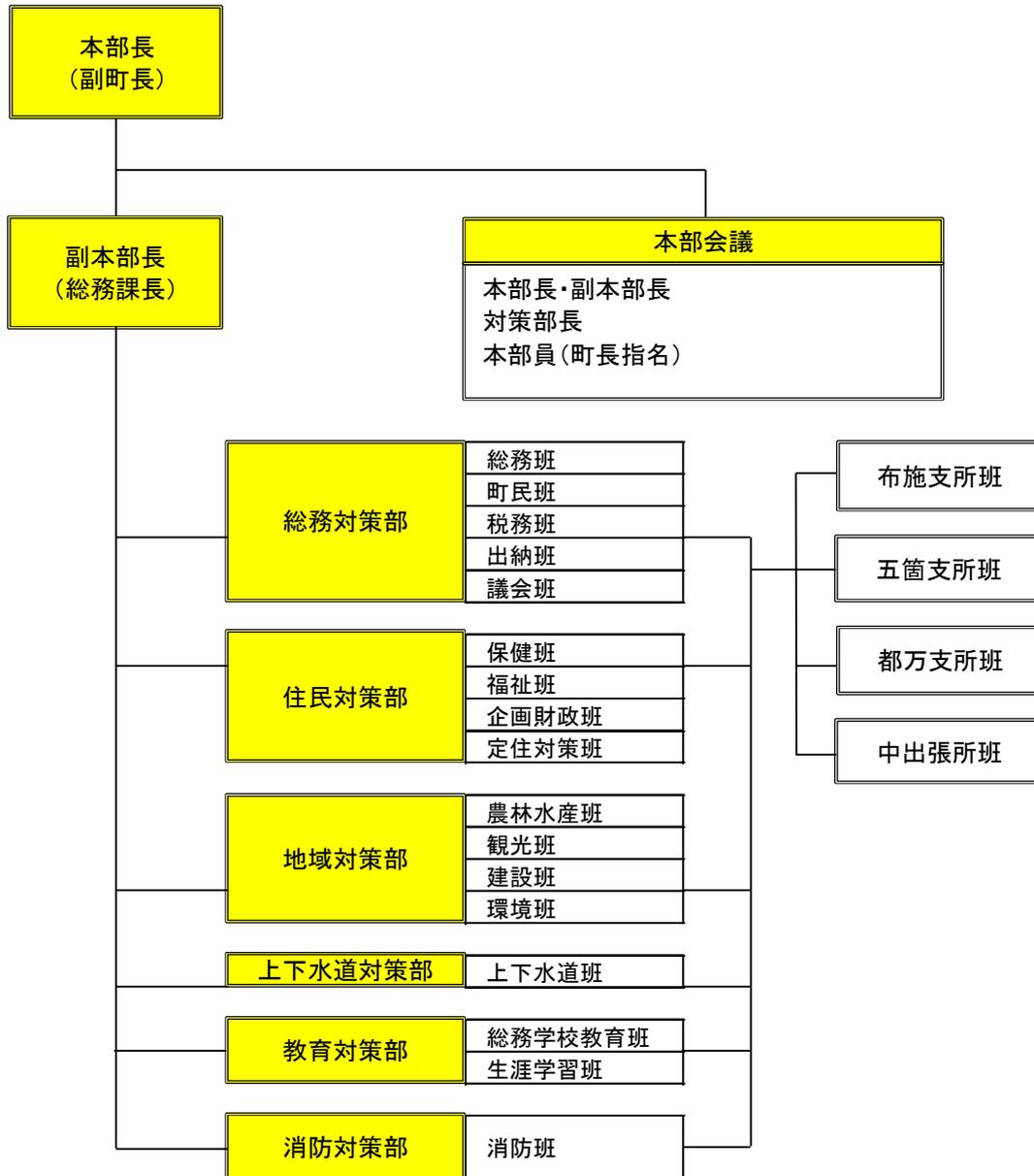
附 則

この訓令は平成18年4月1日から施行する。

【資料4-1-4】災害警戒本部の組織図

隠岐の島町災害対策本部組織を準用する。

隠岐の島町警戒本部



3. 隠岐の島町災害対策本部

【資料4-1-5】 隠岐の島町災害対策本部規程

平成18年4月1日

訓令第1号

改正 平成19年4月1日訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、隠岐の島町災害対策本部条例(平成16年隠岐の島町条例第17号)(以下「条例」という。)第5条の規程に基づき、隠岐の島町災害対策本部(以下「対策本部」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、適切な措置を行うため必要に応じ、対策本部及び現地対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

(対策本部の設置基準)

第3条 対策本部を設置する場合は次のとおりとし、具体的基準は隠岐の島町地域防災計画(以下「防災計画」という。)で定めるものとする。

- (1) 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要すると町長が認めた場合
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に必要と町長が認めた場合

(部及び班の設置及び所掌事務)

第4条 対策本部に別表第1に掲げる部および班を置く。

2 部は、班の事務を統括し、班は、別表第2に掲げる事務を分掌する。

(対策本部の組織)

第5条 対策本部は、対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって組織する。

2 対策本部長は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第2項の規定により町長をもって充て、その職務は条例第2条第1項の職務を掌るものとする。

3 対策副本部長は副町長及び教育長をもって充て、対策本部長に事故あるときは副町長が、副町長に事故ある場合は教育長がその職務を代理する。

対策副本部長不在の場合は予め定められた順で対策副本部長の任にあたる。

4 対策本部員は別表第1に掲げる部長、班長及び班員をもって充て、その職務は次のとおりとする。

職	職務
部長	対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
班長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、班の事務を掌理する。
班員	上司の命を受け、班の事務を掌理する

(本部会議)

第6条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、災害に対する応急対策及び応急措置並びに防災体制に関する事項を協議するものとする。
- 3 本部会議は、対策本部長、対策副本部長、部長及び本部長が指名する本部員をもって構成する。
- 4 本部会議の会務は、本部長が総理する。

(対策本部の廃止)

第7条 対策本部は、対策本部長が発生の予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき、または当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認めたときこれを廃止する。

(現地本部の設置)

第8条 対策本部長は、被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立及び被災地と対策本部との連絡調整のために現地本部を置くことが特に必要であると認める場合に、現地対策本部を設置することができる。

(現地本部の組織)

第9条 現地本部の組織は、現地本部長、現地本部員をもって組織する。

- 2 現地本部長は、対策副本部長及び対策本部員の中から対策本部長が指名する。
- 3 現地本部長は、対策本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理する。
- 4 現地本部員に関する事、その他必要な事項は、その都度、対策本部長または現地本部長が定めるものとする。

(現地本部の廃止)

第10条 現地本部は、対策本部長又は現地本部長が、当該災害に係る応急対策が概ね終了し、被災地と対策本部の連絡調整の必要がなくなったと認めたときは、これを廃止する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項は防災計画の定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1(第4条、第5条関係)

部	班	班 長	班 員
総務対策部 部長:総務課長	総務班	総務課長	行政係・竹島対策室・危機管理室・職員係 広報広聴係
	町民班	町民課長	戸籍住民係・国保年金係
	税務班	税務課長	住民税係・固定資産係・納税推進係
	出納班	出納室長	出納係
	議会班	議会事務局長	庶務係・議事調査係
住民対策部 部長:福祉課長	保健班	保健課長	健康係・訪問看護係・診療所
	福祉班	福祉課長	高齢者福祉係・包括支援センター 地域福祉係・生活支援係・児童福祉係 保育所
	企画財政班	企画財政課長	企画調整係・財政係・管財係
	定住対策班	定住対策課長	定住対策係・ブランド推進係
地域対策部 部長:建設課長	農林水産班	農林水産課長	農林振興係・農林水産施設係 水産振興係
	観光班	観光課長	観光振興係・交通交流係
	建設班	建設課長	建設管理係・土木係
	環境班	環境課長	生活環境係・清掃施設係 クリーンセンター施設係
上下水道対策部 部長:上下水道課長	水下水道班	上下水道課長	上水道施設係・下水道施設係 業務係
教育対策部 部長: 総務学校教育課長	総務学校教育班	総務学校教育 課長	総務係・学校教育係・小中学校 給食センター
	生涯学習班	生涯学習課長	社会教育係・文化振興係 公民館
消防対策部 部長:消防団長	消防班	消防団長	消防団
布施地区	布施支所班	支所長	地域振興係
五箇地区	五箇支所班	支所長	地域振興係
都万地区	都万支所班	支所長	地域振興係
中地区	中出張所班	中出張所長	地域振興係

別表第2(第4条関係)

部	班	事務分掌
総務対策部	総務班	災害警戒本部、災害対策本部及び現地災害対策本部に関する こと 防災関係機関との連絡調整に関すること 国・県等の災害地視察に関すること 自衛隊、警察、県、隣接市町村等に対する応援出動(派遣)の要 請に関すること 災害対策資機材の保管、調達に関すること 職員の配備・動員に関すること 職員の被災状況の調査及び対策に関すること 配車計画及び車両の確保に関すること 災害救助法に関すること 激甚災害の指定に関すること 危険物の取扱に関すること 災害対策のための労務者の確保に関すること その他被災地における民生安定に関すること 防災行政無線の被害調査及び復旧に関すること 防災行政無線及び防災放送に関すること 災害情報及び被害情報の収集、取りまとめに関すること 災害情報、被害情報、災害対策活動の広報及び町内放送に関 すること 報道機関への対応に関すること 災害写真等記録の整備に関すること 被災者相談窓口の総合調整に関すること 地域イントラの被害状況調査及び復旧に関すること 庁内ネットワークの被害状況調査及び復旧に関すること 部内の連絡調整に関すること 各部、各班の調整に関すること 他部の所管に属しないこと
	町民班	国保税の減免措置等に関すること 災害ボランティアに関すること
	税務班	町税の減免措置等に関すること 被災状況及び被災者等の被害状況調査に関すること
	出納班	災害関係物資の出納に関すること
	議会班	議員の被災状況の調査及び対策に関すること 部内総務班の応援に関すること

部	班	事務分掌
住民対策部	保健班	医療救護に関すること 伝染病予防及び防疫に関すること その他応急衛生対策に関すること 関係機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること 部内の連絡調整に関すること 各部との連絡調整に関すること
	福祉班	被災者の生活保護法及び身体障害者福祉法の適用、その他被災者の更生に関すること 緊急物資の調達及び配分に関すること 義援金品の受付及び配分に関すること 障害者の安否確認等に関すること 死体の処理、埋火葬に関すること 要配慮者の安否確認等に関すること 生活支援、その他応急対策に関すること 福祉施設の被害状況調査及び対策に関すること 社会福祉協議会、関係機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること 福祉施設の避難指導及び救助に関すること 災害時の保育に関すること
	企画財政班	災害対策に必要な財政措置に関すること 災害対策費の経理に関すること 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導並びに炊き出し等による避難者の援護に関すること 災害用食料の配分に関すること 備蓄物資を搬送する車両の手配に関すること
	定住対策班	商工鉱業関係者対策に関すること 商工鉱業関係の被害状況調査に関すること 被災者の住居に関すること 流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保に関すること 生活必需品等の配分に関すること(福祉対応品を除く) 関係機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること
地域対策部	農林水産班	被害農作物の応急技術対策に関すること 被災家畜の収容等畜産被害応急対策に関すること 農地及び農業施設災害対策に関すること 農林道の被害状況調査及び災害対策に関すること 農産物及び家畜防疫に関すること 家畜飼料の調達、斡旋に関すること 死亡獣畜処理に関すること 林産物及び治山林業施設災害対策に関すること 水田、畑の排水に関すること 農林被害状況調査及び把握に関すること 漁港の被害状況調査及び災害対策に関すること

部	班	事務分掌
地域 対策 部	農林水産班	<p>漁船に関すること</p> <p>水産資源の被害状況調査及び災害対策に関すること</p> <p>水産施設等の被害状況調査及び災害対策に関すること</p> <p>災害時における工作の指導及び応急対策技術指導に関すること</p> <p>流通備蓄業者を通じての食料の確保に関すること</p> <p>関係機関及び諸団体との連絡調整に関すること</p>
	観光班	<p>観光施設の災害対策に関すること</p> <p>災害時における観光客の避難・救助及び安全対策に関すること</p> <p>観光関係の被害状況調査に関すること</p> <p>関係機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること</p>
	建設班	<p>道路、橋梁、河川、港湾、その他公共土木施設の被害状況調査及び災害対策に関すること</p> <p>災害時における工作の指導及び応急対策技術指導に関すること</p> <p>水防資材及び輸送車両に関すること</p> <p>交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること</p> <p>町営住宅及び建築物の被害状況調査及び災害対策に関すること</p> <p>応急仮設住宅等建設に関すること</p> <p>宅地の危険度判定調査に関すること</p> <p>関係機関及び諸団体との連絡調整に関すること</p> <p>災害応急対策用生産資材に関すること</p> <p>部内の連絡調整に関すること</p> <p>各部との連絡調整に関すること</p>
	環境班	<p>環境衛生に関すること</p> <p>一般廃棄物処理施設の災害復旧に関すること</p> <p>廃棄物・し尿等の処理に関すること</p> <p>動物愛護管理対策に関すること</p> <p>仮設トイレの設置に関すること</p> <p>関係機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること</p>
上下 水道 対策 部	上下水道班	<p>飲料水の確保及び給水に関すること</p> <p>上水道施設、水源施設の被害状況調査及び災害対策に関すること</p> <p>下水道施設の被害状況調査及び災害対策に関すること</p> <p>応急措置に必要な資器材の調達に関すること</p> <p>関係機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること</p> <p>各部との連絡調整に関すること</p>

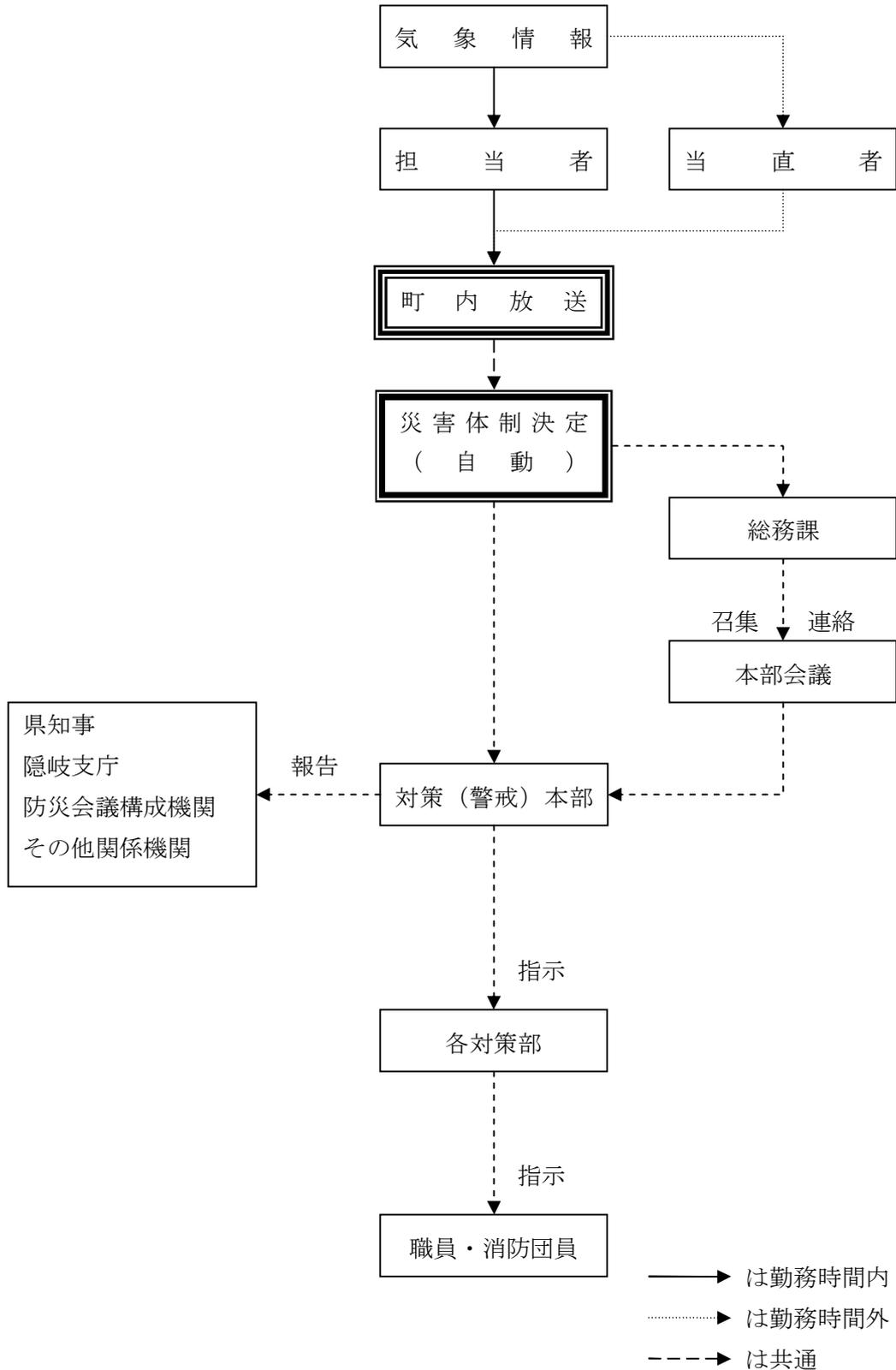
部	班	事務分掌
教育 対策 部	総務学校教育班	教育施設全体の被害状況集約に関すること 学校施設の災害対策に関すること 学校施設の被害状況調査に関すること 学校を含む避難収容施設の供与及び管理に関すること PTA等、社会教育団体の協力要請に関すること 児童・生徒の避難に関すること 災害対策のための教員確保に関すること 応急教育に関すること 児童・生徒の救護及び保健管理に関すること 応急食料の非常炊き出しに関すること 学校給食対策に関すること 関係機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること 部内の連絡調整に関すること 各部との連絡調整に関すること
	生涯学習班	公民館、社会教育施設等の災害対策に関すること 公民館、社会教育施設等の被害状況調査に関すること 避難収容施設の供与及び管理に関すること 施設利用者の安全確保に関すること 公民館参集者との連絡調整に関すること 文化財の災害対策に関すること 文化財の被害状況調査に関すること
消 防 対 策 部	消防班	消防、水防に関すること 消防団の動員に関すること 人命救助及び捜索に関すること 災害危険箇所の査察警戒に関すること 関係機関との連絡調整に関すること 各部との連絡調整に関すること
布 施 地 区	布施支所班	管轄地域の災害対応全般に関すること 各部との連絡調整に関すること
五 箇 地 区	五箇支所班	管轄地域の災害対応全般に関すること 各部との連絡調整に関すること

部	班	事務分掌
都 万 地 区	都万支所班	管轄地域の災害対応全般に関すること 各部との連絡調整に関すること
中 地 区	中出張所班	管轄地域の災害対応全般に関すること 各部との連絡調整に関すること

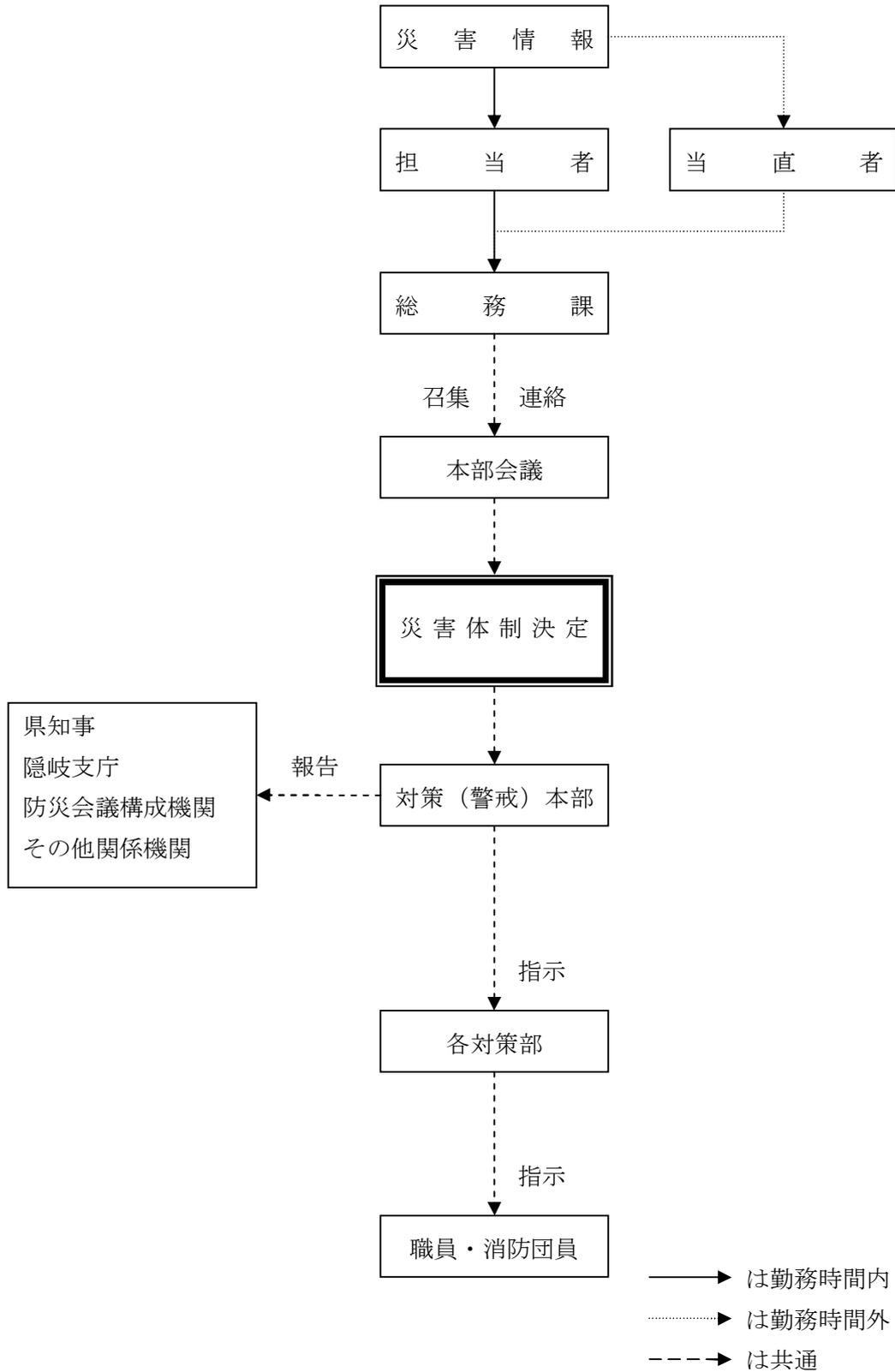
4. 配備動員計画

【資料4-1-6】 動員の系統

《自動設置の場合》



《自動設置以外の場合》



連絡方法

自動設置の場合の動員の通知は、防災行政無線による気象警報の放送により動員の通知とするものとする。

自動設置以外の災害体制(動員)の決定および動員の通知は、無線・電話または伝令等最も迅速な方法により通知するものとする。

対策要員の心がけ

対策要員は、常に気象情報等に注意し、緊急事態の発生あるいは、その恐れがあると判断したときは、動員の通知があるなしにかかわらず積極的に登庁し待機するように心がけるものとする。

動員の通知があった場合は、昼夜の別あるいは交通機関の有無にかかわらずもつとも短時間に指定された場所に到着するよう努めなければならない。

【資料4-1-7】 配備基準

種別	配備基準	配備内容
(準備体制) 第一配備	<p><風水害等></p> <p>1. 大雨または洪水警報が発令されたとき。</p> <p><震災></p> <p>1. 震度4の地震が発表されたとき。</p> <p>2. 津波注意報が発表されたとき。</p>	<p>1. 関係各課(室)においては、気象情報等の収集、連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。</p> <p>2. 関係各課においては、第二配備に対する準備を行う。</p>
(警戒体制) 第二配備	<p><風水害等></p> <p>1. 1時間雨量50mm～80mm、総雨量200mm以上の大雨警報等が発令されたとき。</p> <p><震災></p> <p>1. 震度5弱の地震が発表されたとき。</p> <p>2. 津波警報が発表されたとき。</p>	<p>1. 関係各課においては、防災活動に従事するとともに、随時本部会議(管理職会議)を開き、情報連絡を行い、対策を協議する。(勤務時間外においては、防災連絡責任者は出勤待機し、各機関及び職員に連絡の取れる体制を作る。)</p> <p>2. 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視にあたる。</p> <p>3. 関係各対策本部においては、第三配備の準備を行う。(勤務時間外の場合は、本部に出勤待機する。)</p>
(非常体制) 第三配備	<p><風水害等></p> <p>1. 1時間雨量80mm以上、総雨量200mm以上の大雨警報等が発令されたとき。</p> <p>2. 特別警報が発表されたとき。</p> <p><震災></p> <p>1. 震度5強以上と発表されたとき。</p> <p>2. 津波警報(大津波)が発表されたとき</p>	<p>町の職員をあげて、防災活動に従事する。</p>

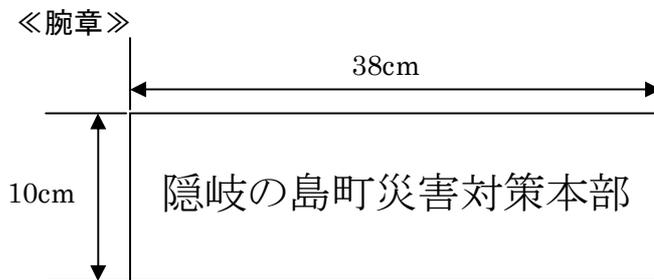
【資料4-1-8】 動員体制

(現段階では、新組織の人員配置が決定していないので決定したい人員を決定する。)

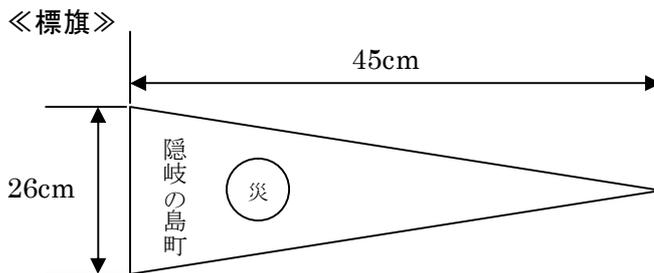
基本的な考え方

- 1 第1動員は、課長級以上及び対策に必要なその他の職員
- 2 第2動員は、係長級以上及び対策に必要なその他の職員
- 3 第3動員は、全ての職員
- 4 動員人員については、状況により適時増減をすることが可能とする)

【資料4-1-9】 腕章及び標旗



(備考)
地色は、白、文字は黒とする。



(備考)
地色は、黄、文字は黒とする。
○は直径5cmとする。

第2節 災害情報収集・伝達

1. 気象予報及び警報等の収集・伝達

【資料4-2-1】 警報伝達先(福祉施設関係法人名、連絡方法・連絡先)

(1) 高齢者福祉施設関係法人

隠岐の島町福祉課 隠岐の島町城北町1番地 TEL (08512)2-8561 FAX (08512)2-6630	社会福祉法人隠岐共生学園 隠岐の島町栄町1088 TEL (08512)2-0541 FAX (08512)2-5349
	社会福祉法人高田会 隠岐の島町都万1791-1 TEL (08512)6-3200 FAX (08512)6-3211
	社会福祉法人愛宕会 隠岐の島町郡425-5 TEL (08512)5-3811 FAX (08512)5-3812
	社会福祉法人博愛 隠岐の島町岬町中の津の四302 TEL (08512)2-3454 FAX (08512)2-3743
	社会福祉法人ふれあい五箇 隠岐の島町北方278-2 TEL (08512)5-3541 FAX (08512)5-3542
	NPO法人くすもと 隠岐の島町那久626 TEL (08512)6-3033 FAX (08512)6-3803
	株式会社ケイテン 隠岐の島町栄町572 TEL (08512)2-0121 FAX (08512)2-0121
	NPO法人ふるさと工房 隠岐の島町中村森四1542-1 TEL (08512)4-0091 FAX (08512)4-0097
	有限会社ピア中央薬局 隠岐の島町西町八尾 TEL (08512)2-2721 FAX (08512)2-8127
	合同会社なかよし 隠岐の島町下西819 TEL (08512)3-1174 FAX (08512)2-9205
	社会福祉法人惣倉の杜 隠岐の島町東郷川尻30-1 TEL (08512)2-3691 FAX (08512)2-3695
	株式会社ライフサポート 隠岐の島町中村72-1 TEL (08512)4-0560 FAX (08512)4-0561
	社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会 隠岐の島町原田390-3 TEL (08512)2-0685 FAX (08512)2-4517

(2)障がい福祉関係施設法人

隠岐の島町福祉課 隠岐の島町城北町1番地 TEL (08512)2-8561 FAX (08512)2-6630	社会福祉法人博愛 隠岐の島町都万2582-1 TEL (08512)6-2289 FAX (08512)6-2686
	社会福祉法人わかば 隠岐の島町岬町中の津の四309-1 TEL (08512)2-5699 FAX (08512)2-3757
	社会福祉法人ふれあい五箇 隠岐の島町北方278-2 TEL (08512)5-3541 FAX (08512)5-3542
	社会福祉法人高田会 隠岐の島町都万1791-1 TEL (08512)6-3200 FAX (08512)6-3211

(3)児童福祉関係法人

隠岐の島町福祉課 隠岐の島町城北町1番地 TEL (08512)2-8561 FAX (08512)2-6630	社会福祉法人隠岐共生学園 隠岐の島町栄町1088 TEL (08512)2-0541 FAX (08512)2-5349
	社会福祉法人惣倉の杜 隠岐の島町東郷川尻30-1 TEL (08512)2-3691 FAX (08512)2-3695
	日の丸保育所 隠岐の島町布施416 TEL (08512)7-4305 FAX (08512)7-4301
	町立中村保育園 隠岐の島町中村1486-1 TEL (08512)4-0017 FAX (08512)4-0017
	町立下西保育所 隠岐の島町下西462 TEL (08512)2-4612 FAX (08512)2-4612
	町立ごか保育園 隠岐の島町郡174-2 TEL (08512)5-2115 FAX (08512)5-2143
	町立都万保育所 隠岐の島町都万2431 TEL (08512)6-2064 FAX (08512)6-2064
	町立原田認定こども園 隠岐の島町原田461 TEL (08512)2-5106 FAX (08512)2-5106

2. 雨量・水位等の収集

【資料4-2-2】雨量観測所一覧表

(1) 島根県水防情報システム関係

水系名	観測所名	所在地		管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
八尾川	西郷 <small>さいごう</small>	隠岐の島町	港町	隠岐支庁	隠岐支庁	08512-2-9734	テレメーター
〃	銚子ダム <small>ちょうし</small>	〃	原田	〃	〃	08512-2-9752	〃
				〃	銚子ダム 管理所	08512-2-4362	
重栖川	五箇 <small>ごか</small>	〃	郡	隠岐支庁	隠岐支庁	08512-2-9734	〃

(2) 島根県土砂災害予警報システム関係

水系名	観測所名	所在地		管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	水防情報システム 観測所名
		市町村	大字等					
八尾川	隠岐土木 ^{※1}	隠岐の島町	港町	隠岐支庁	隠岐支庁	08512-2-9734	テレメーター	西郷
中村川	中村 [※]	〃	中村	〃	〃	〃	〃	〃
那久川	那久 [※]	〃	那久	〃	〃	〃	〃	〃
重栖川	五箇 ^{※1}	〃	郡	〃	〃	〃	〃	五箇
卯敷川	布施 [※]	〃	卯敷	〃	〃	〃	〃	〃

※：松江地方気象台が発表する気象等情報（注意報・警報・情報・記録的短時間大雨情報）に利活用する観測所

※1：水防情報システム(土木部河川課所管)と共用

(3) 気象庁関係

水系名	観測所名	気象等情報で 用いる名称	所在地		管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
八尾川	西郷	隠岐の島町 西郷	隠岐の島町	西町	松江地方 気象台	松江地方 気象台	0852-21-4958	地域気象観測システム (アメダス)
八尾川	西郷岬	隠岐空港	〃	岬町	〃	〃	〃	〃

(4) その他

水系名	観測所名	所在地		管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
春日川	布施	隠岐の島町	布施	隠岐の島町	隠岐の島町役場	08512-7-4311	自記
都万川	都万	〃	都万	〃	〃	08512-6-2311	簡易

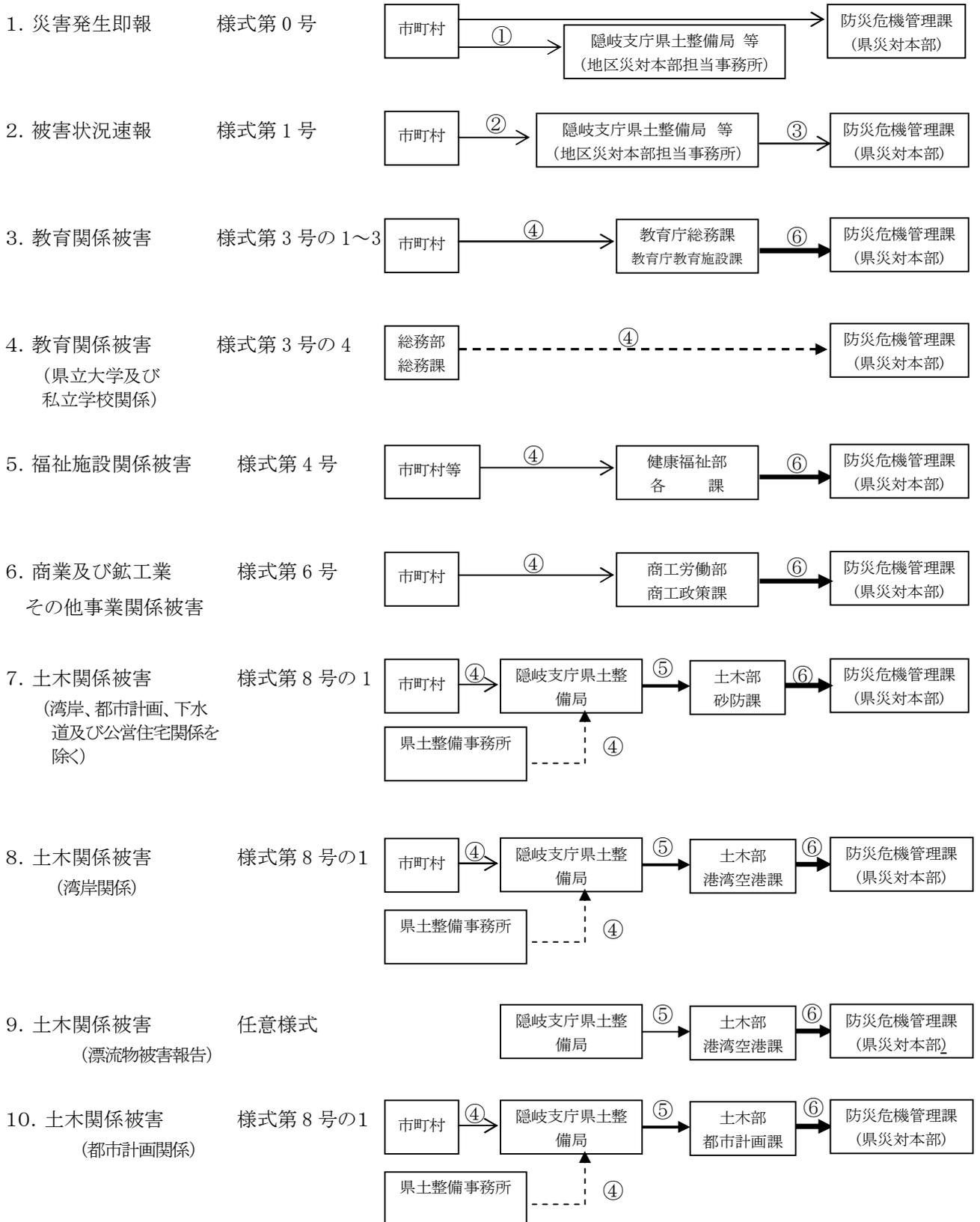
【資料4-2-3】 水位観測所一覧表

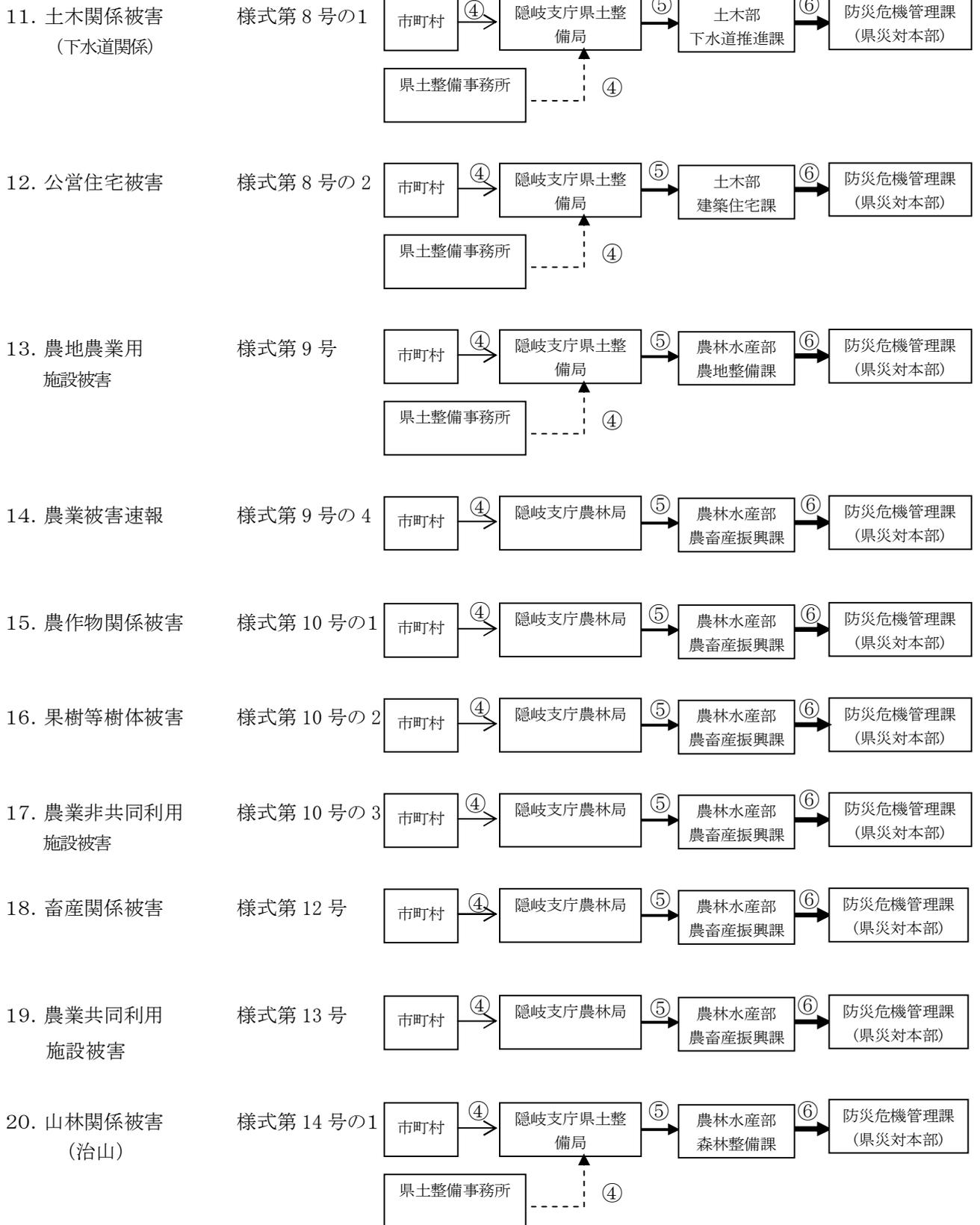
(1) 島根県関係水防情報システム関係

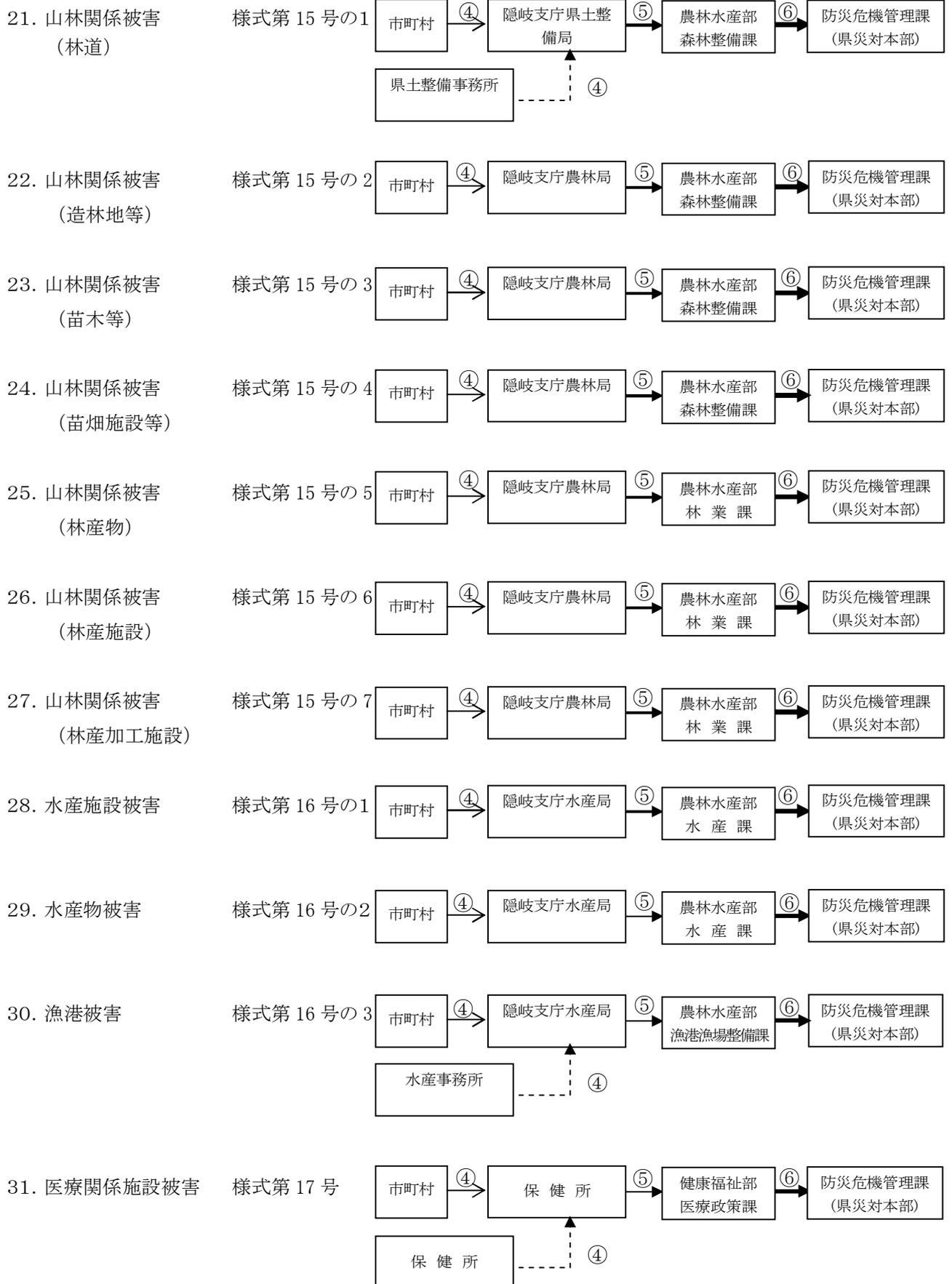
河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段:左岸 下段:右岸	はん濫注 意水位	水防団 待機水 位	管理者名	観測者名	電話 番号	観測 方法
		市町村	大字等							
八尾川	中条	隠岐の島 町	原田	4.10 4.20	2.00	1.20	隠岐支庁	隠岐支庁	08512 -2- 9734	テレ メーター
〃	やびがわ 八尾川	〃	城北	3.75 4.75	2.60	1.50	〃	〃	〃	〃
〃	はったべし 八田橋	〃	中町	4.80 4.80	2.90	2.10	〃	〃	〃	〃
中村川	しんどてべし 新堤橋	〃	中村	3.65 3.65	1.90	1.40	〃	〃	〃	〃
都万川	つまがわ 都方川	〃	都万	3.80 3.10	1.30	0.80	〃	〃	〃	〃
重栖川	こおほし 五箇大橋	〃	郡	2.80 2.80	1.40	0.80	〃	〃	〃	〃
久見川	きよみべし 清見橋	〃	久見	3.40 3.40	2.00	1.30	〃	〃	〃	〃

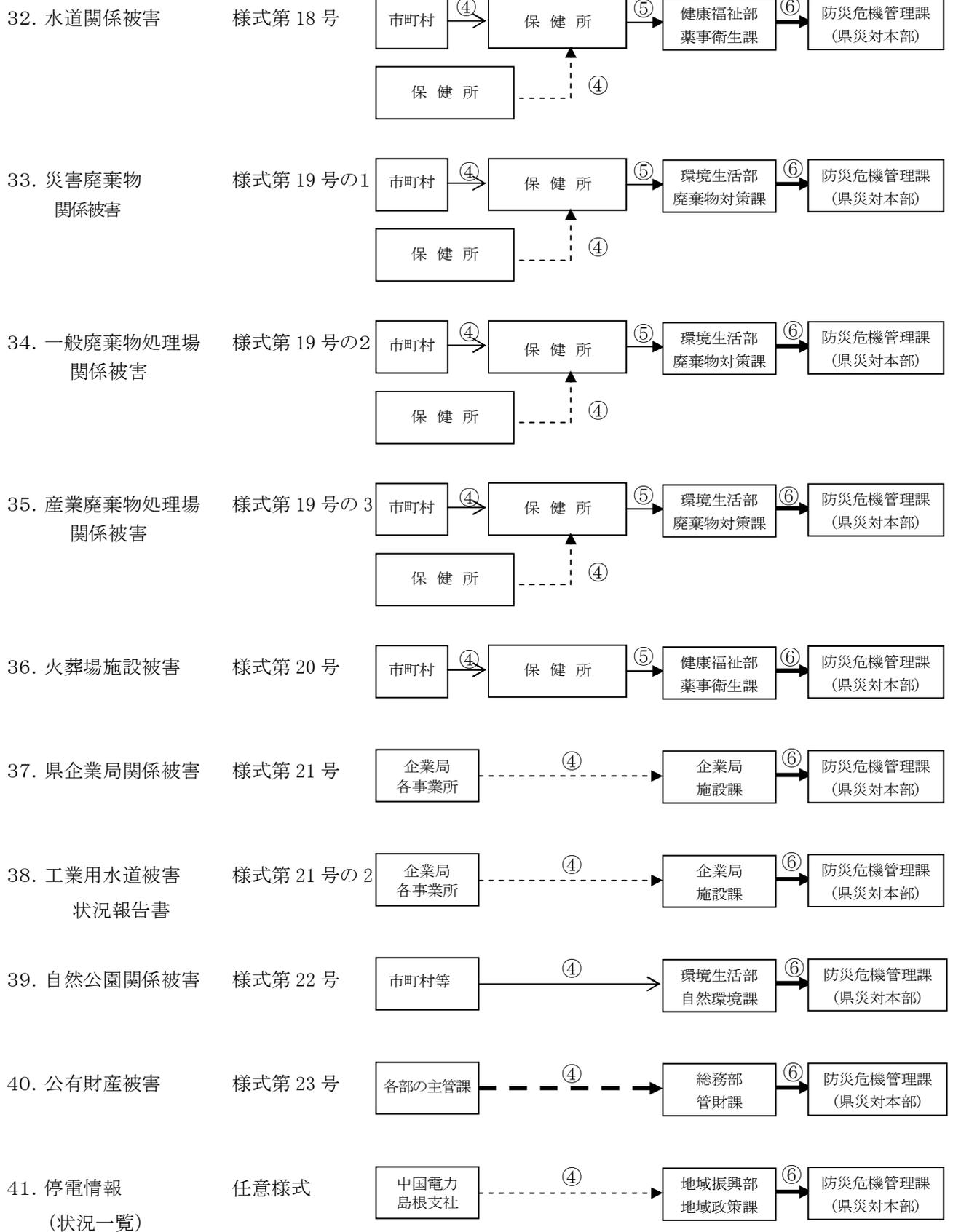
3. 被害様式別報告系統

【資料4-2-4】被害様式別報告系統



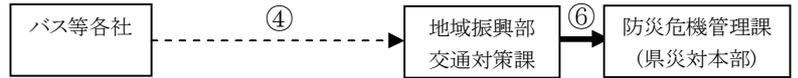






42. 公共交通機関
運行状況

任意様式



凡例

- ① : 「即報報告」による報告
- ② : 「被害速報」による報告
- ③ : 「被害速報集計確認」による報告
- ④ : 「被害詳報」による報告
- ⑤ : 「被害詳報集約報告」による報告
- ⑥ : 「被害詳報県計報告」による報告

→ : 市町村管理分被害

- - - → : 県管理分被害

→ : 出先機関管轄範囲内

→ : 市町村範囲内

→ : 県内全て

第3節 災害通信

1. 災害時に利用可能な通信施設

【資料4-3-1】防災無線局一覧

無線局の区分		機関名	識別信号	施設場所	備考
合庁局	県	隠岐合庁局	ぼうさい おきごうちょう	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 島根県隠岐合同庁舎内	
多重局	県	隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所	ぼうさい ちょうしだむ	隠岐郡隠岐の島町原田一ツ木 985-8	
端末局	県	隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理署	ぼうさい おきくこう	隠岐郡隠岐の島町岬 1889-12	
	市町村	隠岐の島町	ぼうさい さいごう	隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地	
		隠岐の島町布施支所	ぼうさい ふせ	隠岐郡隠岐の島町布施 218 番地 24	
		隠岐の島町五箇支所	ぼうさい ごか	隠岐郡隠岐の島町北方 910 番地 1	
		隠岐の島町都万支所	ぼうさい つま	隠岐郡隠岐の島町都万 2016 番 地	
	関係機関 (消防)	隠岐広域連合 消防本部	ぼうさい おきしょうぼう	隠岐郡隠岐の島町城北町 163	
陸上移 動局 (車載)	県	隠岐支庁県民局	お き 1	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 島根県隠岐合同庁舎内	
		隠岐支庁農林局	お き 2		
		隠岐支庁隠岐保健所	お き 3		
		隠岐支庁県土整備局	お き 4		
			お き 5		
		隠岐支庁県民局	お き 6		
			お き 7		
			お き 8		災害時 連絡用
			お き 9		災害時 連絡用
		お き 10	災害時 連絡用		
隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所	ちょうしだむ 1	隠岐郡隠岐の島町原田一ツ木 985-8			
中継局	県	県	ぼうさいおき	隠岐郡隠岐の島町那久字大曲り 1678 番地 4	

【資料4-3-2】地域衛星ネットワーク地球局一覧

区分	識別信号	設備機関・場所
県機関	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V95	隠岐合同庁舎 隠岐の島町港町字塩口 24
	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V65	隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所 隠岐の島町岬町岬 1889-12
市町村・消防	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V80	隠岐の島町役場 隠岐の島町城北町1番地
	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V81	隠岐の島町役場布施支所 隠岐の島町布施 218 番地 24
	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V82	隠岐の島町五箇村支所 隠岐の島町北方 901 番地 1
	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V83	隠岐の島町都万村支所 隠岐の島町都万 2016 番地
	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V74	隠岐広域連合消防本部 隠岐の島町城北町 163 番地
関係機関	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V72	隠岐広域連合隠岐病院 西郷町大字城北町 355 番地
	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V57	西郷警察署 隠岐の島町西町字吉田の二 20 番地 15
車載・可搬	SCCしまねけん しまねかはんちきゅうきよく 1	車載局
	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V8	可搬局1
	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V9	可搬局2
	SCCじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきよく V10	可搬局3

【資料4-3-3】防災行政用等無線通信施設整備状況

(1) 固定系

	種類	固定系			
		親局	中継局	子局	
				屋外(基)	戸別(戸)
隠岐の島町	防災	(主) 庁舎 1W	5W 愛護 10W 大峯中継局	36	5,616
布施支所	防災	(主) 庁舎 10W (遠) 庁舎2階、組合消防本部		3	250
五箇支所	防災	(主) 庁舎 10W	10W 横尾中継局	16	845
都万支所	防災	(主) 庁舎 5W	10W 唯山中継局	17	859

(2) 移動系

	種類	移動系		
		基地局	子局	
			車載用	携帯用
隠岐の島町	防災	① 庁舎 5W	庁舎 11台 10W 消防自動車 23台 10W	庁舎 11台 5W 可搬型 2台 10W
布施支所	防災	① 庁舎 10W ② 庁舎 2階	庁舎 3台 10W 消防自動車 4台	庁舎 6台 5W
五箇支所	防災	① 中継局 10W ② 庁舎内3ヶ所	庁舎 5台 10W	庁舎 10台 5W
都万支所	防災	466.975MHz 5W	10W 6台	5W 8台 1W 1台

【資料4-3-4】一般無線局

所 属	所在地・電話番号・責任者	通 信 系	種 別
中国電力 隠岐電力センター	隠岐郡隠岐の島町飯田戸の畑2番の2 08512-2-7160 中国電力隠岐電力センター所長	西郷 松江	固定局 (多重)
中国電力 隠岐営業所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口84番地119 08512-2-1346 中国電力隠岐営業所長	隠岐周辺	基地局 移動局
西郷海上保安署	隠岐郡隠岐の島町東町宇屋ノ下99-2 08512-2-4999 西郷海上保安署長	海上保安庁 所属船との間	携帯 基地局
隠岐広域連合	隠岐郡隠岐の島町城北町163 08512-2-2299 隠岐広域連合消防長	隠岐島管内	固定局 基地局 移動局
所 属	所在地・電話番号・責任者	通 信 系	種 別
西郷漁業協同組合	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一-62 08512-2-1431 西郷漁業協同組合長	漁船との間	漁業 湾岸局
中村漁業協同組合	隠岐郡隠岐の島町湊779 08512-4-0211 中村漁業協同組合長	漁船との間	漁業 湾岸局

第4節 自衛隊派遣要請

【資料4-4-1】 自衛隊が災害時において使用し得る資器材(出雲駐屯地)

資料：陸上自衛隊出雲駐屯地（平成21年1月1日現在）

品名	数量	備考		数量	備考
オートバイ(偵察用)	12		野外炊事車	1	1組約200人分
小型トラック	13		水トレーラー	4	1t
中型トラック	8		渡河ボート	11	
大型トラック	3		偵察用ボート	6	
特大型トラック	0		発電機	0	3kw
大型ダンプ	11		〃	3	2kw
特大型ダンプ	6		〃	2	5kw
中型セミトレーラ	9		救命胴衣	291	
大型セミトレーラ	3		担架	6	
中型ドーザ	3		業務用天幕1号	2	
大型ドーザ	2		業務用天幕2号(改)	2	
ホイールクレーン	1		宿営用天幕6人用	46	
バケットローダ	3		業務用天幕一般用	1	
グレーダ	2		水缶	34	1個20L
油圧ショベル	3		人命救助システム	1	1コset
掩体掘削機(油圧式)	2		フレーム天幕	2	
資材運搬車	2				
重レッカー	2				
自走架柱橋	6				
指揮通信車	2				
軽装甲機動車	9				

【資料4-4-2】自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

(1) 災害地における空中偵察機に対する信号

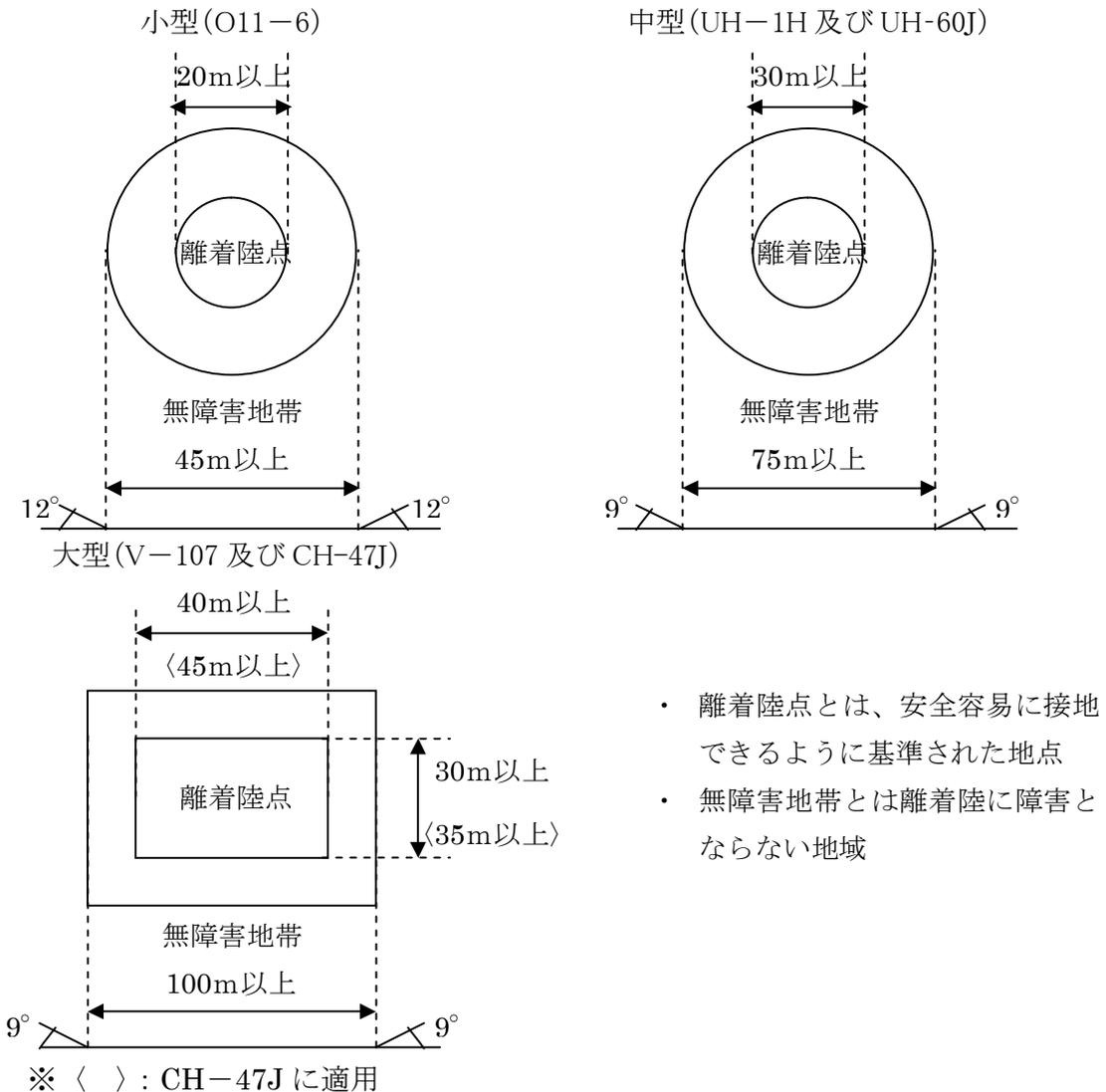
要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしている事を発見した場合は1メートル四方(基準)の旗を左右に振り連絡する。

- ① 病人が発生し救助を必要とする場合: 赤旗
- ② 食糧が欠乏し給仕を必要とする場合: 黄旗
- ③ 孤立、倒壊家屋のため救出を必要とする場合: 白旗

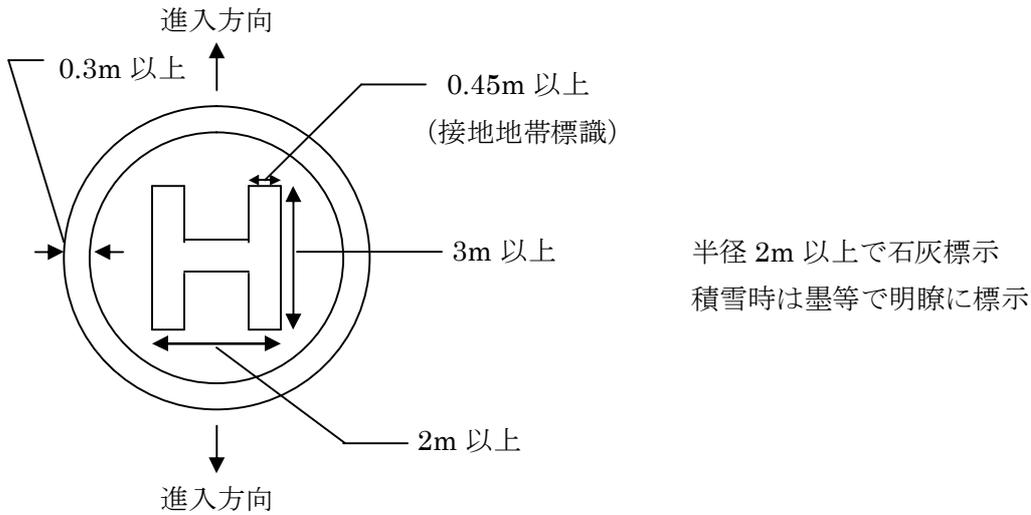
(2) ヘリコプター発着時の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

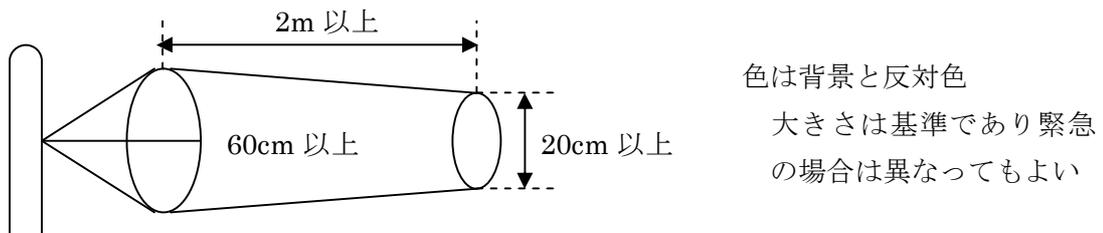
- ① 地盤が堅固で平坦地(勾配 4° ~ 5° 以下)であること。
- ② 無障害地帯(基準カ項)
- ③ 回転翼の回転によりあまり砂塵等が舞い上がらない場所
- ④ 大型(CH-47)離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと。
- ⑤ 積雪のある場合は、無障害地帯(基準の倍)の除雪又は踏み固める等の準備が必要
- ⑥ 単機着陸のために必要な広さ



⑦ 標識



⑧ 吹き流し(風向指示器)



⑨ 危険防止上の留意事項

- (ア)離着陸時は、風圧等による危険防止のため子ども等を接近させない。
- (イ)着陸点近くに物品等異物を放置しない。
- (ウ)現地に自衛隊が不在の場合はできれば安全の監視人を配置する。

⑩ ヘリコプター発着場

本町内でこの基準に合致するヘリコプター発着適地の主なものは**本資料編の【資料3-7-1】**のとおりである。

(3) 航空機による物料投下

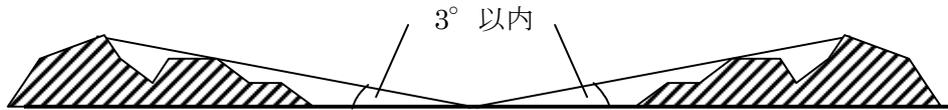
ヘリコプター以外の航空機による空輸は技術的にも難点があるため真にやむを得ない場合のみ、天候・地形等を考慮して行われる。

この方法による場合は、自衛隊・県ともよく協議し、その準備にあたるものとする。

① 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。投下地点を中心として半径約5km の円内に、中心点を高度0として、約1.6km の円周上に300m 以上の山又は障害物、約3km の円周上に400m、約5km の円周上に500m 以上の障害物がなく投下地点附近約300m 以内に人家等が存在しないことが必要である。

その他、幅300m以上の溪谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、極めて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することになる。



② 投下地点と標示方法

(ア)投下地点を決定したら「ムシロ」20枚程度(できれば赤又は黒に染めてあると冬期夏期を通じて利用できる。)を用意し、風上に対してT字型に並べる。

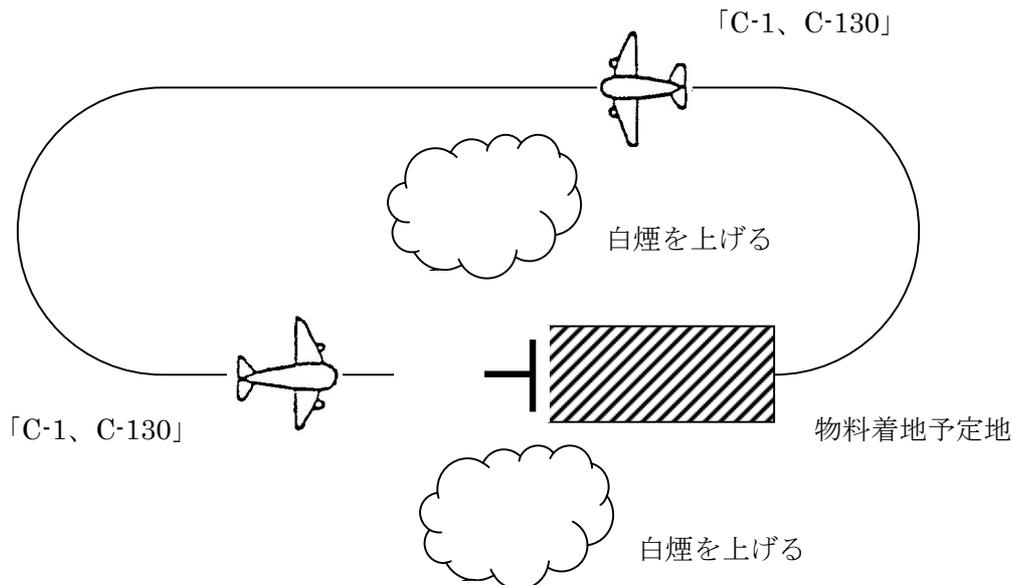
(イ)T字板の左右100mの地点で、発煙筒もしくは焚き火等により白煙を上げる。

(4) 飛行経路

① 投下高度

普通200m～300mである。

② 飛行経路



(5) 空投物資の梱包

① 「C-1、C-130」等の輸送機からの物料投下は落下傘をつけて行う。

輸送航空隊で使用する物料投下用落下傘の重量制限は、1個約10kg から1,000kgまでの範囲である。

② 梱包は、着陸時の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要である。ただし、ヘリコプターの場合には、状況によっては、簡易なものでもよい。

③ ヘリコプターの輸送量は約400kg程度であり、1個の容積は1m³以内で1人持てる程度に梱包する。

④ 落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また降下速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員も上

空に注意し危害防止に努めること。

なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能な場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかねばならない。

(6) 落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するので、速やかに部隊へ返送する。傘の洗濯は禁じられているので乾燥した後付着した泥を布でぬぐい取っておく。

第5節 避難活動

1. 避難勧告等の発令判断基準

【資料4-5-1】 避難勧告等の発令判断基準

区 分		内 容	該当する警報等
暴風	準備	・風速が陸上で20m以上と予想される場合	暴風警報
	勧告	・風速が陸上で20m以上でさらに強まると予想される場合	
	指示	・暴風によって重大な災害が起こる恐れが大きく予想される場合 ・勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められたとき	暴風特別警報
豪雨	準備	・大雨警報(土砂災害)及び補足情報(危険度レベル)のレベル1の提供があった場合	大雨警報
	勧告	・土砂災害警戒情報及び補足情報(危険度レベル)のレベル2の提供があった場合	
	指示	・土砂災害警戒情報及び補足情報(危険度レベル)のレベル3の提供があった場合 ・大雨によって重大な災害が起こる恐れが大きく予想される場合 ・勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められたとき	大雨特別警報
洪水	準備	・河川の水位がはん濫注意水位を超えた場合	水防警報 (準備)
	勧告	・河川の水位が避難判断水位を超えた場合	水防警報 (出動)
	指示	・河川の水位がはん濫危険水位を超えた場合 ・勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められたとき	水防警報 (指示)
高潮	準備	・潮位が西郷港で0.8m以上と予想される場合	高潮警報
	勧告	・潮位が西郷港で0.8m以上と予想され、護岸防波堤等からの超波、越流の危険が高くなると判断される場合	
	指示	・海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れが大きく予想される場合 ・勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められたとき	高潮特別警報
津波	勧告	・津波注意報が発表になった場合	津波注意報
	指示	・津波警報・大津波警報が発表になった場合	津波警報

2. 避難先一覧

【資料4-5-2】 指定緊急避難場所及び指定避難所、特定避難所一覧

(1) 指定避難所

No.	指定避難所	所在地	TEL	FAX	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
1	西郷小学校	西町大城の四 4 番地	(08512) 2-0696	(08512) 2-0447	○	○	○	○	○	○	指定
2	中条小学校	原田 1445 番地	(08512) 2-0349	(08512) 2-1402	○	○	○	○	○	○	指定
3	有木小学校	有木クラミ口 21 番地 2	(08512) 2-0784	(08512) 2-8530	○	○	○	○	○	○	指定
4	磯小学校	下西 1714 番地 1	(08512) 2-0446	(08512) 3-0056	○	○	○	○	○	○	指定
5	北小学校	中村 1495 番地 1	(08512) 4-0004	(08512) 4-0025	○				○	○	指定
6	五箇小学校	郡 67 番地	(08512) 5-2002	(08512) 5-2857	○	○	○	○	○	○	指定
7	都万小学校	都万 2362 番地 1	(08512) 6-2005	(08512) 6-2006	○	○	○	○	○	○	指定
8	西郷中学校	栄町 489 番地	(08512) 2-0178	(08512) 2-0724	○	○	○	○	○	○	指定
9	西郷南中学校	下西 154 番地 2	(08512) 2-0103	(08512) 2-7302	○	○	○	○	○	○	指定
10	五箇中学校	郡 162 番地	(08512) 5-2024	(08512) 5-2359	○	○	○	○	○	○	指定
11	都万中学校	都万 2533 番地 1	(08512) 6-2170	(08512) 6-3202	○	○	○	○	○	○	指定
12	隠岐の島町教育委員会	今津 346 番地 2	(08512) 2-2206	(08512) 2-0619	○	○	○	○	○	○	指定
13	旧中村小学校	中村 1494 番地 1	—	—	○	○			○	○	指定
14	旧大久小学校	大久宮原 18 番地	—	—	○	○	○	○	○	○	指定
15	旧飯田小学校	飯田白崎 1 番地 1	—	—	○	○			○	○	指定
16	旧加茂小学校	加茂 411 番地	—	—	○	○	○	○	○	○	指定
17	旧那久小学校	那久 698 番地 1	—	—	○	○	○	○	○	○	指定

No.	指定避難所	所在地	TEL	FAX	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
18	隠岐島文化会館	西町吉田の二 2 番地	(08512) 2-0237	(08512) 2-0815	○	○	○	○	○	○	指定
19	旧布施小中学校 (公民館)	布施 578 番地	(08512) 7-4314	(08512) 7-4251	○	○	○		○	○	指定
20	五箇生涯学習センター	郡 74 番地	(08512) 5-9011	(08512) 5-9012	○	○	○	○	○	○	指定
21	中条町民体育館	原田 396 番地	—	—	○		○	○	○	○	指定
22	岬町町民体育館	岬町中の津四 2109 番地 1	—	—	○	○	○	○	○	○	指定
23	隠岐の島町農村 改善センター	郡 575 番地 1	(08512) 5-3019	—	○	○	○	○	○	○	指定
24	県立隠岐水産高 等学校	東郷吉津 2 番地	(08512) 2-1526	(08512) 2-6079	○	○			○	○	指定
25	県立隠岐養護学 校	城北町 363 番地	(08512) 2-3593	(08512) 2-3142	○		○	○	○	○	指定
26	県立隠岐高等学 校	有木尼寺原 1 番 地	(08512) 2-1181	(08512) 2-6195	○	○	○	○	○	○	指定
27	隠岐の島町総合 体育館	栄町 1437 番地	(08512) 3-0025	—	○	○	○	○	○	○	指定

(2) 指定緊急避難場所

No.	広域避難場所	所在地	TEL	FAX	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
1	西郷小学校グラ ウンド	西町大城の四 4 番地	(08512) 2-0696	(08512) 2-0447	○	○	○	○	○	○	指定
2	中条小学校グラ ウンド	原田 1445 番地	(08512) 2-0349	(08512) 2-1402	○	○	○	○	○	○	指定
3	有木小学校グラ ウンド	有木クラミロ 21 番地 2	(08512) 2-0784	(08512) 2-8530	○	○	○	○	○	○	指定
4	磯小学校グラウ ンド	下西 1714 番地 1	(08512) 2-0446	(08512) 3-0056	○	○	○	○	○	○	指定
5	北小学校グラウ ンド	中村 1513 番地 1	(08512) 4-0004	(08512) 4-0025	○				○	○	指定
6	五箇小学校グラ ウンド	郡 67 番地	(08512) 5-2002	(08512) 5-2857	○	○	○	○	○	○	指定

No.	広域避難場所	所在地	TEL	FAX	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
7	都万小学校グラウンド	都万 2362 番地 1	(08512) 6-2005	(08512) 6-2006	○	○	○	○	○	○	指定
8	西郷中学校グラウンド	栄町 489 番地	(08512) 2-0178	(08512) 2-0724	○	○	○	○	○	○	指定
9	西郷南中学校グラウンド	下西 154 番地 2	(08512) 2-0103	(08512) 2-7302	○	○	○	○	○	○	指定
10	五箇中学校グラウンド	郡 162 番地	(08512) 5-2024	(08512) 5-2359	○	○	○	○	○	○	指定
11	都万中学校グラウンド	都万 2533 番地 1	(08512) 6-2170	(08512) 6-3202	○	○	○	○	○	○	指定
12	隠岐の島町教育委員会グラウンド	今津 346 番地 2	(08512) 2-2206	(08512) 2-0619	○	○	○	○	○	○	指定
13	旧中村小学校グラウンド	中村 1494 番地 1	—	—	○	○			○	○	指定
14	旧大久小学校グラウンド	大久宮原 18 番地	—	—	○	○	○	○	○	○	指定
15	旧飯田小学校グラウンド	飯田白崎 1 番地 1	—	—	○	○			○	○	指定
16	旧加茂小学校グラウンド	加茂 411 番地	—	—	○	○	○	○	○	○	指定
17	旧那久小学校グラウンド	那久 698 番地 1	—	—	○	○	○	○	○	○	指定
18	港町地区津波避難場所	港町	—	—	○	○	○	○	○	○	指定
19	水祖神社津波避難場所	港町	—	—	○	○	○	○	○	○	指定
20	隠岐島町運動公園	栄町 1435 番地	(08512) 2-0458	—	○	○	○	○	○	○	指定
21	旧布施小中学校グラウンド(公民館)	布施 578 番地	(08512) 7-4314	(08512) 7-4251	○	○	○		○	○	指定
22	国民保養センター 隠岐の島運動場	卯敷 999 番地	(08512) 7-4326	(08512) 7-4327	○	○	○	○	○	○	指定

No.	広域避難場所	所在地	TEL	FAX	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
23	五箇町民運動場	郡 75 番地 2	(08512) 5-9011	(08512) 5-9012	○	○	○	○	○	○	指定
24	都万町民運動場	都万 2153 番地	(08512) 6-2311	(08512) 6-2315	○	○	○	○	○	○	指定
25	県立隠岐水産高等学校グラウンド	東郷吉津 2 番地	(08512) 2-1526	(08512) 2-6079	○	○			○	○	指定
26	県立隠岐養護学校グラウンド	城北町 363 番地	(08512) 2-3593	(08512) 2-3142	○		○	○	○	○	指定
27	県立隠岐高等学校グラウンド	有木尼寺原 1 番地	(08512) 2-1181	(08512) 2-6195	○	○	○	○	○	○	指定

(3) 特定指定避難場所

No.	特定指定避難場所	所在地	TEL	FAX	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
1	岬町サービスセンター	岬町中の津の四 302 番地	(08512) 2-3454	(08512) 2-3743	○	○	○	○	○	○	特定
2	みんなの作業所	岬町中の津の四 302 番地	(08512) 2-3865	(08512) 2-1236	○	○	○	○	○	○	特定
3	中条サービスセンター	原田 390 番地 3	(08512) 2-5922	(08512) 2-9332	○		○	○	○	○	特定
4	中村サービスセンター	中村 1557 番地 1	(08512) 4-0756	-	○	○			○	○	特定
5	隠岐の島町中老人福祉センター	中村 1541 番地 4	(08512) 4-0002	(08512) 4-0426	○	○			○	○	特定
6	隠岐の島町高齢者生活福祉センター	布施 642 番地 1	(08512) 7-4373	-	○		○	○	○	○	特定
7	隠岐の島町地域福祉センター	北方 278 番地 2	(08512) 5-3541	(08512) 5-3542	○	○	○	○	○	○	特定
8	隠岐の島町都万保健センター	都万 1773 番地 1	(08512) 6-2273	(08512) 6-2282	○	○	○	○	○	○	特定

【資料4-5-3】地区別避難先一覧

(1) 西郷地区一時避難所

No.	一時避難所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選定
1	東町集会所	東町	○	○	○	○			地区
2	中町集会所	中町	○	○	○		○	○	地区
3	登具集会所	登具	○	○			○	○	地区
4	西郷中学校	東町・中町・栄町・神 米・登具	○	○	○	○	○	○	指定
5	宮城丘集会所	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
6	朝日ヶ丘集会所	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
7	栄町2区集会所	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
8	栄町3区集会所	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
9	栄町7区集会所	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
10	文化幼稚園	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
11	唐井集会所	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
12	出雲結集会所	中町	○	○	○	○	○	○	地区
13	旧長谷川医院	西町(天神町自治会)	○	○			○	○	地区
14	月無集会所	月無	○	○	○	○	○	○	地区
15	西郷小学校	中町・西町	○	○	○	○	○	○	指定
16	総合体育館	東町・中町・栄町・西 町・港町・城北町	○	○	○	○	○	○	指定
17	老人会館	西町	○	○	○	○	○	○	地区
18	上八尾集会所	西町	○	○	○	○			地区
19	隠岐島文化会館	西町	○	○	○	○	○	○	指定
20	名田集会所	西町	○	○	○	○	○		地区
21	吉田集会所	西町	○	○	○	○	○	○	地区
22	隠岐の島町役場	城北町(日記自治会)	○		○		○	○	地区
23	港町集会所	港町	○				○	○	地区
24	岬町集会所	岬町	○	○	○	○	○	○	地区
25	岬町町民体育館	岬町	○	○	○	○	○	○	指定
26	岬町ディーサービスセンター	岬町	○	○	○	○	○	○	特定
27	みんなの作業所	岬町	○	○	○	○	○	○	特定
28	東郷集会所	東郷	○				○	○	地区
29	東郷神社	東郷	○	○	○	○	○	○	地区
30	里集会所	東郷	○	○	○	○	○	○	地区
31	飯田会館	飯田	○				○	○	地区

No.	一時避難所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選定
32	津井集会所	津井	○	○	○	○	○	○	地区
33	犬来集会所	犬来	○	○	○	○	○	○	地区
34	釜集会所	釜	○	○	○	○	○	○	地区
35	旧大久小学校	大久	○	○	○	○	○	○	指定
36	大久神社	大久	○	○	○		○	○	地区
37	大久集会所	大久	○				○	○	地区
38	隠岐の島町教育委員会	今津	○	○	○	○	○	○	指定
39	今津集会所	今津	○	○	○	○	○	○	地区
40	岸浜集会所	岸浜	○	○	○	○	○	○	地区
41	齋藤正明宅	岸浜	○	○	○	○	○	○	地区
42	旧加茂小学校	加茂	○	○	○	○	○	○	指定
43	旧加茂保育所	加茂						○	地区
44	加茂漁村センター	加茂			○	○			地区
45	箕浦集会所	箕浦	○				○	○	地区
46	磯地区多目的共同利用施設	西田	○				○	○	地区
47	下西集会所	下西	○	○	○	○	○	○	地区
48	下西保育所	下西	○	○	○	○	○	○	地区
49	磯小学校	下西	○	○	○	○	○	○	指定
50	八田集会所	八田	○	○	○	○	○	○	地区
51	西郷南中学校	平新開地・田井	○	○	○	○	○	○	指定
52	隠岐国分寺蓮華会舞演舞場	池田			○	○			地区
53	林業総合センター(木木館)	池田	○	○			○	○	地区
54	月無集会所	有木(月無)	○	○	○	○	○	○	地区
55	有木小学校	有木	○	○	○	○	○	○	指定
56	旧有木保育所	有木	○	○	○	○	○	○	地区
57	有木集会所	有木	○		○	○	○	○	地区
58	有木神社	有木	○	○	○	○			地区
59	平集会所	平	○	○	○	○	○	○	地区
60	中条小学校	原田・上西	○	○	○	○	○	○	指定
61	銚子集会所	原田	○		○	○	○	○	地区
62	原田中央集会所	原田(小原田・齊宮 上・下)	○	○	○	○	○	○	地区
63	齊宮集会所	原田	○		○	○	○	○	地区
64	中条ディーサービスセンター	原田	○		○	○	○	○	特定
65	中条町民体育館	原田	○		○	○	○	○	指定

No.	一時避難所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選 定
66	前の原集会所	原田	○	○	○	○	○	○	地区
67	神谷集会所	原田	○	○	○	○	○	○	地区
68	蔵見公民館	上西	○	○	○	○			地区
69	雨来集会所	雨来	○	○	○	○	○	○	地区
70	中条地区多目的共同利用施設	近石	○	○	○	○	○	○	地区
71	都万目集会所	都万目	○	○	○	○	○	○	地区
72	皆市集会所	皆市	○	○	○	○	○	○	地区
73	上元屋集会所	上元屋	○		○	○	○	○	地区
74	旧中村小学校	湊・下元屋・中村	○	○			○	○	指定
75	北小学校	湊・下元屋・中村	○				○	○	指定
76	中村ディーサービスセンター	湊・下元屋・中村	○				○	○	特定
77	隠岐の島町中老人福祉センター	中村	○	○			○	○	特定
78	湊集会所	中村・湊	○	○	○	○	○	○	地区
79	八王子神社	下元屋	○	○	○	○	○	○	地区
80	西村地区多目的集会施設	西村	○	○	○	○	○	○	地区
81	伊後公民館	伊後	○	○	○	○	○	○	地区

(2) 西郷地区一時避難場所

No.	一時避難場所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選 定
1	諾浦神社境内	中町	○	○	○	○			地区
2	西郷公園	中町・西町	○	○	○	○			地区
3	天理教隠岐家分教会前歩道	中町	○	○	○	○			地区
4	登具集会所前広場	登具	○	○			○	○	地区
5	西郷中学校グラウンド	東町・中町・栄町・神 米・登具	○	○	○	○	○	○	指定
6	宮城丘集会所前駐車場	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
7	栄町2区集会所前空地	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
8	栄町3区集会所前駐車場	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
9	森哲教宅下広場	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
10	栄町7区集会所前駐車場	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
11	朝日ヶ丘集会所前庭	栄町	○	○	○	○	○	○	地区
12	隠岐車輛前高台	西町	○		○	○		○	地区
13	月無県営住宅前広場	月無	○				○	○	地区
14	西郷小学校グラウンド	中町・西町	○	○	○	○	○	○	指定

No.	一時避難場所	避難対象地区	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
15	隠岐の島町総合運動公園	東町・中町・栄町・西町・港町・城北町	○	○	○	○	○	○	指定
16	老人会館前広場	西町	○	○	○	○	○	○	地区
17	東山神社境内	西町			○		○	○	地区
18	水祖神社津波避難場所	港町	○	○	○	○	○	○	指定
19	隠岐の島町役場	西町・城北町	○		○		○	○	地区
20	港町地区津波避難場所	港町	○	○	○	○	○	○	指定
21	岬町集会所前グラウンド	岬町	○	○	○	○	○	○	地区
22	県立隠岐水産高等学校グラウンド	東郷	○	○			○	○	指定
23	東郷集会所	東郷	○				○	○	地区
24	東郷神社	東郷	○	○	○	○	○	○	地区
25	里集会所空地	東郷	○	○	○	○	○	○	地区
26	高梨孝雄氏裏山	東郷(小田自治会)		○	○	○			地区
27	飯田会館駐車場	飯田	○		○	○	○	○	地区
28	旧飯田小学校	飯田	○	○			○	○	指定
29	津井集会所前	津井	○	○	○	○	○	○	地区
30	犬来集会所	犬来	○	○	○	○	○	○	地区
31	釜集会所	釜	○	○	○	○	○	○	地区
32	釜神社下広場	釜	○	○	○	○	○	○	地区
33	旧大久小学校グラウンド	大久	○	○	○	○	○	○	指定
34	大久神社	大久	○	○	○	○	○	○	地区
35	隠岐の島町教育委員会グラウンド	今津	○	○	○	○	○	○	指定
36	今津集会所前広場	今津	○	○	○	○	○	○	地区
37	巖島神社前	岸浜	○	○	○	○	○	○	地区
38	齋藤正明宅前	岸浜	○	○	○	○	○	○	地区
39	加茂農村公園	加茂	○	○	○	○	○	○	地区
40	大山墓地	加茂		○	○	○			地区
41	旧加茂小学校グラウンド	加茂	○	○	○	○	○	○	指定
42	箕浦トンネル付近	箕浦		○	○	○			地区
43	磯地区多目的共同利用施設	西田	○				○	○	地区
44	切明神社	西田		○	○	○			地区
45	下西集会所庭	下西	○	○	○	○	○	○	地区
46	磯小学校グラウンド	下西	○	○	○	○	○	○	指定
47	玉若酢命神社駐車場	下西	○	○	○	○	○	○	地区

No.	一時避難場所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選 定
48	八田集会所前広場	八田	○	○	○	○	○	○	地区
49	県立隠岐養護学校グラウンド	田井・八田	○		○	○	○	○	指定
50	隠岐国分寺境内	池田			○	○			地区
51	池田ふれあい広場	池田	○	○			○	○	地区
52	県立隠岐高等学校グラウンド	池田・有木	○	○	○	○	○	○	指定
53	有木小学校グラウンド	有木	○	○	○	○	○	○	指定
54	西郷南中学校グラウンド	城北町・池田・平・下 西	○	○	○	○	○	○	指定
55	中条小学校グラウンド	原田・上西	○	○	○	○	○	○	指定
56	銚子集会所広場	原田		○					地区
57	住吉神社	原田		○		○			地区
58	原田保育所広場	原田(小原田地区・齊 宮下)	○		○	○	○	○	地区
59	神谷集会所前駐車場	原田	○	○	○	○	○	○	地区
60	中言神社	蔵見	○				○	○	地区
61	上西神社前牛突き場	雨来・原田	○		○	○	○	○	地区
62	中条地区多目的共同利用施設	近石	○	○	○	○	○	○	地区
63	都万目集会所駐車場	都万目	○	○	○	○	○	○	地区
64	皆市集会所広場	皆市	○	○	○	○	○	○	地区
65	旧中村小学校校庭	湊・下元屋・中村	○	○			○	○	地区
66	中村農村公園(北小学校グラ ウンド)	湊・下元屋・中村	○				○	○	指定
67	湊集会所広場	中村・湊	○	○	○	○	○	○	地区
68	八王子神社	下元屋	○	○	○	○	○	○	地区
69	西村地区多目的集会施設	西村	○	○	○	○	○	○	地区
70	伊後体育館前広場	伊後	○	○	○	○	○	○	地区

(3) 布施地区一時避難所

No.	一時避難所	避難対象地区	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
1	旧布施小・中学校(布施公民館)	布施	○	○	○		○	○	指定
2	旧布施公民館	布施			○				地区
3	旧布施児童館	布施		○					地区
4	布施支所	布施	○	○			○	○	地区
5	卯敷集会所	卯敷	○	○	○		○		地区
6	飯美集会所	飯美	○	○			○	○	地区
7	国民保養センター隠岐の島	卯敷	○	○	○	○	○	○	地区
8	布施高齢者生活福祉センター(蓬莱苑)	布施	○		○	○	○	○	特定

(4) 布施地区一時避難場所

No.	一時避難場所	避難対象地区	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
1	浄土ヶ浦駐車場	布施	○	○	○	○	○	○	地区
2	日の丸保育園広場	布施	○		○	○	○	○	地区
3	旧布施小・中学校グラウンド	布施	○		○		○	○	指定
4	布施支所駐車場	布施	○	○			○	○	地区
5	親水公園	布施	○		○		○	○	地区
6	蓬莱苑駐車場	布施	○		○	○	○	○	地区
7	国道485号飯美トンネル付近	飯美			○	○			地区
8	国民保養センター隠岐の島運動場	卯敷	○	○	○	○	○	○	指定

(5) 五箇地区一時避難所

No.	一時避難所	避難対象地区	火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊	選定
1	那久路生活改善センター	那久路	○		○	○	○	○	地区
2	那久路神社	那久路	○	○	○	○			地区
3	齋藤博久宅	那久路		○	○	○			地区
4	齋藤 登宅	那久路		○	○	○			地区
5	小路公民館	小路	○	○	○	○	○	○	地区
6	願満寺	小路	○	○	○	○	○	○	地区
7	郡地区集会所	郡	○	○	○	○	○	○	地区
8	五箇小学校	五箇全地区	○	○	○	○	○	○	指定
9	五箇中学校	五箇全地区	○	○	○	○	○	○	指定
10	五箇生涯学習センター	五箇全地区(苗代田)	○	○	○	○	○	○	指定
11	隠岐の島町農村改善センター	五箇全地区	○	○	○	○	○	○	指定

No.	一時避難所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選定
12	山田地区上組常会集会所	山田	○	○	○	○	○		地区
13	山田地区生活改善センター	山田	○	○	○	○	○		地区
14	南方地区集落センター	南方	○				○	○	地区
15	堅磐神社社務所	南方		○	○	○			地区
16	わかたけ会館	北方	○				○	○	地区
17	隠岐の島町地域福祉センター	北方	○	○			○	○	特定
18	久見地区農村集落多目的共同 利用施設	久見	○				○	○	地区
19	福浦公会堂	福浦	○	○			○	○	地区
20	長尾田地区集落センター	長尾田	○				○	○	地区
21	白山神社	長尾田		○	○	○			地区
22	稚蚕飼育所	向ヶ丘	○	○	○	○	○	○	地区

(6) 五箇地区一時避難場所

No.	一時避難場所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選定
1	那久路生活改善センター広場	那久路	○		○	○	○	○	地区
2	那久路神社広場	那久路	○	○	○	○			地区
3	寺道敏郎宅広場	那久路	○		○	○		○	地区
4	小路公民館広場	小路	○	○	○	○	○	○	地区
5	願満寺境内	小路	○	○	○	○	○	○	地区
6	一の塚停留所	小路		○	○	○			地区
7	都万路停留所	小路		○	○	○			地区
8	水若酢神社境内	郡		○	○	○			地区
9	五箇町民運動場	郡	○	○	○	○	○	○	指定
10	山田地区生活改善センター広場	山田	○	○	○	○	○		地区
11	苗代田地区なかよし広場	苗代田	○				○		地区
12	南方地区集落センター広場	南方	○				○	○	地区
13	堅磐神社社境内	南方		○	○	○			地区
14	わかたけ会館広場	北方	○				○	○	地区
15	北方神社	北方		○	○	○			地区
16	久見地区農村集落多目的共同 利用施設前	久見	○				○	○	地区
17	福浦公会堂前	福浦	○	○			○	○	地区
18	白山神社j前県道	長尾田		○	○	○			地区
19	代公民館みんなの広場	代	○				○	○	地区

No.	一時避難場所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選 定
20	旧北方・代線町道	代			○	○			地区
21	稚蚕飼育所広場	向ヶ丘		○	○	○			地区
22	五箇小学校グラウンド	五箇地区	○	○	○	○	○	○	指定
23	五箇中学校グラウンド	五箇地区	○	○	○	○	○	○	指定
24	県道西郷都万郡線夢崎トンネル 付近	福浦			○	○			地区

(7) 都万地区一時避難所

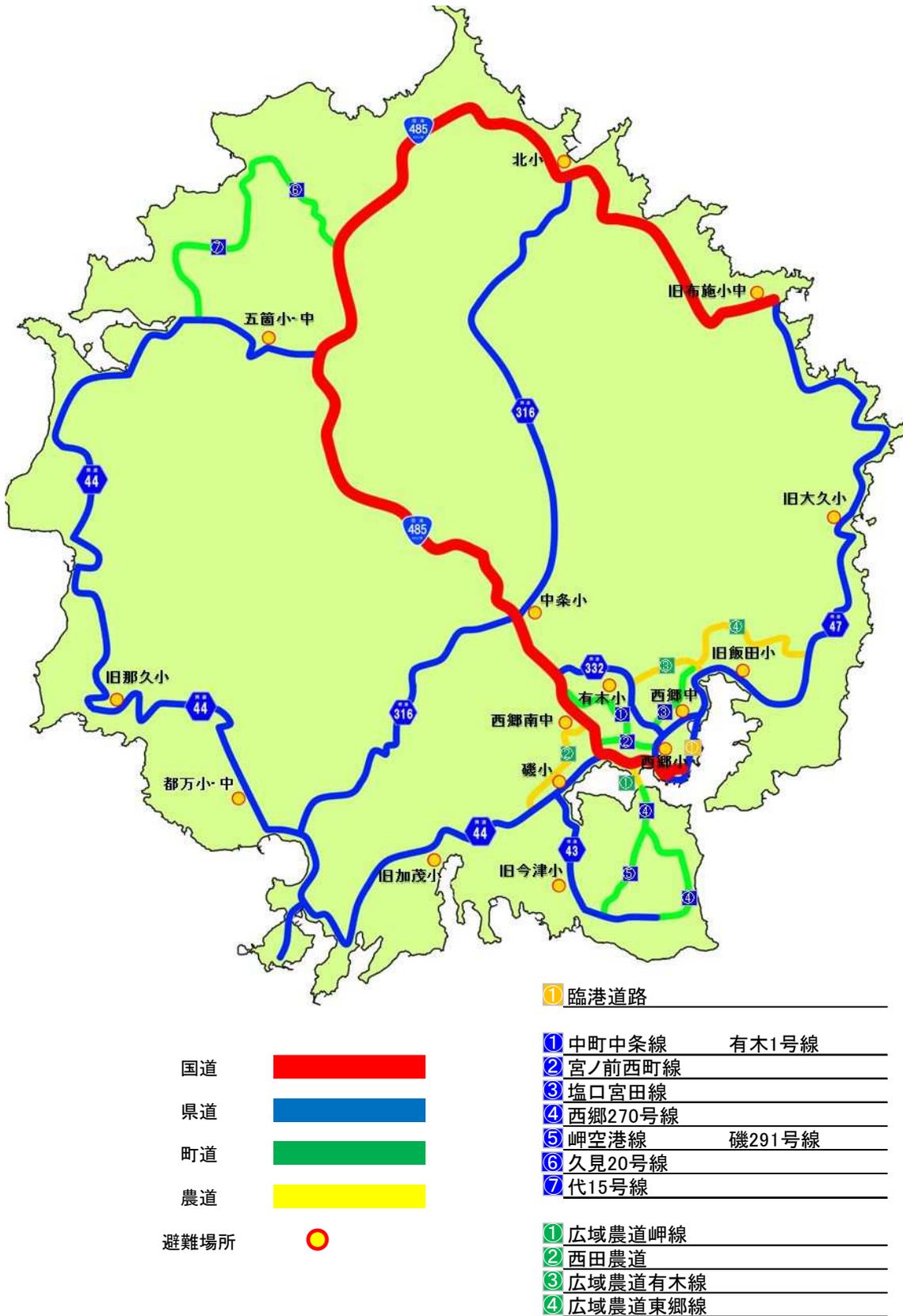
No.	一時避難所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選 定
1	蛸木集会所	蛸木	○					○	地区
2	津戸集会所	津戸	○				○	○	地区
3	歌木集会所	歌木	○	○			○	○	地区
4	中里集会所	中里	○				○	○	地区
5	西里集会所	西里	○				○	○	地区
6	夜長神社	西里		○	○	○			地区
7	森里集会所	森里	○	○			○	○	地区
8	都万小学校	都万地区全域(釜屋)	○	○	○	○	○	○	指定
9	都万中学校	都万地区全域(釜屋)	○	○	○	○	○	○	指定
10	上里集会所	上里	○	○	○	○	○	○	地区
11	美田集会所	美田	○	○	○	○	○	○	地区
12	向山集会所	向山	○		○	○	○	○	地区
13	砂子谷集会所	砂子谷	○	○					地区
14	旧那久小学校	那久、油井、蔵田	○	○	○	○	○	○	指定
15	上那久集会所	上那久	○						地区
16	浜那久集会所	浜那久	○	○			○	○	地区
17	大津久集会所	大津久	○				○	○	地区
18	油井福祉館	油井	○	○	○	○	○	○	地区
19	蔵田集会所	蔵田	○	○			○	○	地区
20	向陽集会所	向陽・塩の浜	○	○	○	○	○	○	地区
21	隠岐の島町都万保健センター	都万地区全域(釜屋)	○	○	○	○	○	○	特定

(8) 都万地区一時避難場所

No.	一時避難場所	避難対象地区	火 災	洪 水	高 潮	津 波	地 震	崩 壊	選定
1	蛸木緑地広場	蛸木		○	○	○	○		地区
2	津戸簡水タンク前	津戸			○	○			地区
3	津戸学校跡地駐車場	津戸		○	○	○			地区
4	歌木町営バス停留所	歌木	○	○			○	○	地区
5	都万町民運動場	都万地区	○	○	○	○	○	○	指定
6	西里集会所横広場	西里	○				○	○	地区
7	森里集会所広場	森里		○	○	○			地区
8	都万小中学校グラウンド	都万地区	○	○	○	○	○	○	指定
9	上里集会所広場	上里	○	○	○	○	○	○	地区
10	天建金草神社	砂子谷				○	○	○	地区
11	美田集会所広場	美田	○	○			○	○	地区
12	向山集会所広場	向山	○		○	○	○	○	地区
13	旧那久小学校グラウンド	那久、油井、蔵田、	○	○	○	○	○	○	指定
14	大津久防火水槽前広場	大津久		○	○	○			地区
15	油井福祉館	油井	○	○	○	○	○	○	地区
16	徳照神社境内	蔵田			○	○			地区
17	向陽団地公園	向陽	○	○	○	○	○	○	地区
18	塩の浜地区広場		○				○	○	地区

3. 主要避難経路

【資料4-5-4】主要避難経路図



第6節 救急・救助活動

1. 災害時において使用し得る資器材等

【資料4-6-1】 災害時において使用し得る資器材等

(1) 警察が災害時において使用し得る資器材

資料:警察本部警備二課(平成24年4月1日現在)

所属署 品名	県警本部	松江	安来	雲南	出雲	大田	川本	江津	浜田	益田	津和野	隠岐の島	浦郷	計
ヘリコプター	1													1
レスキュー車	1													1
オフロード車	12													12
レスキューツール	2													2
エアジャッキ	2	1		2	3	2	1	1	1	1	1	1	1	17
チェンソー	4	3	1	3	3	2	1	1	3	2	1	1	1	26
エンジンカッター	10	3	1	3	3	2	1	1	3	2	1	1	1	32
削岩機	1		1	1	1	1			1	1		1		8
膨張式テント	7													7
可搬式高圧放水器	3													3
可動式ウインチ	4	1	1	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	21
投光機	16	7	3	5	3	1	1	2	2	3	1	2	1	47
発動用発電機	18	2	2	4	2	4	2	3	4	3	3	2	1	50
潜水具	10													10
救命ボート(折畳式)		1	1	1	1	1								5
〃(ゴム式)	3					1				1	1	1	1	8
〃(プラスチック)		1			1		1	1	1	1				6
〃(その他)					1									1
船外機	3	3	1	1	3	2	1	1	1	1	1			18
救命索発射器	2	1			1		1	1	2	1				9
担架	22	3	3	9	10	5	3	3	2	2	3	3	3	71
空気呼吸器	22													22
避難誘導交通制御板	1		1		1									3

(2) 海上保安部署所属船艇及び器材

資料:浜田海上保安部、境海上保安部(平成20年5月1日現在)

事項	保安官署 巡視船艇	浜田海上保安部				境海上保安部					隠岐海士海上保安署	
		いわみ	あさま	やなかぜ	陸上	おき	きそ	やえざくら	みほぎく	陸上	さんべ	陸上
総トン数(トン)		964	220	26		993	1800	26	25		198	
航行区域		遠洋		限定近海		遠洋		限定近海	限定近海		限定近海	
乗組員数(名)		30		5	可動人員 9	33		5	5		17	
搭載可能 人数 (人)	限定沿岸で3時間 以内とした場合	270		26		270		26			24	
	1.5時間未満の平 時の場合	320		28		320		28			28	
積載可能物資(トン)		90		14		90		14			46	
ロラン(式)		1				1						
レーダー(式)		2		1		2		1	1		1	
方向探知機(式)		1				1					1	
測深儀(式)		1				1					1	
マイクロ、もやい索発 射器(式)		3		1		2		1	1		1	
曳 航 索	化繊ロープ (m)	55mm/200 ×2		28mm/1× 10		65mm/400 ×1		28mm/200	28mm/200		45mm/400	
	マニラロープ網 (m)											
搭 載 艇	高速機動艇 (隻)	定員6名1				定員10名1					定員5名1	定員8名1
	救難作業艇 (隻)					定員12名1						
ゴムボート(個)		定員8名1			定員8名1	定員8名1			定員8名1		定員8名1	定員8名1
移動用ガソリンポンプ (台)		ラビット 33PS×1				トーハツ 33PS×1		ラビット 34PS×1	ラビット 28PS×2		ラビット 55PS×1	
船内消防ポンプ(式)		84t/h		遠心式二 段タービン ポンプ 180t/h		84t/h		1 80t/h	1 96t/h		22t/h	
水中作業服(着)		4		2	2	9		2			2	
防火服		9		2		12		2	2		2	
救助用ロープ(m)		55mm/200 ワイヤー 26mm/200		ナイロン 28mm/110	クレモナ 20mm/100 ナイロン 20mm/100	50mm/200		28mm/420	28mm/400	ワイヤー 14mm/200 ポリエチレン 20mm/200 12mm/200	45mm/200	
救 命 胴 衣	膨張式(個)	43		12		50		12	13	25	25	
	固型(固)	チョッキ型 30		チョッキ型 5	100	チョッキ型 40		チョッキ型 5	チョッキ型 5	300	チョッキ型 17	
デッキ(式)												
エンジンカッター(台)				1		2						
携帯発電機(式)				1		2		1		1	1	
投光機(固)		1		1	1	1		1	1	1		
潜水土						9						

第7節 医療及び助産救護

1. 医療施設、医療資材・医薬品等の現況

【資料4-7-1】 医療施設

平成25年4月1日現在

病院名	設立主体	所在地	電話	許可病床数					
				精神	結核	感染	療養	一般	計
隠岐広域 連合隠岐 病院	広域連 合	隠岐郡 隠岐の島町 城北町355	(08512) 2-1356	28		2		104	134

【資料4-7-2】 医療資材・医薬品等の現況

(1) 備蓄薬品の在庫場所、品名

在庫場所	電 話	品名	
		ガスエソ抗毒素(注)	まむし抗毒素
隠岐保健所	(08512)2-1331	○	—

【資料4-7-3】 トリアージタグ

- 1枚目 (災害現場用)
- 2枚目 (搬送機関用)

(紐穴の直径は3mm)

1枚目 → (災害現場用)
2枚目 → (搬送機関用)

No.	氏名 (name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男(M) 女(F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 A M 時 分 P M		トリアージ実施者氏名	
搬 送 機 関 名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・病歴名			
特記事項			

- 3枚目・表面 (収容医療機関用)

(紐穴の直径は3mm)

(収容医療機関用)

No.	氏 名 (Name)	年 齢 (Age)	性 別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 A M 時 分 P M		トリアージ実施者氏名	
搬 送 機 関 名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・病歴名			
特記事項			
0			
I			
II			
III			

← 黒色
 ← 赤色
 ← 黄色
 ← 緑色

- 3枚目・裏面 (収容医療機関用)

(紐穴の直径は3mm)

特記事項

0
I
II
III

第8節 緊急輸送

1. 使用可能自動車の状況

【資料4-8-1】 町所有自動車の状況

(平成26年3月31日現在)

車両区分	台数	乗車人数	車両区分	ナンバー等
マイクロバス	1	12	町営バス	島根 200 さ 412
マイクロバス	1	29	町営バス	島根 22 さ 2996
マイクロバス	1	29	スクールバス	島根 22 さ 2999 西小(岬)
マイクロバス	1	26	スクールバス	島根 さ 200-614
マイクロバス	1	29	スクールバス	島根 さ 200-514
マイクロバス	1	29	スクールバス	島根 さ 200-685
マイクロバス	1	15	スクールバス	島根 さ 200-691
マイクロバス	1	15	スクールバス	島根 さ 200-516
マイクロバス	1	15	スクールバス	島根 さ 200-615
マイクロバス	1	29	スクールバス	島根 さ 200-663
マイクロバス	1	29	スクールバス	島根 さ 200-744
マイクロバス	1	15	スクールバス	島根 200 さ 267 蔵田
マイクロバス	1	26	公用車	島根 22 さ 2432 五箇温泉
マイクロバス	1	23	スクールバス	島根 300 さ 5994
マイクロバス	1	15	スクールバス	島根 さ 200-690
マイクロバス	1	15	スクールバス	島根 さ 200-688
マイクロバス	1	15	スクールバス	島根と 300-5947

【資料4-8-2】借用可能自動車の状況

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業者

(平成26年3月31日現在)

市町村	事業者名	営業所名	保有台数	電 話
隠岐の島町	隠岐一畑交通(株)	本社	7	08512(2) 1281
	島タクシー(株)	西郷	3	〃 (2) 1234

(2) 一般乗用旅客運送事業者

(平成26年3月31日現在)

市町村	事業者名	営業所名	保有台数	電 話
隠岐の島町	島タクシー(株)	西郷	8	08512(2) 1234
	(有)みなとタクシー	西郷	4	〃 (2) 1565
	サンタクシー(有)	西郷	6	〃 (2) 1190
	吉田繁幸 (吉田タクシー)	原田	2	〃 (2) 0395
	(有)西郷タクシー	西郷	5	〃 (2) 1390
	(有)稲葉興産	中村	3	〃 (2) 0216
	おき観光タクシー(有)	西郷	5	〃 (2) 8020
	(有)マスダ	郡	2	〃 (5) 2052
	(有)野津運送	都万	2	〃 (6) 2018

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送限定事業者)

(平成26年3月31日現在)

市町村	事業者名	営業所名	保有台数	電 話
隠岐の島町	社会福祉法人 ふれあい五箇		1	08512(5) 3541
	八幡 真一		4	〃 (5)3099

(4) 一般貨物自動車運送事業者

(平成26年3月31日現在)

地名	事業者名	所在地	車 両 数				電話番号	摘要
			普	小	特	被		
隠岐	ヤマト運輸株式会社隠岐西郷宅 急 便 セ ン タ ー	隠岐の島町	8				08512(2)6225	
	隠岐汽船株式会社西郷営業 所	〃	5				〃 (2)1122	
	海 祥 運 送 有 限 会 社	〃	10	1			〃 (2)0321	
	原 田 運 送 有 限 会 社	〃	4	1			〃 (2)2150	
	島 後 運 送 有 限 会 社	〃	1				〃 (2)1817	
	美 保 丸 運 送 (有)	〃	1	1			〃 (4)0266	
	高橋和美(正美屋運送店)	〃	1	2			〃 (2)0711	
	山陰福山通運(株)隠岐営業所	〃	3	1			〃 (2)0981	

地名	事業者名	所在地	車両数				電話番号	摘要
			普	小	特	被		
隠岐	(有) 来 人 運 輸	隠岐の島町	4				〃 (2)4010	
	徳 畑 採 石 (株)	〃	1				〃 (2)3913	
	(有)日本海商事本社営業所	〃	24	1	4		〃 (2)2303	
	(有) 池 田 運 送	〃	5				〃 (2)3360	
	(有) 三 友 建 設	〃	1				〃 (2)2250	
	(有) 酒 井 材 木 店	〃	4				〃 (2)0585	
	竹田憲司(竹田運送)	〃	2				〃 (2)2650	
	田中次夫(田中運送)	〃	1	1			〃 (2)0171	
	(有) 稻 葉 興 産	〃	1				〃 (4)0734	
	(有) 岡 野 重 送	〃	1				〃 (2)0882	
	(有) 朝 日 リ ー ス	〃	3			1	〃 (2)3719	
	升田健一(壱運輸)		2	1			〃 (2)4508	
	佐々木斉(平木運輸)		1				〃 (2)3203	
	河田康夫(河田運輸)		1				〃 (2)6359	
	(有) 小 川 建 設		3				〃 (5)2071	
	(有) 藤 原 運 送		5	1	1		〃 (5)2220	
	中田重光(中田運送)		1				〃 (5)2798	
	泉重利(泉建設)		1	1			〃 (5)2825	
	斉藤芳樹(都万運送店)		1				〃 (6)2701	
	隠岐年朗(栄屋運送店)		2	1			〃 (6)2261	
	有限会社野津運送		5				〃 (6)2197	
	谷口昭子(日章丸海運)		1				〃 (2)0637	
	小泉和也(みなと運輸)		2				〃 (2)7479	
	藤野正幸(富原運輸)		1				〃 (2)0556	
	(株) 青 田 建 設		3				〃 (2)1414	
	(株) 池 田 商 店		1					
(有)宇部セメント西郷販売店		1						
松岡修治(櫻総業)		1						
(株)ニヤクコーポレーション隠岐事業所				4				

2. 使用可能船舶の状況

【資料4-8-3】借用可能船舶の状況

(1) 旅客船業者

地区	氏名又は名称	所在地	船名	船質	トン数
隠岐	隠岐汽船(株)	隠岐郡隠岐の島町中町 目貫4-10番地	フェリーしらしま	銅	2,343
			フェリーくにか	〃	2,375
			フェリーおき	〃	2,366
			レインボージェット	アルミニウム合金	173
合計		1事業者	4隻		

(2) 貨物船業者

地区	氏名又は名称	所在地	船名	船質	トン数
隠岐	(有)酒井材木店	隠岐郡隠岐の島町東郷字神米41	第三富栄丸	銅	131
	鳥本商会(有)	隠岐郡隠岐の島町中町出雲結1-5-13	第十大泰丸	〃	199
	(株)海幸海運	隠岐郡隠岐の島町東町へぎ35-1	第十二海幸丸	〃	198
合計		3事業者	3隻		

(3) その他の船舶所有者

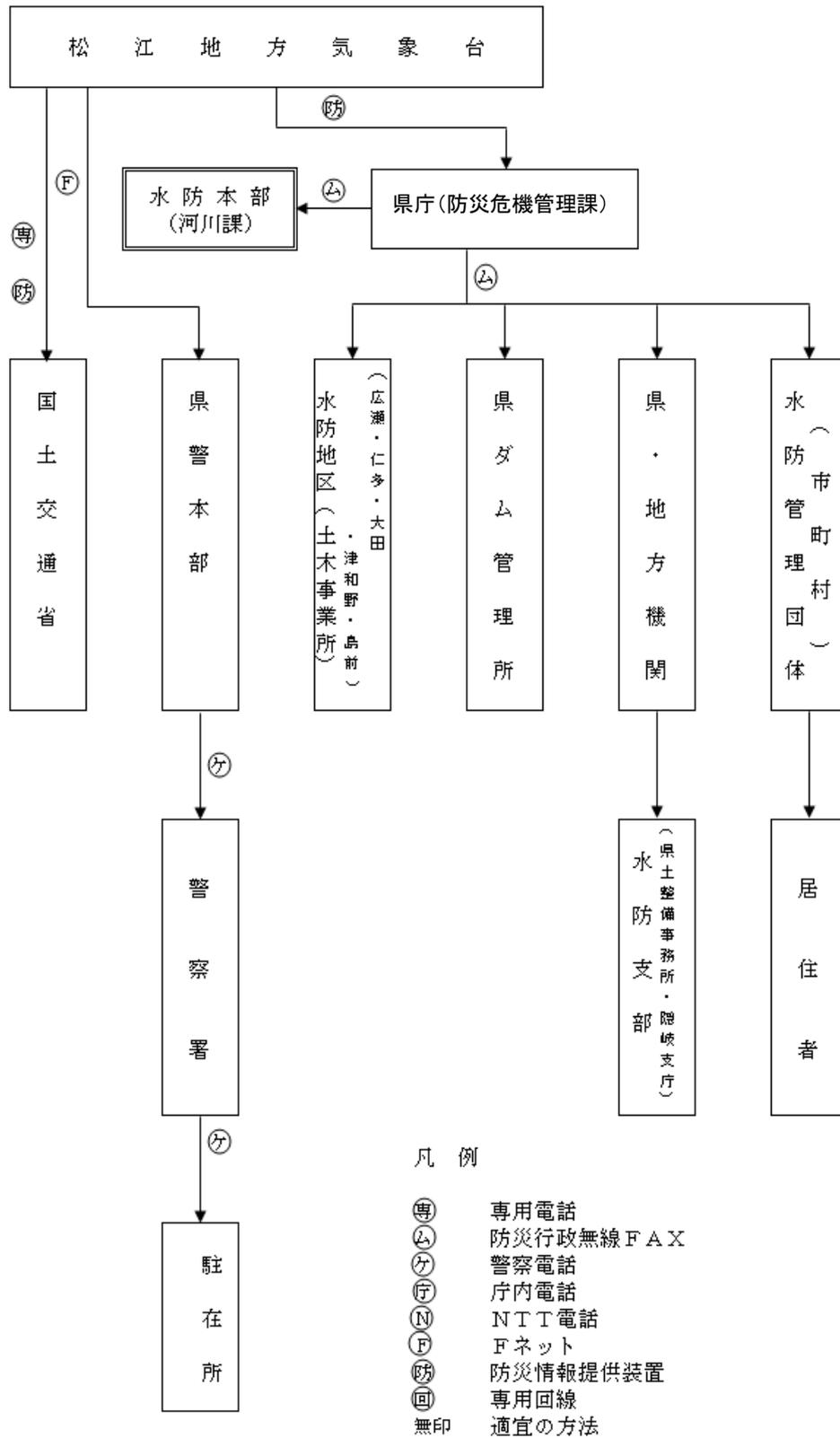
地区	氏名又は名称	所在地	船名	船質	トン数	用途
隠岐	(株)金田建設	隠岐郡隠岐の島町 港町字大津の二13-4	第二十三有昌丸	銅	76	曳船
合計		1事業者	1隻			

(4) 漁船隻数(20t以上)

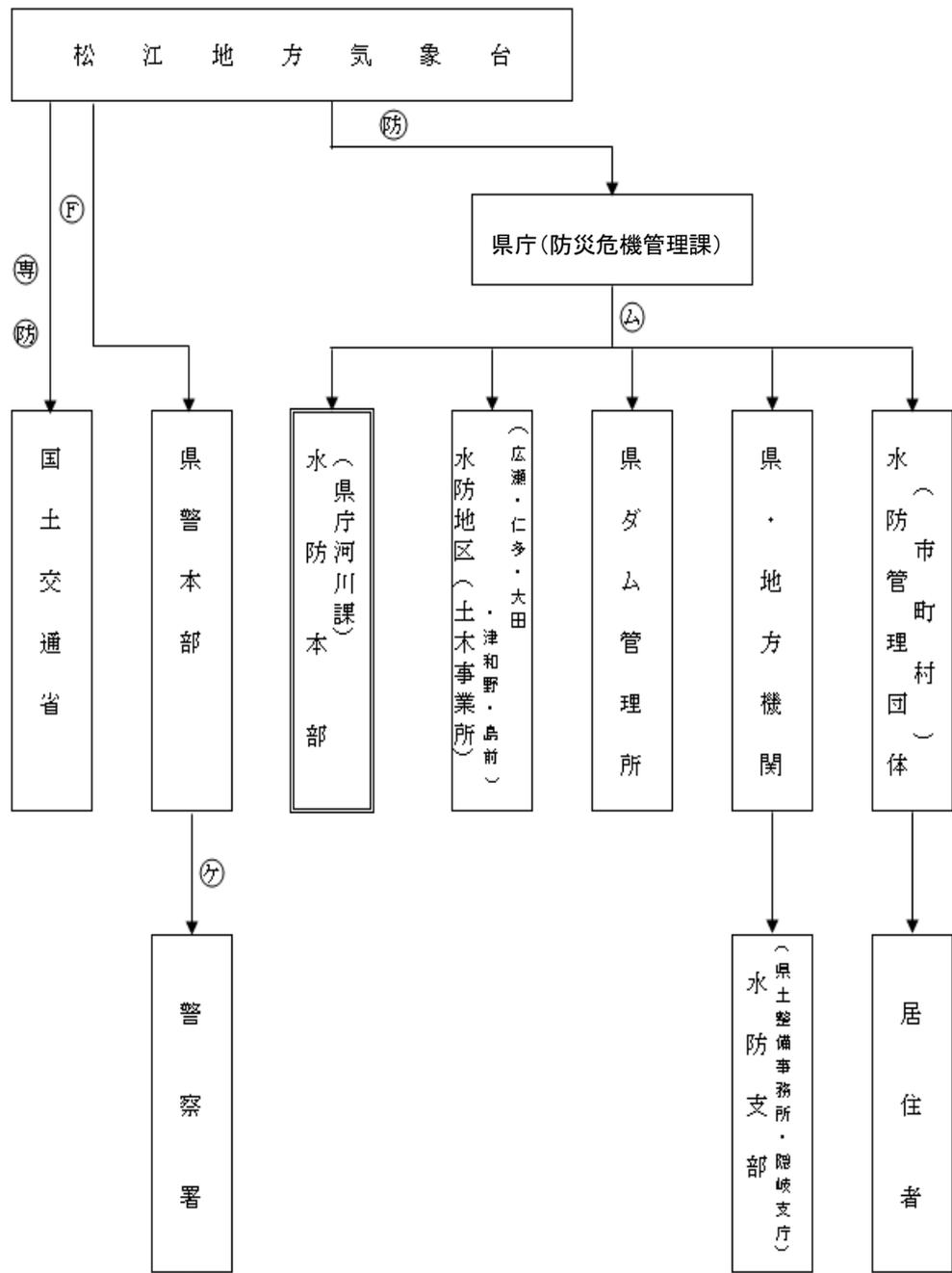
地区	鋼船		木船	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数
隠岐の島町	8	1,281.98		

【資料4-9-2】 気象等注意報・警報・情報伝達系統図

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



凡例

- ④ 専用電話
- ⑤ 防災行政無線 F A X
- ⑥ 警察電話
- ⑦ 庁内電話
- ⑧ N T T 電話
- ⑨ F ネット
- ⑩ 防災情報提供装置
- ⑪ 専用回線
- 無印 適宜の方法

(勤務時間外の定義)

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

ア. 平日
0時から8時30分まで及び17時15分から24時までの間

イ. 土曜日、日曜日国民の祝日、振替休日及び年末年始(12月29日～1月3日)
全日

2. 水防施設等

【資料4-9-3】堰・樋門・水門

(1) 堰一覧表

河川名	名称	位置		高さ	長さ	門数	管理者	連絡先(TEL)	備考
		市町村	大字等						
八尾川	八郎堰	隠岐の島町	池田	1.64	26.00	1	八尾川以南土地改良区	08512-2-1286	自動堰
八尾川	龍淵可動堰	隠岐の島町	上西	1.15	17.30	1	雨来水利組合	08512-2-5281	自動堰
有木川	有田第一堰	隠岐の島町	有木	1.50	9.60	1	有木一号井堰水利組合	08512-2-5078	自動堰
重栖川	中島堰	隠岐の島町	南方	1.30	35.40	1	南北土地改良区	08512-5-2369	自動堰
重栖川	南方1号堰	隠岐の島町	南方	1.40	33.70	1	南北土地改良区	08512-5-2369	自動堰
重栖川	南方2号堰	隠岐の島町	南方	1.10	38.20	1	南北土地改良区	08512-2-3093	自動堰
重栖川	千田堰	隠岐の島町	郡	0.90	20.55	1	千田堰水利組合	08512-5-2289	自動堰
重栖川	大森堰	隠岐の島町	郡	1.40	23.20	1	大森堰水利組合	08512-5-2356	自動堰
苗代田川	保土堰	隠岐の島町	苗代田	0.60	6.60	1	保地水利組合	08512-5-3102	自動堰
那久紹川	下山堰	隠岐の島町	小路	1.20	14.00	1	下山頭首工水利組合	08512-5-2323	自動堰
代川	宮ノ前席	隠岐の島町	代	1.00	7.00	1	代地区水利組合	08512-5-2671	自動堰
都万川	井島堰	隠岐の島町	都万	1.30	17.00	1	隠岐の島長	08512-6-2311	自動堰
八尾川	西岩風呂取水堰	隠岐の島町	原田	1.10	8.10	1	西岩風呂水利組合	08512-2-5206	自動堰
八尾川	中河原堰	隠岐の島町	原田	1.50	10.00	1	中河原水利組合	08512-2-5186	自動堰

(2) 水門・樋門一覧

河川名	位置		種別	高さ×幅・径	門数	操作手順	管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
	市町村	大字等									
八尾川	隠岐の島町	池田	樋門	2.70×3.20	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2111	池田樋門
八尾川	隠岐の島町	原田	樋門	1.35×1.45	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2111	原田樋門
重栖川	隠岐の島町	南方	樋門	2.25×2.25	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2211	千田樋門
中村川	隠岐の島町	中村	樋門	1.10×1.10	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2111	中村樋門
飯田川	隠岐の島町	飯田	樋門	1.50×1.50	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2111	飯田樋門

【資料4-9-4】水防倉庫・水防資材器具

(1) 県有水防倉庫並びに現有資材器具一覧表

(平成24年12月31日現在)

所在地：隠岐の島町城北町		倉庫面積：33.12 m ²					
資器材名		単位	数量	資器材名		単位	数量
器 具	かけや（掛矢）	丁	10	資 材	鉄線	kg	
	のこぎり（鋸）	丁	23		竹	束	
	スコップ	丁	100		杭丸太	本	101
	ツルハシ	丁	19		杭小	本	
	おの（斧）	丁	2		かすがい	個	
	たこづち（蛸槌）	丁	2		なわ（縄）	玉	29
	くわ（鋏）	丁	32		むしろ（筵）	枚	40
	ギムネ	丁			空俵	枚	
	ペンチ	丁	10		ビニール袋	枚	4,100
	なた（鉋）	丁	5		麻袋	枚	
	金棒	丁			かます（吠）	枚	9
	照明具	個	5		ロープ	m	200
	救命胴衣	個	9		メガホン	個	
	てみ（手蓑）	枚	53		針金	kg	101
	ハンマー	丁	8		ビニールひも	玉	
	クリッパー	丁			コモ	枚	
	ジョレン	丁			防水シート	枚	11
	かま（鎌）	丁	30		鋼管	本	
	土のう製作器	個	1		塩ビパイプ	本	
					水防マット	本	

(2) 町管理有水防倉庫並びに現有資材器具一覧表

(平成25年4月1日現在)

河川名	指定水防管理 団体の有無	管理団 体名	所在地	補助倉庫	倉庫 面積	器具品名・数量												
						かけや (掛矢)	のこぎり (鋸)	スコップ	ツルハシ	斧(斧)	たこうち (鋤鍬)	くわ(鍬)	かま(鎌)	ペンチ	なた(鉋)	照明具	救命胴衣	てみ(手箕)
						m ²	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚
八尾川	○	隠岐の島町	城北町		13.25	9	6	42	12	1		9	9	3	3			10
〃	○	〃	原田		20.00	0												
中村川	○	〃	中村		33.00	2			1			1						
都万川	○	〃	都万		10.00	2	3	12	6	1		10	9		2			
春日川	○	〃	布施		20.00			2	2			2					2	
飯美川	○	〃	飯美		18.00			2	1							2		
卯敷川	○	〃	卯敷		13.00			2	1			2				2		
重栖川	○	〃	北方		20.00		4	24	2			6	5	2	1	2		
計 8 棟					147.25	13	13	82	25	2	0	26	23	5	6	6	2	10

河川名	指定水防管理 団体の有無	管理団 体名	所在地	器具品名・数量														
				ハンマー	鉄線	杭丸太	パール	竹	なわ(縄)	むしろ(筵)	空俵	ビニール袋	麻袋	かます(叭)	ロープ	船	パイル	とび口
				丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
八尾川	○	隠岐の島町	城北町	1			3						2480					
〃	○	〃	原田			20												
中村川	○	〃	中村															
都万川	○	〃	都万	3		20	1					300			50			
春日川	○	〃	布施						2			400			150			
飯美川	○	〃	飯美									400			30			
卯敷川	○	〃	卯敷									200			30			
重栖川	○	〃	北方	1			1					3600			300			
計 8 棟				5	0	40	5	0	2	0	0	7380	0	0	560	0	0	0

【資料4-9-5】水防輸送車両配置一覧表

(単位：台)

機関名	車 種										備考	
	乗用車		ジープ	トラック			バン			二輪車		その他
	大型	小型		大型	小型	軽四	大型 2,000 cc	小型	軽四			
隠岐支庁			5		1			13	1	2		
隠岐の島町		5	1		1	4		4	20	0	2	マイクロバス

第10節 ライフライン施設の応急復旧

1. ライフライン事業者連絡先、施設の諸元等

【資料4-10-1】電力施設

(1) 中国電力株式会社事業所

事業所名	所在地	電話番号
隠岐営業所	隠岐の島町港町塩口 84-119	電話 08512(2)7151 Fax 08512(2)7152 緊急 090-7504-0762

(2) 発電所

種別	事業者等の名称	発電所名	所在地	出力 (kw)	備考
水力	中国電力(株)	油井	隠岐の島町油井	200	(事業用)
〃	〃	南谷	隠岐の島町布施	100	〃
火力	〃	西郷	隠岐の島町飯田	25,320	(事業用) 内燃力

【資料4-10-2】危険物施設

(1) 高圧ガス充填所

会社名	事業所名	所在地	規模 タンク容量×基数
隠岐エネルギー	LP ガスセンター	隠岐の島町飯田有田 27-11	65×2

(2) LPガスオートスタンド

会社名	事業所名	所在地	電話番号
隠岐エネルギー	LP ガスセンター	隠岐の島町飯田有田 27-11	08512-2-2586

【資料4-12-3】上下水道

(1) 上水道

資料: 島根県薬事衛生課(平成25年3月31日)

事業主体名	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	原水の種別	計画1日最大給水量 (m ³ /日)
隠岐の島町	9,700	9,651	浅井戸、表流水	7,080

(2) 簡易水道

資料: 島根県薬事衛生課(平成24年3月31日)

事業主体名	事業名	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	計画1日 最大給水量 (m ³ /日)
隠岐の島町	大久	320	227	130
	犬来	145	130	92
	都万目	110	44	56
	近石	170	126	64
	皆石	170	125	55
	中村	850	733	433
	伊後	110	74	52
	布施	402	380	251
	中央	1,570	1,518	861
	久見	129	112	88
	代	105	82	58
	福浦	110	50	54
	都万	2,160	1,375	1,150
	歌木	130	51	33
	那久	452	214	169
	油井	103	78	57
合計		7,036	5,319	3,603

(3) 下水道

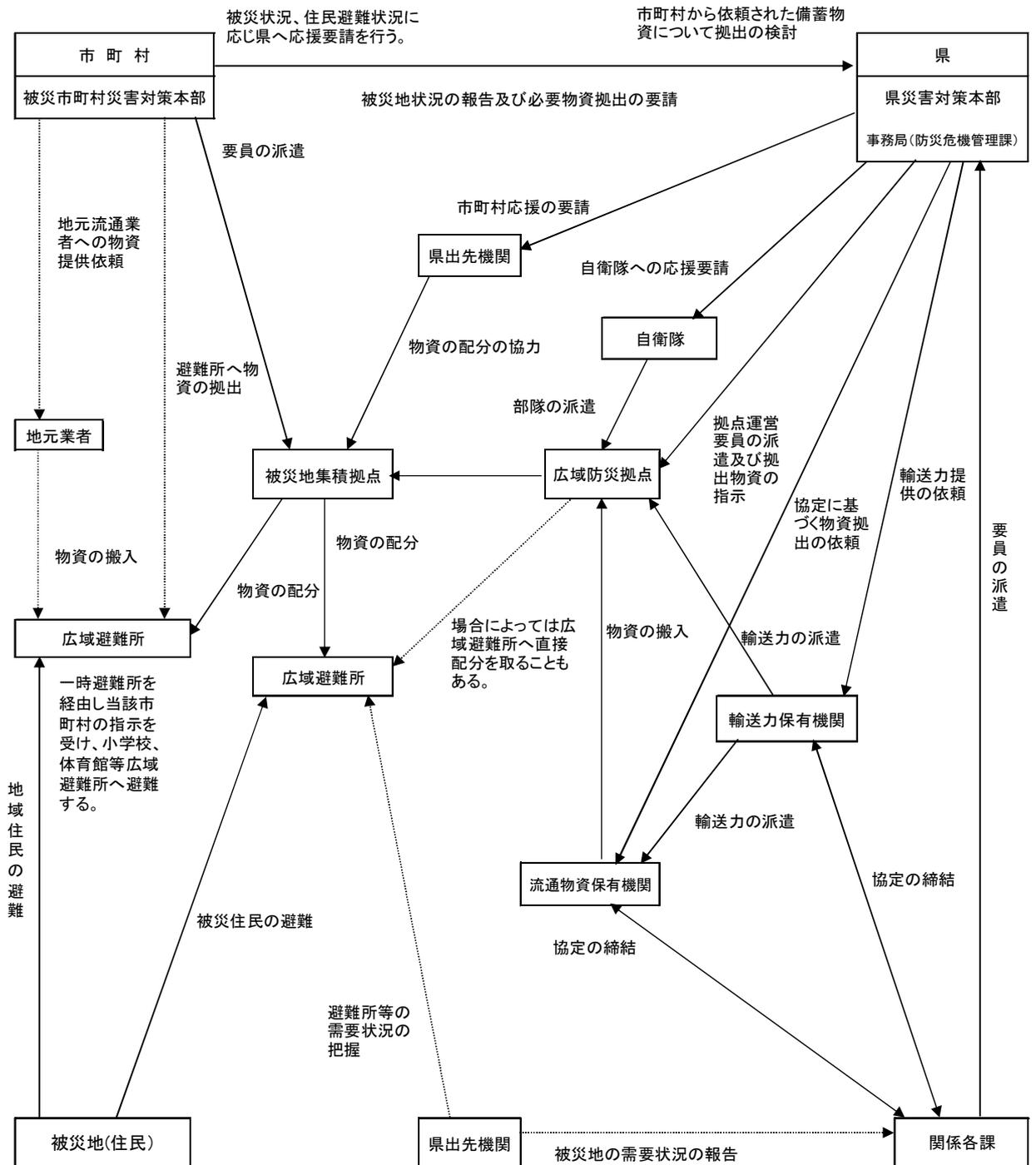
資料: 島根県下水道推進課(平成25年4月1日現在)

区分	処理区	処理場名	処理方法	計画 面積 (ha)	処理 面積 (ha)	処理 人口 (人)	現有処理 能力(日最 大:m ³ /日)	中継ポ ンプ場 カ所
公共下 水道	西郷	西郷浄化 センター	オキシデー ション ディッチ法	248.0	78.5	2,624	1,440	1
特定環 境保全 公共下 水道	卯敷	卯敷浄化 センター	オキシデー ション ディッチ法	4.0	4.0	73	85	—
	飯美	飯美浄化 センター	オキシデー ション ディッチ法	3.0	3.0	63	45	—
	福浦	福浦浄化 センター	オキシデー ション ディッチ法	1.6	1.6	51	50	—

第11節 食料・飲料水・生活必需品等の供給

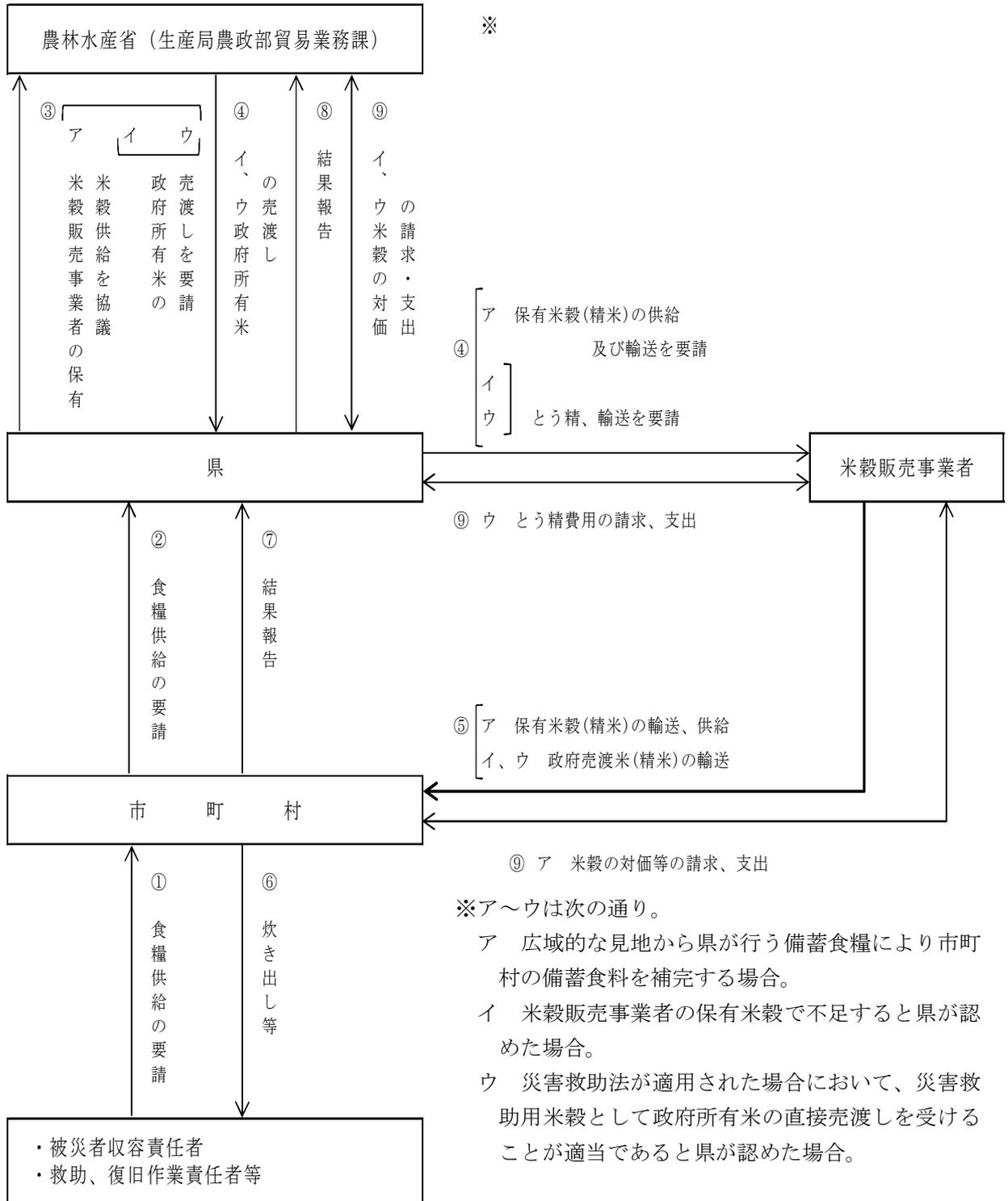
1. 食料・飲料水・生活必需品等の要請・供給系統

【資料4-11-1】 災害時における救援活動、必要物資の要請・供給



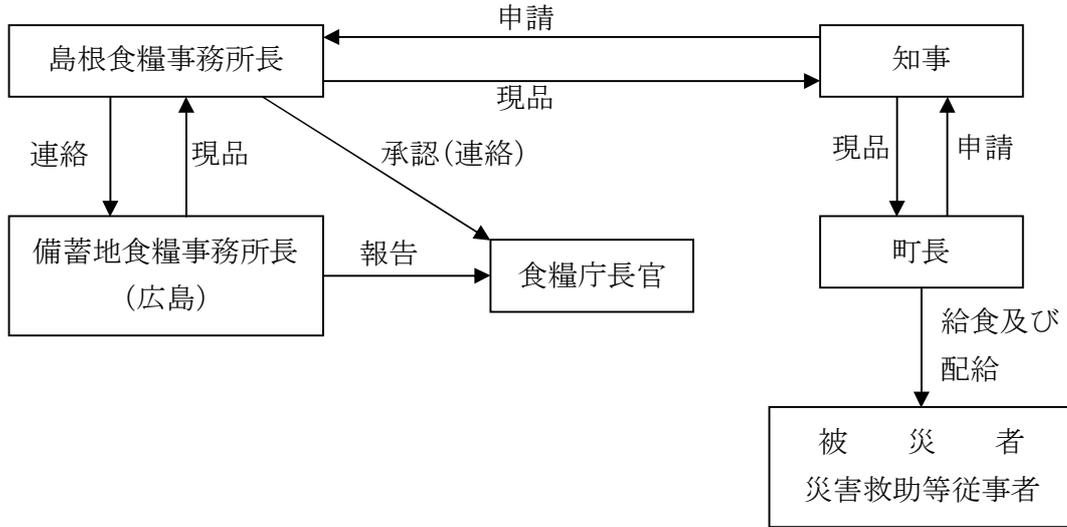
県庁関係各課においては関係機関との協定の締結を行う。また、発災時には災害対策本部事務局へ人員の派遣を行う。

【資料4-11-2】米穀の緊急引き渡し系統図

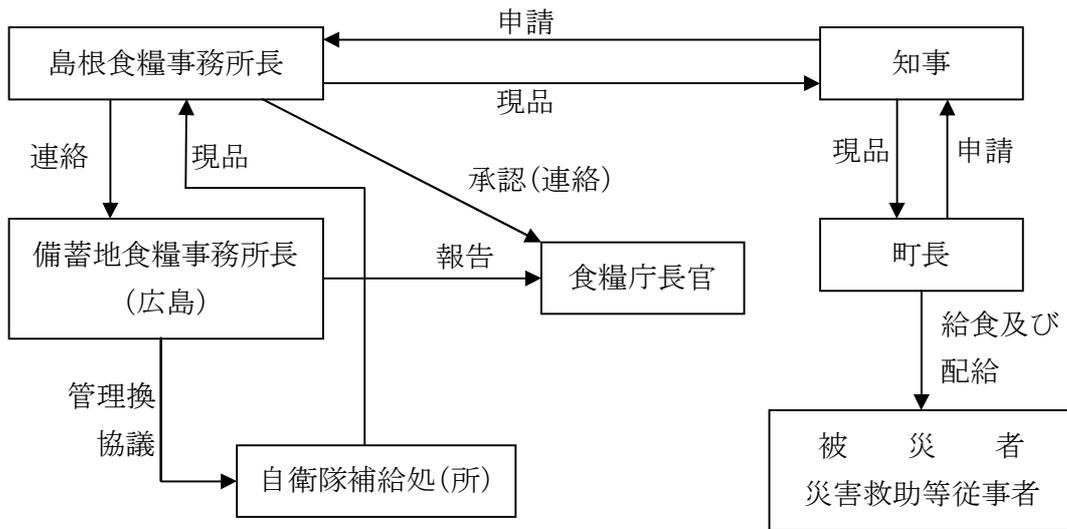


【資料4-11-3】乾パン取扱い系統図

(1) 必要量を備蓄地の乾パンで満たし得る場合



(2) 必要量を備蓄地の乾パンで満たし得ない場合



第12節 廃棄物処理対策等

【資料4-12-1】 廃棄物処理施設

	事業主体	処理施設名	所在地	処理方式	処理能力	関係地区
ごみ処理施設	隠岐の島町	島後清掃センター	隠岐郡隠岐の島町 岬飯ノ山1番2	機械化バッチ式 ストーカ炉	25t/日	隠岐の島町
し尿処理施設	隠岐の島町	島後クリーンセンター	隠岐郡隠岐の島町 加茂小池11番地	高負荷脱窒素処理方式+高度処理+資源化設備	27kl/日	隠岐の島町

【資料4-12-2】 清掃運搬車(業者所有分)

(1) ごみ収集運搬車両

収集対象ごみ	収集・運搬車両
可燃ごみ	2.0tパッカー車 1台
	2.5tパッカー車 1台
	3.5tパッカー車 2台
	軽ダンプ 1台
不燃ごみ	2.0tパッカー車 1台
資源ごみ	
粗大ごみ	軽トラック 1台
資源ごみ(古紙類)	軽ダンプ 1台
事業系一般廃棄物(許可事業者によるもの)	2.0tパッカー車 1台
	2.0tトラック 1台
	2.0tコンテナ車 1台

(2) し尿処理運搬車両

区分	台数	積載量
バキューム車 (3.6kl)	5台	18.0kl
強力吸引作業車(3.0kl)	1台	3.0kl
バキューム車 (1.8kl)	3台	5.4kl
合計	9台	26.4kl

【資料4-12-3】 たん水・堆積土砂・その他障害物件の排除

(1) 建設機械(県所有分)

除雪ドーザー	1台	隠岐の島町港町
グレーダー	1台	隠岐の島町港町

(2) 建設機械(町所有分)

バックホー	1台	隠岐の島町都万
-------	----	---------



第5章 災害復旧・復興計画



第1節 生活再建等支援対策の実施

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 生活再建等支援対策の実施

1. 被災者生活再建支援法

【資料5-1-1】被災者生活再建支援法に基づく支援の対象災害

法の対象となる災害のうち、風水害関連の自然災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる火災・事故等被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

- ア 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

【資料5-1-2】被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害 程度 支給額	全 壊 (2)アに該当)	解 体 (2)イに該当)	長期避難 (2)ウに該当)	大規模半壊 (2)エに該当)
	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建 方法 支給額	建設・購入	補 修	賃 貸 (公営住宅以外)
	200万円	100万円	50万円

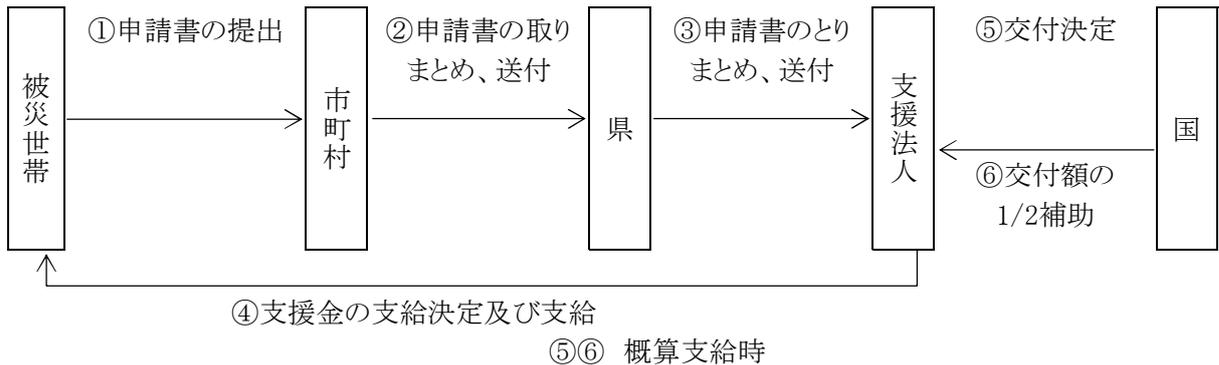
※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

【資料5-1-3】被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給事務の流れ

支援金の支給事務の流れは、以下に図示するとおりである。

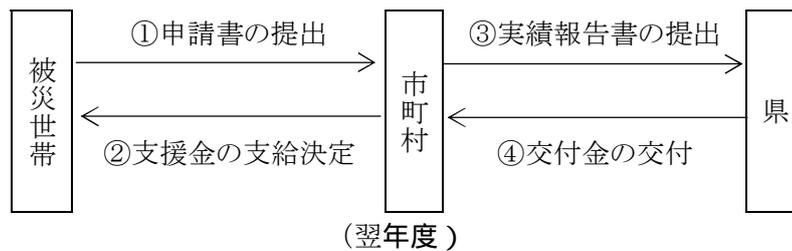
市町村は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住宅被害の認定は市町村が行う。）、県に送付する。

県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下、「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。



《県単被災者生活再建支援法に基づく支援》

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、市町村が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、当該市町村に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。支給事務の基本的流れは以下に図示するとおりである。





第6章 事故災害等対策計画

第1節 流出油等事故対策計画

第2節 海難等事故災害対策計画

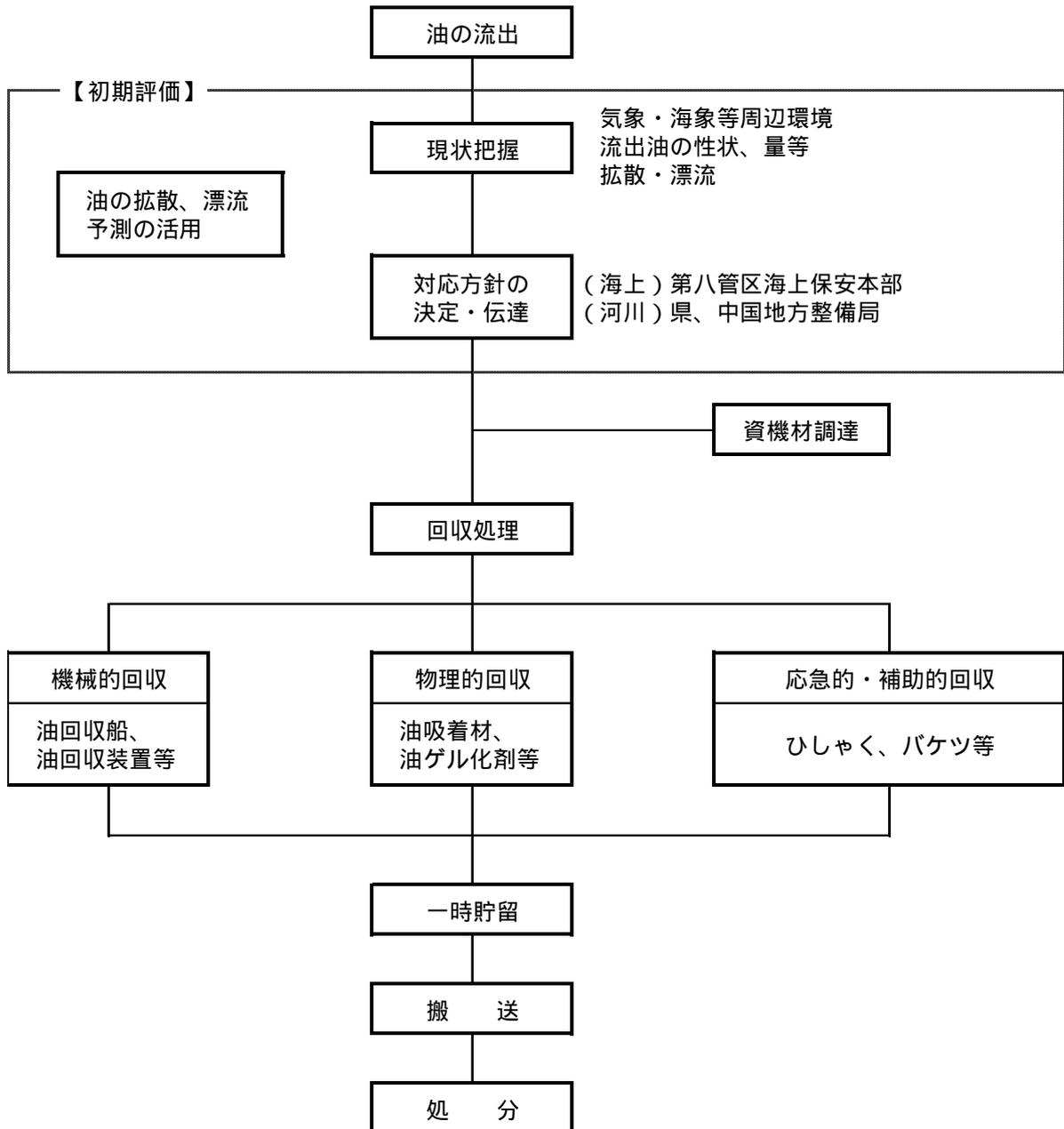
第3節 航空災害対策計画

第4節 雪害対策計画

第6章 事故災害等対策計画

第1節 流出油等事故対策計画

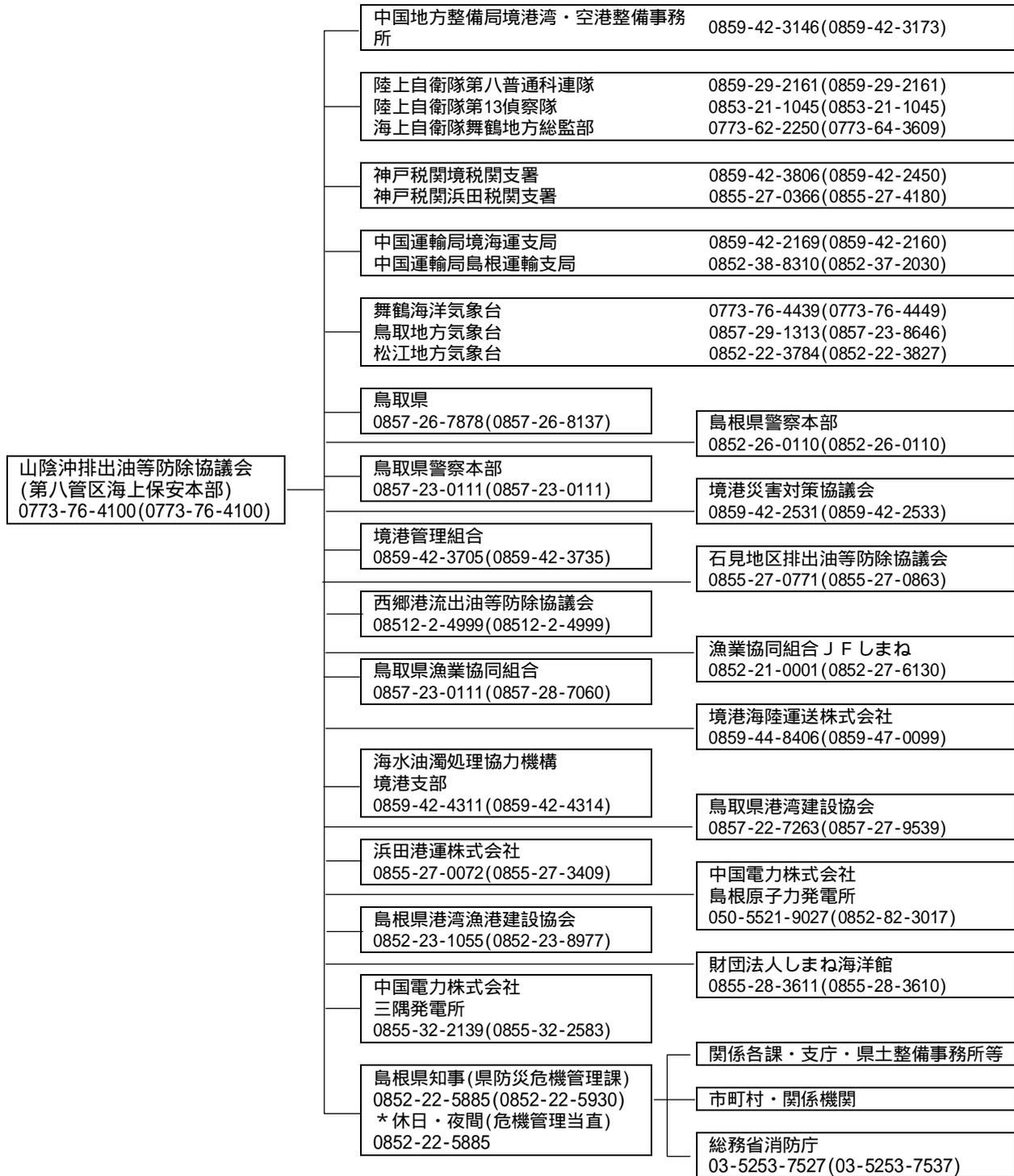
【資料6-1-1】 流出油回収の基本的な流れ



(「海上防災ハンドブック」海上災害防止センター、海上防災事業者協会より作成)

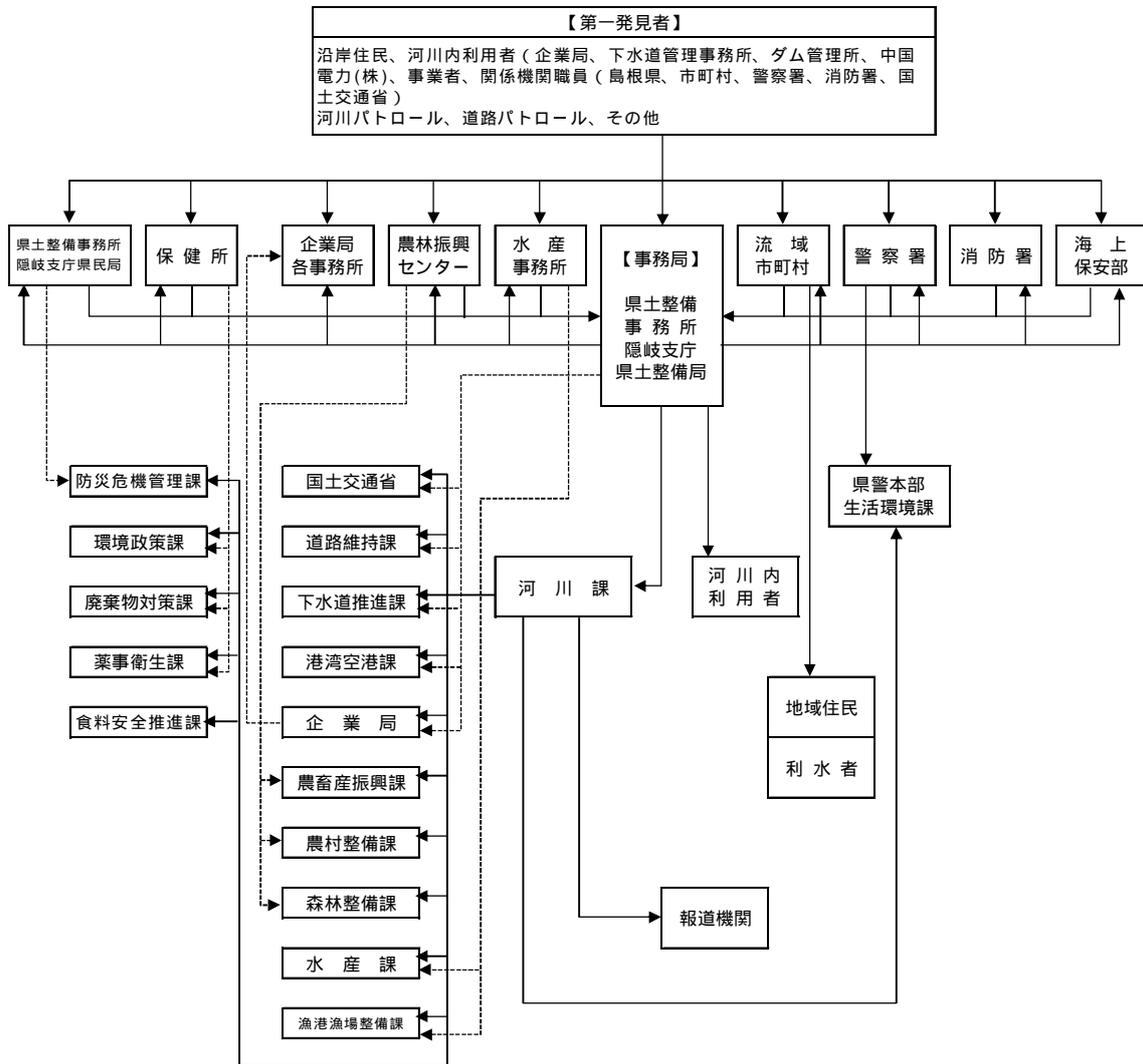
【資料6-1-2】 流出油等事故情報の収集伝達系統

(1) 山陰沖排出油等防除協議会ルート



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

(2) 河川・湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統
(島根県水質汚濁防止連絡協議会)



注1： 第1発見者から通報を受けた各関係機関は、直ちに当該支部事務所である該当県土整備事務所又は河川課へ連絡すること。

注2： 第1発見者からの通報および情報伝達を受けた各関係機関は、直ちにその旨を主管課へも連絡すること。(破線のルート)

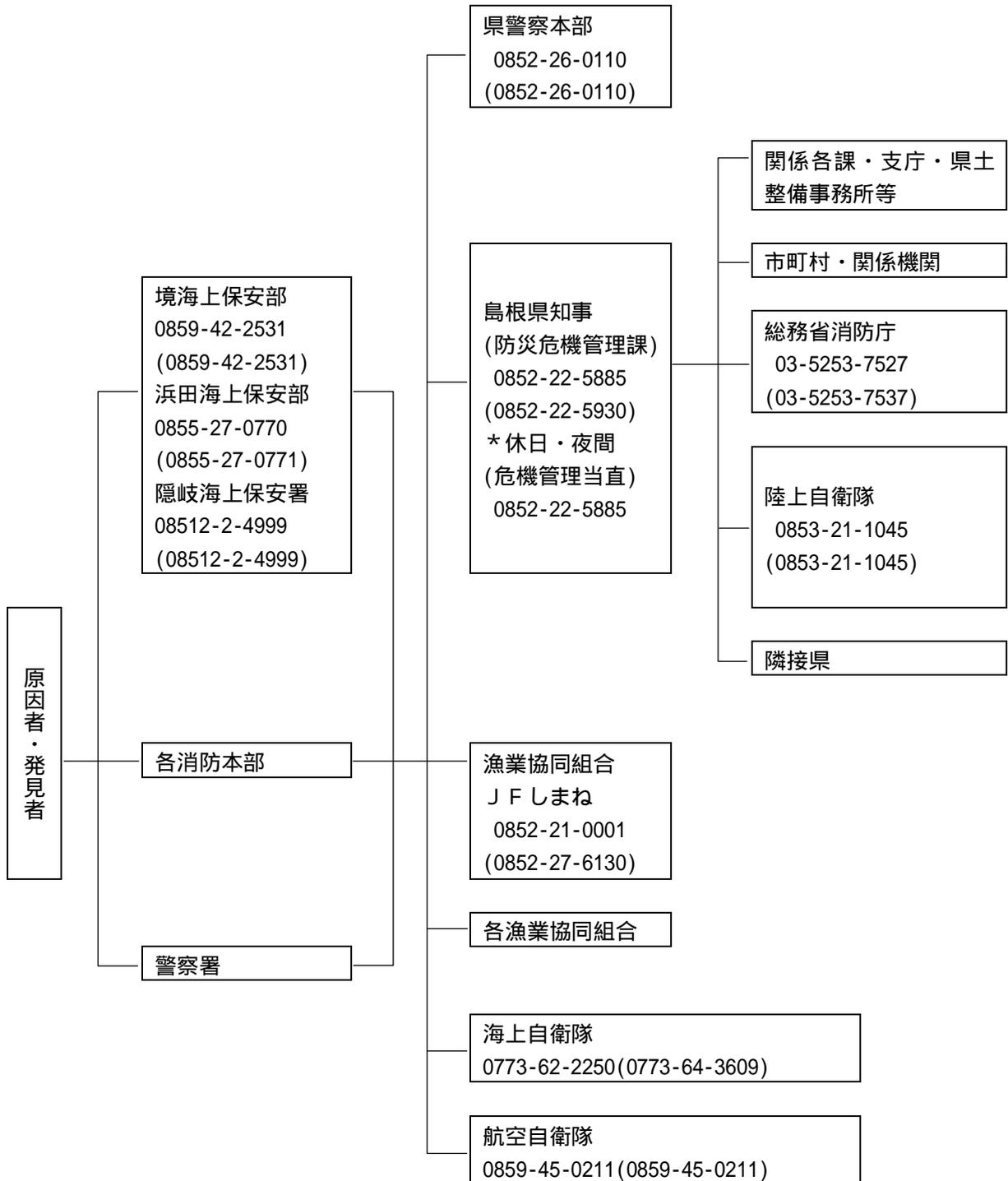
注3： 各関係機関から、情報伝達を受けた主管課は、河川課からの情報伝達と照合し、疑義のある場合は河川課へ連絡すること。

注4： 企業局東・西部事務所への連絡ルートは下記のとおりとします。
 事故発生場所管轄支部 企業局参加支部 東・西部事務所
 事故発生場所管轄支部 河川課 企業局 東・西部事務所

第2節 海難等事故災害対策計画

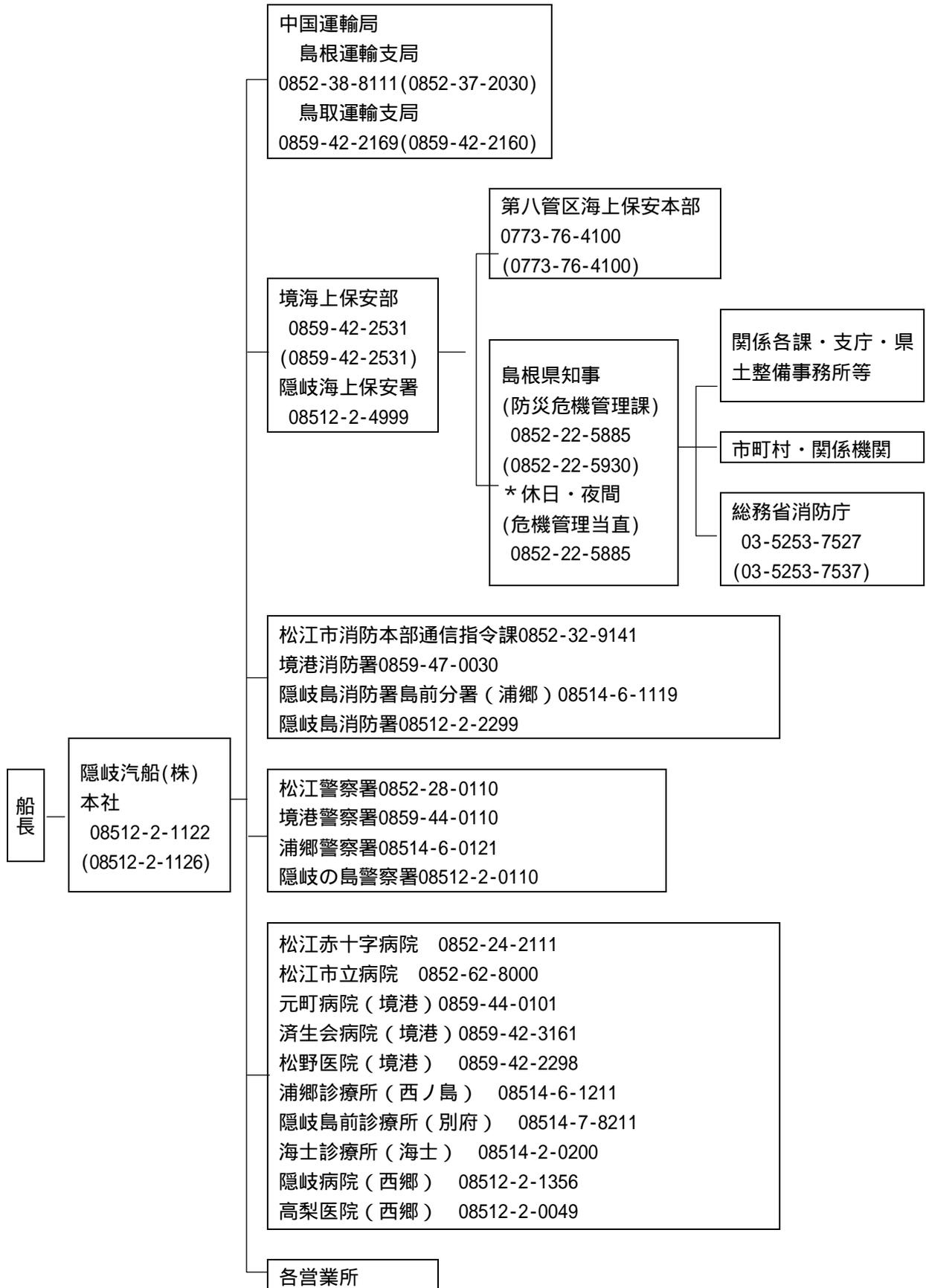
【資料6-2-1】海難等事故発生時の情報の収集・伝達系統

(1) 海上保安部ルート



(注) 油の流出状況により、伝達機関が異なる場合がある。
 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

(2) 隠岐汽船ルート



(注) 図中、組織・団体名の下

第3節 航空災害対策計画

【資料6-3-1】 隠岐空港管理事務所における情報等の収集・伝達系統



図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

第4節 雪害対策計画

【資料6-4-1】豪雪災害による孤立予想地区(H26.1.1現在)

市町村名	地区名	世帯数	人口
隠岐の島町	都万目	24	46
	皆市	33	81
	長尾田	7	13
	向ヶ丘	7	22
	歌木	21	49
	上那久の一部	1	1

第7章 各種協定

第1節 広域応援協力体制に関する協定

第2節 その他協定

第7章 各種協定

第1節 広域応援協力体制に関する協定

1. 市町村相互間及び県外との協定

【資料7-1-1】 災害時の相互応援に関する協定

島根県(以下「県」という。)及び島根県内の市町村は、島根県内で火災が発生し、災害を受けた市町村(以下「被災市町村」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き等)

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局(以下「連絡担当部局」という。)を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害に実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、前項の要請があったものとみなす。

- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の認否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰越支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以下のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印して、各1通を所持する。

平成8年2月1日

【資料7-1-2】 災害時の相互応援に関する協定(大阪府豊中市)

災害時の相互応援に関する協定

豊中市及び隠岐の島町(以下「協定市町」という。)は、空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互援助活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、豊中市または隠岐の島町の区域において法第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合における相互の援助活動について必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその提供に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請しようとする市町(以下「応援要請市町」という。)は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話または電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の内容
- (3) 応援の期間
- (4) 応援の場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町(以下「応援市町」という。)は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定市町の区域内において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、応援要請を待たず自主的に応援出動することができる

ものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請市町の負担とする。ただし、別に協議するところにより、応援要請市町または応援市町の負担額を決めることができる。

(連絡担当部局)

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援協定のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、相互に速やかに情報を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成22年(2010年)12月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、締結市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年(2010年)12月1日

豊中市長 浅利 敬一郎

隠岐の島町長 松田 和久

2. 関係機関等との協定

【資料7-1-3】 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援協定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、大規模火災及び特殊災害等の予防・鎮圧のため、県下市町村及び消防にかかる一部事務組合(以下「消防機関」という。)相互の協力体制を確立し、もって災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(当事者及び区域)

第2条 この協定にかかる当事者とは、前条に規定する消防機関全部とし、区域はこれらの消防機関が管轄する全ての地域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模火災および特殊災害等(救急業務を除く)で応援を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、災害発生地を管轄する消防機関の長が、電話その他の方法により次の事項を明らかにして相手方消防機関の長に対し行ない、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- 1 災害の状況
- 2 応援を要する人員、車両、機械器具および薬剤等の数量
- 3 応援隊の集合場所および日時
- 4 その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 消防機関の長は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、自らの業務遂行上支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、応援を受ける消防機関の現場における最高指揮者(消防庁または消防団長)が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第7条 応援に関する費用は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- 1 応援に要する経費のうち人件費及び燃料費等の経常的経費、公務災害補償費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係消防機関が協議のうえ決定するものとする。
- 2 消火薬剤等現場において使用する消費的資機材によする経費は、応援を受ける側の負担とする。
- 3 応援が長時間にわたり、食糧の支給および燃料の補給等を必要とするときは、これに要する経費は応援を受ける側の負担とする。
- 4 前各号以外の経費については、関係消防機関がその都度協議のうえ決定するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度関係消防機関において協議し、解決するものとする。

(協定書の保管)

第9条 この協定を称するため、協定書67通を作成し、当事者が記名捺印のうえそれぞれ1通を保管するものとする。

附則

- 1 この協定は、昭和52年4月1日から適用する。
- 1 この協定の適用と同時に、島根県下市町村で締結した「島根県広域消防組合相互応援協定」は廃止する。

昭和52年4月1日以下

【資料7-1-4】 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と隠岐の島町長(以下「乙」という。)は、隠岐の島町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、隠岐の島町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、隠岐の島町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月12日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦

乙 隠岐の島町 隠岐の島町長 松田 和久

第2節 その他協定

【資料7-2-1】しまね活性化に関する島根県と島根県内郵便局の協力に関する協定書

島根県(以下「甲」という。)と島根県内郵便局島根県本部(以下「乙」という。)とは、相互に連携をとりながら、県民の福祉の向上に資する事業を協力して実施し、もって地域の活性化を図ることを目的に次のとおり協定を締結する。

(実施事項)

第1条 協力して実施する事項は、次のとおりとする。

一 地域福祉の向上

- 1) 地域住民の福祉の向上を図ること。
- 2) 県民に対して各種の情報を提供すること。

二 県民の安全

- 1) 郵便局職員が業務中において発見した異常現象を通報するなど、災害防止に関する状況提供を行うこと。

三 地域振興

- 1) 地域が有するさまざまな魅力を掘り起こし、周知活用すること。

四 国際貢献

- 1) 郵便局が有するネットワークを活かし、国際貢献に資すること。

(その他)

第2条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(実施日)

第3条 この協定に定める事項については、平成12年3月1日から逐次実施する。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年2月22日

甲 松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 澄田信義

乙 松江市東朝日町138番地
島根県内郵便局島根県本部長
松江中央郵便局長 近藤征二

【資料7-2-2】 島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「発災市町村等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所(以下「管理所」という。)に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けた時は、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長(消防本部を置かない町村にあつては、当該町村長。)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動(救急業務を含む。)に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書(以下「消防相互応援協定」という。)及び、平田市、大社可及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書(以下「救急相互応援協定」という。)に基づく応援要請があつたものとみなす。

2 発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

(経費負担)

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情がある時は県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその各1通を所持する。

平成6年3月28日

【資料7-2-3】 災害時における放送要請に関する協定

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)第57条の規定および島根県地域防災計画(以下「県計画」という。)に基づき、島根県知事(以下「知事」という。)

が { 日本放送協会松江放送局 (以下「NHK」という。)
株式会社山陰放送 (以下「山陰放送」という。)
山陰中央テレビジョン放送株式会社 (以下「山陰中央テレビ」という。)
日本海テレビジョン放送株式会社 (以下「日本海テレビ」という。)
株式会社エフエム山陰 (以下「エフエム山陰」という。) } に放送を行うこと

を求めるときの手続を定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、緊急を要する場合若しくは、他の通信施設によることが著しく困難である場合

{ NHK
山陰放送
山陰中央テレビ
日本海テレビ
エフエム山陰 } に対し、放送を行うこと

を求めることができる。

2 法第56条に基づき市町村長が行う通知または要請に関しては、県計画の定めにより、やむを得ぬ場合を除き、県を通して知事から行うものとする。

(要請の手続)

第3条 知事は、{ NHK
山陰放送
山陰中央テレビ
日本海テレビ
エフエム山陰 } に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するもの

とする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送の要旨
- 3 放送希望日時
- 4 その他必要な事項
- 5 要請に当っては、その冒頭に「島根県防災から緊急広報依頼」と表現するものとする。

(放送の実施)

第4条 { NHK
山陰放送
山陰中央テレビ
日本海テレビ
エフエム山陰 } は、知事が要請した事項に疑義がある場合を除き、要請に基づき放送するものとする。

ただし、放送できない時は、ただちに知事に連絡するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条の放送要請に関する手続を円滑に実施するため、島根県総務部消防防災課長および

び { NHK
山陰放送
山陰中央テレビ
日本海テレビ
エフエム山陰 } を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第6条 放送に要する経費は、法第6条の精神に則り、原則として放送を実施した、それぞれの機関が負担するものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定の実施に関し疑義が生じたとき、または、新たに問題が生じたときは、知事および

{ NHK
山陰放送
山陰中央テレビ
日本海テレビ
エフエム山陰 } が協議して定めるものとする。

(協議の適用)

昭和52年4月1日

第8条 この協定は、 から適用する。

昭和62年3月20日

この協定の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和52年3月16日

昭和62年3月17日

島 根 県 知 事

恒 松 制 治

日 本 放 送 協 会 松 江 放 送 局 長

滝 川 信 宏

株 式 会 社 山 陰 放 送 代 表 取 締 役 社 長 青 砥 昇

山 陰 中 央 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 田 川 智 久

日 本 海 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 会 社 代 表 取 締 役 社 長 米 原 穰

株 式 会 社 エ フ エ ム 山 陰 取 締 役 社 長

坂 口 幸 雄



第8章 各種様式

第1節 被害状況等の報告に関する様式

第2節 災害時における応援・

派遣要請等に関する様式

第3節 その他様式

第8章 各種様式

第1節 被害状況等の報告に関する様式

1. 消防庁への直接即報報告様式

【資料8-1-1】第1号様式(火災)

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
軽症		人				
建物の構造	構造階層	建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	
		半焼棟			m ²	
部分焼棟				建物焼損表面積		
ぼや棟				林野焼損面積		
				a		
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【資料8-1-2】 第3号様式(救急・救助事故)

第3号様式(救急・救助事故)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	
	計 人	重症 人(人)	中等症 人(人)
	不明 人	軽 症 人(人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動 の状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄等の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【資料8-1-3】第4号様式(その1)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【資料8-1-4】 災害速報・災害確定報告 様式第1号

(消防庁への報告様式)

様式第1号

災 害 速 報 報 告
災 害 確 定 報 告

No.1

都道府県		区 分		被 害			
災 害 名		災害名					
・		第 報					
報 告 番 号		(月 日 時現在)					
報 告 者 名							
区 分		被 害					
人的被害	死 者	人		田	流失・埋没	ha	
	行方不明者	人			冠 水	ha	
	負傷者	重 傷	人		畑	流失・埋没	ha
		軽 傷	人			冠 水	ha
	全 壊		棟		そ の 他	文教施設	箇所
半 壊		棟		病院		箇所	
一部破損		棟		道路		箇所	
床上浸水		棟		橋りょう		箇所	
床下浸水		棟		河 川		箇所	
		世帯		港 湾		箇所	
		人		砂 防		箇所	
		棟		清掃施設		箇所	
		世帯		崖くずれ		箇所	
		人		鉄道不通		箇所	
		棟		被害船舶		隻	
		世帯		水道		戸	
		人		電 話		回線	
		棟		電 気		戸	
		世帯		ガ ス		戸	
		人		ブロック塀等	箇所		
		棟		罹災世帯数	世帯		
		世帯		罹災者数	人		
		人		火災発生	建 物	件	
非住家	公共建物	棟			危 険 物	件	
	その他	棟			そ の 他	件	

区 分		被 害		災等 害の 対設	都道府県	市 町 村
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	千円			策備		
そ の 他	農 業 被 害	千円		本状 部況	計	団体
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
				災害用 救市 助町 法村 名		
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンター設置状況(設置の有無及び設置場所等) ・ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等) ・その他関連事項					

※被害額は省略することができるものとする。

2. 県への被害状況報告様式

【資料8-1-5】 災害発生即報(様式第0号)

様式第0号

災害発生即報

災害名 (第 報)

報告状況:	
続報元報告番号:	
報告日時	年 月 日 時 分
市町村	
所属部署	
報告者名	

発生場所									発生日時	年 月 日 時 分
件名										
死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
	負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
被害の概況										
応急対策の概況	災害対策本部等(地区)の設置状況					(報告機関名)				

被害状況速報(日 時 分現在)

別紙様式1

市町村名	
報告者	
電話番号	

(報告経路)
市町村→当該市町村を所管する県地方機関→防災危機管理課

区 分		被 害		備 考				
人的被害	死者		人					
	行方不明		人					
	重傷		人					
	軽傷		人					
住家被害	全壊		棟		り災世帯数	世帯		
			世帯		り災者数	人		
			人					
	半壊		棟		り災世帯数	世帯		
			世帯		り災者数	人		
			人					
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟		り災世帯数	世帯		
			世帯		り災者数	人		
			人					
床下浸水		棟						
		世帯						
		人						
非住家被害	公共建物	全壊	棟					
		半壊	棟					
		浸水	棟					
	その他	全壊	棟					
		半壊	棟					
		浸水	棟					
<p><人的被害・住家被害・非住家被害の記載上の注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害は、備考欄に年齢、性別、状況をなるべく具体的に記入すること。 ・住家被害は、備考欄に具体的な地区名を記入すること。(一部損壊以外) ・住家被害の一部損壊の定義・・・全壊、半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの。 (ガラス・瓦が数枚破損した程度の小さなものは除く。) ・非住家の定義・・・住家以外の建物で、①公共建物(役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物、②その他(倉庫、車庫、作業所等)の施設とする。(学校は「その他被害」の文教施設で報告す 								
その他被害	文教施設		箇所	水道		戸	火災発生	
	病院		箇所	電話		回線	建物	件
	清掃施設		箇所	電気		戸	危険物	件
	被害船舶		隻	ガス		戸	その他	件
				ブロック塀等		箇所		
災害対策本部等の設置状況	災対種別		設置時間			解散時間		

【資料8-1-6】 商業及び鉱工業関係被害(様式第6号)

様式第6号

商業及び鉱工業関係被害

市町村: _____
 災害名: _____
 報告元: _____
 報告者: _____

発生日時: _____
 報告日時: _____
 報告番号: _____

項目名		単位	番号	内容	備考
商業	被害事業所数			1	
	建物被害	全壊	(棟)	2	
			金額 (千円)	3	
		流失	(棟)	4	
			金額 (千円)	5	
		半壊	(棟)	6	
			金額 (千円)	7	
		浸水	(棟)	8	
	金額 (千円)		9		
	破損	(棟)	10		
		金額 (千円)	11		
	敷地崩壊	(棟)	12		
		金額 (千円)	13		
	合計		(棟)	14	0
			金額 (千円)	15	0
施設商品関係被害	施設	数量	16		
		金額 (千円)	17		
	商品 製品	数量	18		
		金額 (千円)	19		
	仕掛品 原材料	数量	20		
		金額 (千円)	21		
	その他	数量	22		
金額 (千円)		23			
合計		数量	24	0	
		金額 (千円)	25	0	
商業被害合計金額		金額 (千円)	26	0	
工業	被害事業所数			1	
	建物被害	全壊	(棟)	2	
			金額 (千円)	3	
		流失	(棟)	4	
			金額 (千円)	5	
		半壊	(棟)	6	
			金額 (千円)	7	
		浸水	(棟)	8	
	金額 (千円)		9		
	破損	(棟)	10		
		金額 (千円)	11		
	敷地崩壊	(棟)	12		
		金額 (千円)	13		
	合計		(棟)	14	0
			金額 (千円)	15	0

工業	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品 製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品 原材料	数量		20		
		金額	(千円)	21			
	その他	数量		22			
		金額	(千円)	23			
	合計	数量		24	0		
		金額	(千円)	25	0		
工業被害合計金額		金額	(千円)	26	0		
その他	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流失		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
	金額		(千円)	9			
	破損		(棟)	10			
		金額	(千円)	11			
	敷地崩壊		(棟)	12			
		金額	(千円)	13			
		合計		(棟)	14	0	
		金額	(千円)	15	0		
施設商品関係被害	施設	数量		16			
		金額	(千円)	17			
	商品 製品	数量		18			
		金額	(千円)	19			
	仕掛品 原材料	数量		20			
金額		(千円)	21				
その他	数量		22				
	金額	(千円)	23				
	合計	数量		24	0		
		金額	(千円)	25	0		
その他被害合計金額		金額	(千円)	26	0		

<集計欄>

建物被害	棟数	(棟)	27	0	
	金額	(千円)	28	0	
施設商品関係被害金額		金額	(千円)	29	0
総計		金額	(千円)	30	0

【資料8-1-7】 災害報告書(公共土木施設災害用) (様式第8号の1)

様式第8号の1

災 害 報 告 書 (公 共 土 木 施 設 災 害 用)

事業 主体名	災 害 原 因	
	発 生 年 月 日	自:平成 年 月 日~至:平成 年 月
	砂防課への報告年月日	平成 年 月 日

工種	河川・海岸 砂防・道路 橋梁・(名)	被災箇所			被害額 (千円)	工事概要	摘 要
		市郡	町村	地域			
1						L=	
2						L=	
3						L=	
4						L=	
5						L=	
6						L=	
7						L=	
8						L=	
9						L=	
10						L=	

注:報告箇所は、国土交通省所管の公共土木施設としてください(集計表は様式第8号の1集計表)。

被害額には、内未成・内転属額を除いてください。

摘要欄には、被害状況(破堤、堤防決壊、護岸決壊、路側決壊、崩土等)、人的被害、住家被害、応急工法の概要(期間)、交通規制月日(全面・一部)、迂回路の有無、及びバス路線・孤立集落の有無、工区数等を記入してください。

工種ごとに小計をし、最後に合計してください。

【資料8-1-8】 公営住宅関係被害（様式第8号の2）

様式第8号の2

公 営 住 宅 関 係 被 害

市町村： 隠岐の島町

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
減失 全壊 棟	1		
減失 全壊 金額(千円)	2		
減失 全焼 棟	3		
減失 全焼 金額(千円)	4		
減失 全流失 棟	5		
減失 全流失 金額(千円)	6		
損傷 半壊 棟	7		
損傷 半壊 金額(千円)	8		
損傷 半焼 棟	9		
損傷 半焼 金額(千円)	10		
損傷 半流失 棟	11		
損傷 半流失 金額(千円)	12		
損傷 一部損傷 棟	13		
損傷 一部損傷 金額(千円)	14		
床上浸水 棟	15		
床上浸水 金額(千円)	16		
敷地崩壊 面積(m ²)	17		
敷地崩壊 金額(千円)	18		
合計 棟	19		
合計 金額(千円)	20		

(注)備考欄に公営、地区改良住宅の別を記入する。

【資料8-1-9】 農作物関係被害・果樹等樹体被害・農業用非共同利用施設被害
(様式第10号の1～3)

様式第10号の1

農作物関係被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

分類	作物名	農家戸数 (戸)	面積 (ha)	減収量 (t)	単価 (千円/t)	被害額 (千円)	被害程度別内訳						備考		
							100%		70%未満～70%		50%未満～50%			30%未満～30%	
							面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)		面積 (ha)	減収量 (t)

様式第10号の2

果樹等樹体被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

分類	作物名	農家戸数 (戸)	面積 (ha)	被害額 (千円)	樹体損傷						備考		
					被害程度別内訳(面積:ha)								
					100%	70%未満～70%	50%未満～50%	30%未満～30%	100%	70%未満～70%		50%未満～50%	30%未満

様式第10号の3

農業用非共同利用施設被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

分類	作物名	農家戸数 (戸)	面積 (㎡)	件数 (件)	被害額 (千円)	被害程度別内訳						備考	
						被害程度別内訳(面積:㎡)							
						100%	70%未満～70%	50%未満～50%	30%未満～30%	100%	70%未満～70%		50%未満～50%

(注)1. 損害金額は、「農畜産業用固定資産評価標準」(農林省統計情報部)を基準として算出する。

【資料8-1-10】畜産関係被害（様式第12号）

様式第12号

畜 産 関 係 被 害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

項	目	名	番号	内 容	備 考	
畜舎	流失埋没	棟 数	(棟)	1		
畜舎	流失埋没	被害額	(千円)	2		
畜舎	全壊	棟 数	(棟)	3		
畜舎	全壊	被害額	(千円)	4		
畜舎	半壊	棟 数	(棟)	5		
畜舎	半壊	被害額	(千円)	6		
畜舎	土砂流入	棟 数	(棟)	7		
畜舎	土砂流入	被害額	(千円)	8		
畜舎	浸水	棟 数	(棟)	9		
畜舎	浸水	被害額	(千円)	10		
畜舎	小計	棟 数	(棟)	11		
畜舎	小計	被害額	(千円)	12		
牧草地	改良草地	箇所数	(箇所)	13		
牧草地	改良草地	面 積	(ha)	14		
牧草地	改良草地	被害額	(千円)	15		
牧草地	飼料専用畑	箇所数	(箇所)	16		
牧草地	飼料専用畑	面 積	(ha)	17		
牧草地	飼料専用畑	被害額	(千円)	18		
牧草地	小計	箇所数	(箇所)	19		
牧草地	小計	面 積	(ha)	20		
牧草地	小計	被害額	(千円)	21		
牧草等施設	牧道	箇所数	(箇所)	22		
牧草等施設	牧道	面 積	(ha)	23		
牧草等施設	牧道	被害額	(千円)	24		
牧草等施設	牧柵	箇所数	(箇所)	25		
牧草等施設	牧柵	面 積	(ha)	26		
牧草等施設	牧柵	被害額	(千円)	27		
牧草等施設	付属施設	箇所数	(箇所)	28		
牧草等施設	付属施設	面 積	(ha)	29		
牧草等施設	付属施設	被害額	(千円)	30		
牧草等施設	小計	被害額	(千円)	31		
家畜	死亡流失	乳牛	(頭)	32		
家畜	死亡流失	乳牛	被害額	(千円)	33	
家畜	死亡流失	肉用牛	(頭)	34		
家畜	死亡流失	肉用牛	被害額	(千円)	35	
家畜	死亡流失	馬	(頭)	36		
家畜	死亡流失	馬	被害額	(千円)	37	
家畜	死亡流失	豚	(頭)	38		
家畜	死亡流失	豚	被害額	(千円)	39	
家畜	死亡流失	採卵鶏	(羽)	40		
家畜	死亡流失	採卵鶏	被害額	(千円)	41	
家畜	死亡流失	ブロイラー	(羽)	42		
家畜	死亡流失	ブロイラー	被害額	(千円)	43	
家畜	死亡流失	みつばち	(群)	44		
家畜	死亡流失	みつばち	被害額	(千円)	45	
家畜	損傷	肉用牛	(頭)	46		
家畜	損傷	肉用牛	被害額	(千円)	47	
家畜	損傷	馬	(頭)	48		
家畜	損傷	馬	被害額	(千円)	49	
家畜	損傷	豚	(頭)	50		
家畜	損傷	豚	被害額	(千円)	51	
家畜	損傷	採卵鶏	(羽)	52		
家畜	損傷	採卵鶏	被害額	(千円)	53	
家畜	損傷	ブロイラー	(羽)	54		
家畜	損傷	ブロイラー	被害額	(千円)	55	
家畜	小計	被害額	(千円)	56		
畜産物	生乳		(kg)	57		
畜産物	生乳	被害額	(千円)	58		
畜産物	鶏卵		(kg)	59		
畜産物	鶏卵	被害額	(千円)	60		
畜産物	小計	被害額	(千円)	61		
飼料	濃厚飼料		(t)	62		
飼料	濃厚飼料	被害額	(千円)	63		
飼料	乾燥、～イキ		(t)	64		
飼料	乾燥、～イキ	被害額	(千円)	65		
飼料	稲ワラ		(t)	66		
飼料	稲ワラ	被害額	(千円)	67		
飼料	小計	被害額	(千円)	68		
	畜産関係被害総額			69		

(注) 牧草地被害は土地被害のみとし、牧草被害は農作物被害(様式第10号)で報告すること。

【資料8-1-12】 山林関係(造林地等)被害 (様式第15号の2)

市町村		山林関係(造林地等)被害												要復旧				備考		
		人工林						天然林		計		改植		その他		計				
面積 (ha)	被害額 (千円)	ヒノキ 面積 (ha)	被害額 (千円)	マツ類 面積 (ha)	被害額 (千円)	その他 面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)											
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 被害の「面積」欄は、火災にあっては被災全域、病中被害にあっては虫害以上のものの区域面積とする。

2. 「備考」欄には、復旧事業の種類(要復旧経費のその他の明細)

3. 造林地帯の被害で崩壊等の被害にあっては、面積が治山と重複する。

4. 被害計の「面積」欄は、要復旧の「面積計」と復旧可能性の合計の「面積」欄の数の和に一致する。

様式第15号の2

市町村 :
災害名 :
報告日 :
報告者 :

山林関係(造林地等)被害

森林計画区 :
発生時間 :
報告日時 :
報告番号 :

【資料8-1-13】 山林関係(苗木等)被害 (様式第15号の3)

山林関係(苗木等)被害(様式第15号の3)

様式第15号の3

市町村 :
災害名 :
報告元 :
報告者 :

山林関係(苗木等)被害

森林計画区 :
発生時間 :
報告日時 :
報告番号 :

樹種	計画量			被害量			被害金額 (千円)	経営者数 (人)	備考
	面積 (ha)	本数(千本) 1年生 2年生 3年生 計	経営者数 (人)	面積 (ha)	本数(千本) 1年生 2年生 3年生 計	被害率 (%)			

(注) 5. 「計画量」は、当年度生産予定数量を記入する。

6. 「被害面積」は、区域面積とする。

7. 「被害数量」欄には、下段に総被害量を記入し、上段かつコ内30%以上の被害を受けた経営者の被害量を記入する。

様式第15号の4

市町村 :
災害名 :
報告元 :
報告者 :

山林関係(苗木施設等)被害

森林計画区 :
発生時間 :
報告日時 :
報告番号 :

被害内容	箇所	被害		要復旧		備考
		被害数量 (m2)	被害金額 (千円)	数量 (m2)	単価 (千円)	

(注) 8. 被害種別ごとに記入する。

9. 共同利用施設については、「被害内容」欄に共と記入する。

10. 「被害内容」欄には、畑地流失、畑地埋没、排水施設破損、堆肥舎倒壊等具体的に記入する。

11. 「復旧の種類」欄には、「被害内容」に対応するよう「要復旧申請の種類(例えば、土砂排除、跡地整備等)」を具体的に記入する。

【資料8-1-14】 山林関係(林産物)被害 (様式第15号の5)

様式第15の5

山林関係(林産物)被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

項目名	番号	内容	備考
木材 素材 数量 (m3)	1		
木材 素材 被害額 (千円)	2		
木材 製材 数量 (m3)	3		
木材 製材 被害額 (千円)	4		
木材 その他 数量 (m3)	5		
木材 その他 被害額 (千円)	6		
被害額小計 (千円)	7		
薪 炭 原木 数量 (m3)	8		
薪 炭 原木 被害額 (千円)	9		
薪 炭 木炭 数量 (kg)	10		
薪 炭 木炭 被害額 (千円)	11		
薪 炭 薪 数量 (kg)	12		
薪 炭 薪 被害額 (千円)	13		
薪 炭 加工炭 数量 (kg)	14		
薪 炭 加工炭 被害額 (千円)	15		
被害額小計 (千円)	16		
特用林産物 椎茸 数量 (kg)	17		
特用林産物 椎茸 被害額 (千円)	18		
特用林産物 竹材 数量 (m3)	19		
特用林産物 竹材 被害額 (千円)	20		
特用林産物 その他 名称	21		
特用林産物 その他 数量	22		
特用林産物 その他 被害額 (千円)	23		
被害額小計 (千円)	24		
林産物被害合計 (千円)	25		

【資料8-1-16】 山林関係(林産加工施設)被害 (様式第15号の7)

様式第15号の7

山林関係(林産加工施設)被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

項目名	番号	内容	備考
木材加工施設 建物被害 全壊 数量 (棟)	1		
木材加工施設 建物被害 全壊 被害額 (千円)	2		
木材加工施設 建物被害 半壊 数量 (棟)	3		
木材加工施設 建物被害 半壊 被害額 (千円)	4		
木材加工施設 建物被害 小破 数量 (棟)	5		
木材加工施設 建物被害 小破 被害額 (千円)	6		
木材加工施設 建物被害合計 (千円)	7		
木材加工施設 機械被害 大破 数量 (点)	8		
木材加工施設 機械被害 大破 被害額 (千円)	9		
木材加工施設 機械被害 中破 数量 (点)	10		
木材加工施設 機械被害 中破 被害額 (千円)	11		
木材加工施設 機械被害 小破 数量 (点)	12		
木材加工施設 機械被害 小破 被害額 (千円)	13		
木材加工施設 機械被害合計 (千円)	14		
木材加工施設 加工施設被害合計 (千円)	15		
加工炭 建物被害 全破 数量 (棟)	16		
加工炭 建物被害 全破 被害額 (千円)	17		
加工炭 建物被害 半壊 数量 (棟)	18		
加工炭 建物被害 半壊 被害額 (千円)	19		
加工炭 建物被害 小破 数量 (棟)	20		
加工炭 建物被害 小破 被害額 (千円)	21		
加工炭 建物被害合計 (千円)	22		
加工炭 機械被害 大破 数量 (点)	23		
加工炭 機械被害 大破 被害額 (千円)	24		
加工炭 機械被害 中破 数量 (点)	25		
加工炭 機械被害 中破 被害額 (千円)	26		
加工炭 機械被害 小破 数量 (点)	27		
加工炭 機械被害 小破 被害額 (千円)	28		
加工炭 機械被害合計 (千円)	29		
加工炭 加工施設被害合計 (千円)	30		
特用林産加工施設 建物被害 全壊 数量 3 (棟)	31		
特用林産加工施設 建物被害 全壊 被害額 調査中 (千円)	32		
特用林産加工施設 建物被害 半壊 数量 1 (棟)	33		
特用林産加工施設 建物被害 半壊 被害額 調査中 (千円)	34		
特用林産加工施設 建物被害 小壊 数量 (棟)	35		
特用林産加工施設 建物被害 小壊 被害額 (千円)	36		
特用林産加工施設 建物被害 合計 調査中 (千円)	37		
特用林産加工施設 機械被害 大破 数量 (点)	38		
特用林産加工施設 機械被害 大破 被害額 (千円)	39		
特用林産加工施設 機械被害 中破 数量 (点)	40		
特用林産加工施設 機械被害 中破 被害額 (千円)	41		
特用林産加工施設 機械被害 小破 数量 (点)	42		
特用林産加工施設 機械被害 小破 被害額 (千円)	43		
特用林産加工施設 機械被害 合計 (千円)	44		
特用林産加工施設 加工施設被害合計 (千円)	45		

【資料8-1-17】水産施設被害（様式第16号の1）

様式第16号の1

水産施設被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

項目名	番号	内容	備考
漁船 滅失 経営体数	1		
漁船 滅失 数量	2		
漁船 滅失 金額 (千円)	3		
漁船 大破 経営体数	4		
漁船 大破 数量	5		
漁船 大破 金額 (千円)	6		
漁船 中破 経営体数	7		
漁船 中破 数量	8		
漁船 中破 金額 (千円)	9		
漁船 小破 経営体数	10		
漁船 小破 数量	11		
漁船 小破 金額 (千円)	12		
漁船 合計 経営体数	13		
漁船 合計 数量	14		
漁船 合計 金額 (千円)	15		
漁具 滅失 経営体数	16		
漁具 滅失 数量	17		
漁具 滅失 金額 (千円)	18		
漁具 大破 経営体数	19		
漁具 大破 数量	20		
漁具 大破 金額 (千円)	21		
漁具 中破 経営体数	22		
漁具 中破 数量	23		
漁具 中破 金額 (千円)	24		
漁具 小破 経営体数	25		
漁具 小破 数量	26		
漁具 小破 金額 (千円)	27		
漁具 合計 経営体数	28		
漁具 合計 数量	29		
漁具 合計 金額 (千円)	30		
養殖施設 滅失 経営体数	31		
養殖施設 滅失 数量	32		
養殖施設 滅失 金額 (千円)	33		
養殖施設 大破 経営体数	34		
養殖施設 大破 数量	35		
養殖施設 大破 金額 (千円)	36		
養殖施設 中破 経営体数	37		
養殖施設 中破 数量	38		
養殖施設 中破 金額 (千円)	39		
養殖施設 小破 経営体数	40		
養殖施設 小破 数量	41		
養殖施設 小破 金額 (千円)	42		
養殖施設 合計 経営体数	43		
養殖施設 合計 数量	44		
養殖施設 合計 金額 (千円)	45		
備考	46		

【資料8-1-21】 災害廃棄物関係被害、一般廃棄物処理場関係被害、
産業廃棄物処理場関係被害（様式第19号の1～3）

様式第19号の1

災害廃棄物関係被害

市町村:

災害名:

発生日時:

報告元:

報告日時:

報告者:

報告番号:

種 別	排 出 量 (kl)	被害額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第19号の2

一般廃棄物処理場関係被害

市町村:

災害名:

発生日時:

報告元:

報告日時:

報告者:

報告番号:

施 設 名	処理方法	規 模 (kl/日)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第19号の3

産業廃棄物処理場関係被害

市町村:

災害名:

発生日時:

報告元:

報告日時:

報告者:

報告番号:

施 設 名	処理方法	規 模 (面積: m ²)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

【資料8-1-22】火葬場施設被害(様式第20号)

様式第20号

火葬場施設被害

市町村：
災害名：
報告元：
報告者：
発生日時：
報告日時：
報告番号：

項目名	番号	内容	備考
施設名	1		
規模	2		
建設年度(Ex.H11/04)	3		
被害内容	4		
被害金額(被害金額)	5		
応急対策及び復旧の状況	6		

【資料8-1-23】 公有財産関係被害（様式第23号）

様式第23号

公有財産関係被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

項目名	番号	内容	備考
建物 全壊 件数 (棟)	1		
建物 全壊 面積 (㎡)	2		
建物 全壊 被害額 (千円)	3		
建物 半壊 件数 (棟)	4		
建物 半壊 面積 (㎡)	5		
建物 半壊 被害額 (千円)	6		
建物 一部損壊 件数 (棟)	7		
建物 一部損壊 面積 (㎡)	8		
建物 一部損壊 被害額 (千円)	9		
建物 床上浸水 件数 (棟)	10		
建物 床上浸水 面積 (㎡)	11		
建物 床上浸水 被害額 (千円)	12		
建物 床下浸水 件数 (棟)	13		
建物 床下浸水 面積 (㎡)	14		
建物 床下浸水 被害額 (千円)	15		
土地 流水 件数 (棟)	16		
土地 流水 面積 (㎡)	17		
土地 流水 被害額 (千円)	18		
土地 埋没 件数 (棟)	19		
土地 埋没 面積 (㎡)	20		
土地 埋没 被害額 (千円)	21		
土地 崩壊 件数 (棟)	22		
土地 崩壊 面積 (㎡)	23		
土地 崩壊 被害額 (千円)	24		
その他 立木 件数 (棟)	25		
その他 立木 面積 (㎡)	26		
その他 立木 被害額 (千円)	27		
その他 船舶 隻数 (隻)	28		
その他 船舶 金額 (千円)	29		
その他 その他 件数 (棟)	30		
その他 その他 面積 (㎡)	31		
その他 その他 被害額 (千円)	32		
計 被害額 (千円)	33		

第2節 災害時における応援・派遣要請等に関する様式

1. 自衛隊派遣要請

【資料8-2-1】 部隊等の災害派遣要請申請書
(別紙1) 自衛隊災害派遣要請依頼書様式

島根県知事 へ	文書番号
	平成 年 月 日
	発信者名
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)	
このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由	
(1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)	
(2) 派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 活動内容	
4. その他参考となるべき事項	
(1) 連絡場所及び連絡責任者	
5. 要請日時	
平成 年 月 日 時 分	

(別紙2) 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式

島根県知事 へ

文 書 番 号

平 成 年 月 日

発 信 者 名

自衛隊の災害派遣撤収要請について(依頼)

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請を依頼する事由

2. 任務完了(予定)日時

平成 年 月 日 時 分

3. 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

4. その他必要な事項

2. 県防災ヘリコプターの要請

【資料8-2-2】 防災ヘリコプター要請様式

[様式第4号]

防災ヘリコプター使用申請書

第 号
平成 年 月 日

島根県総務部長 殿

申請者 住所

氏名

印

(担当者 : TEL)

島根県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
使用目的					
使用内容					
搭乗者	職	氏名	住所	生年月日	性別

3. 緊急患者の輸送

【資料8-2-3】 緊急患者輸送要請処理簿

緊急患者輸送要請処理簿						
患者氏名				性別	男 女	
生年月日	M T S H	年	月	日	満 才	
住所						
職業			傷病名			
発病(負傷)経過						
現在の容態						
受入れ先病院及び搬送手段						
輸送希望区間	自		至			
その他	搭乗者の血液型()					
	搭載器材()					
医 師	氏名				性別	男 女
	生年月日	M T S H	年	月	日	満 才
	住所・所属					
看 護 師	氏名					
	生年月日	M T S H	年	月	日	満 才
	住所・所属					
添 乗 員	氏名			続柄		
	生年月日	M T S H	年	月	日	満 才
	住所					
	職業					
	氏名			続柄		
	生年月日	M T S H	年	月	日	満 才
	住所					
	職業					
	氏名			続柄		
	生年月日	M T S H	年	月	日	満 才
	住所					
	職業					

【資料8-3-3】 避難所用物資受払簿

避難所の 名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実 支出額	備考
					品名	数量		
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	
		月 日～ 月 日					円	

注意1 「種別」欄には、既存建物、野外仮設施設、天幕の別に記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目、使用数量を記入すること。

3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

【資料8-3-4】 救護班活動状況

様式 1

救 助 実 施 状 況 年 月 日 医療班									
使用医療用品内訳					救 助 実 施 状 況				
品名	数量	単価	金額	調整先その他	患者数	内 訳			備 考
						外科	内科	眼科	
計									

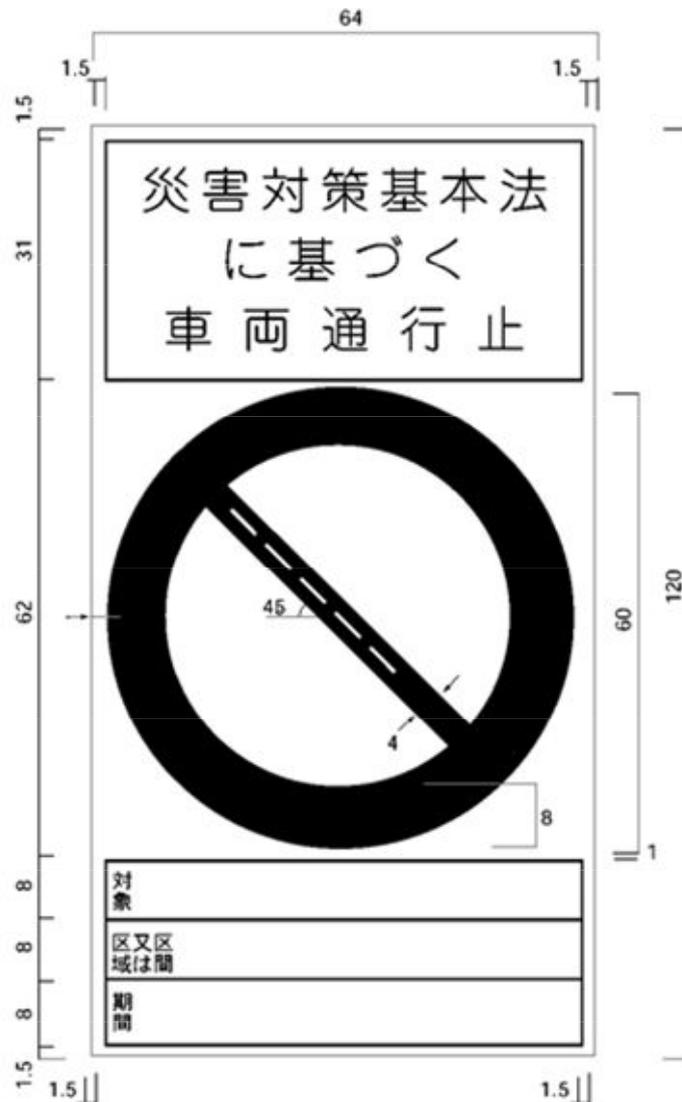
様式 2

取 扱 患 者 台 帳 医療班								
年月日	住所	氏名	職業	年齢	性別	病 名	死 体 検案数	措置概要適用

様式 3

医 療 班 出 動 報 告 書 医療班				
班 長		班 員		編 成 出 動 状 況
資 格	氏 名	資 格	氏 名	
上記のとおり 年 月 日に出動したので報告します。 (本隊、支、分隊、関係機関の別) 責任者 印 本 隊 健康福祉部長 様				

【資料8-3-5】 規制の表示(交通対策基本法施行規則様式第2)



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【資料8-3-6】 措置等通知書(交通対策基本法第76条の3 第6項)

(表)

措置命令 措置 通知書				
			年 月 日	
署長殿				
災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する			第1項 第2項	
の規程により措置命令 の規程により措置 を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり 通知します。				
所属 氏名 ⑩				
1	日 時	年 月 日	午前 午後 時 分	
2	場 所			
3	(命令・措置) を行った者	所属		
		氏名		
4	命令の 場合	命令を 受けた者	住 所	
			氏 名	
			番号表に 表示されて いる番号	
	措置の 場合	措置に係る 物件の (占有者・ 所有者・管 理者)	住 所	
			氏 名	
			番号表に 表示されて いる番号	
5	(命令・措置) の内容			

(裏)

6 (命令・措置) を行った場所 の前後の状況	
7 備 考	

備考1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。

2 ()内については、該当するものを で囲むこと。

3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。

4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、A4とする。

【資料8-3-7】 緊急通行車両証明標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【資料8-3-8】 緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則様式第4）

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
事 印		知	
会 印		公 安 委 員	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

【資料8-3-9】水防活動報告様式

市町村名 隠岐の島町									
水防活動実施報告書									
平成 年 月									
作成責任者									
出水の概況	水位 m(警戒水位 m) 川 雨量 mm								
水防実施箇所	左岸 地先 m 川 右								
日時	月 日 時 ~ 月 日 時								
出動	消防吏員	水防団員	その他	合計					
人員	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 工法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	他
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	土のう袋				居住者の 出動状況				
	むしろ								
	なわ				水関係者の 死傷				
	丸太								
	その他				雨水位の 状況				
その他特記事項									
(注) 水防を行った箇所ごとの作成すること。									

【資料8-3-10】 公用負担命令諸様式

1. 公用負担命令権限証

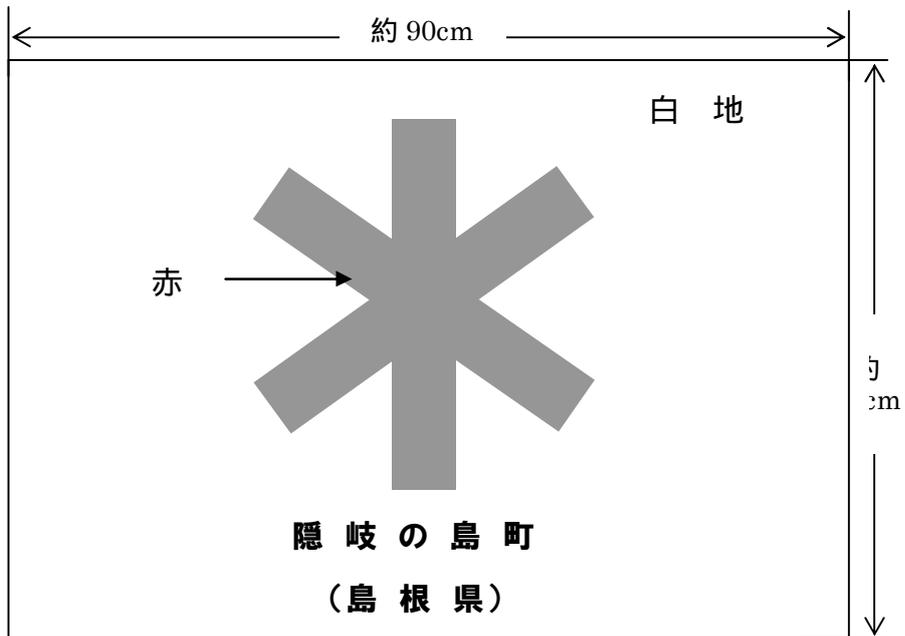
公 用 負 担 命 令 権 限	
水防団	部長
	何 某
右の者に	の区域内における水防法第21条第1項の
権限行使を委任した事を証明する。	
平成 年 月 日	
	隠岐の島町 水防管理者
	印

2. 公用負担命令票

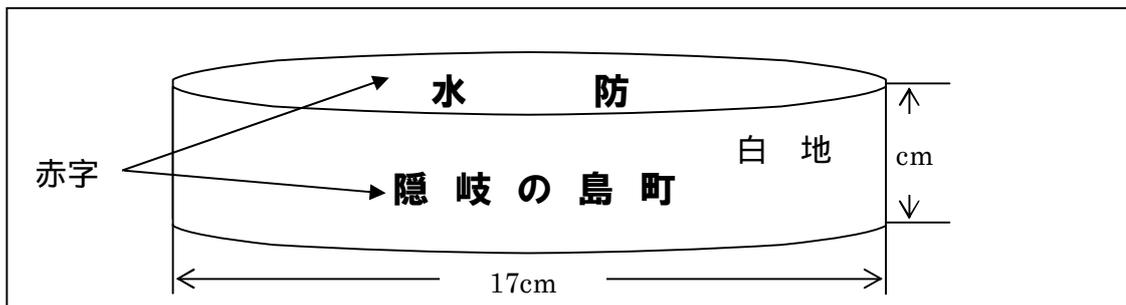
第 号	
公 用 負 担 命 令 票	
1.(目的物名、種類、員数)	
負担の内容、使用収用、処分(該当の文字を で囲むこと)	
平成 年 月 日	
	水防管理者 (氏名) 印
	上委任者
	官 職 (氏名) 印
何 某 殿	

【資料8-3-11】 優先通行標識

① 標旗



② 腕章



【資料8-3-12】 応急用米穀割当申請書

被害概要	災害の種類		被害戸数、程度		被災人員(人)		その他
対象別 給食 年月日	被災者用		救助作業用		計		備考
	給食 延人員	数量	給食 延人員	数量	給食 延人員	数量	
月 日	人	kg	人	kg	人	kg	
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							

上記のとおり割当てされるよう申請します。

平成 年 月 日

島根県知事殿

隠岐の島町長 氏名

印

【資料8-3-13】災害救助用米穀引渡申請書

平成 年 月 日

島根県食糧事務所 支所長 殿

隠岐の島町長 氏名

印

災害救助用米穀を下記に基づき引渡して下さるよう申請します。

○災害救助用米穀の種類 品目_____年産_____類別_____等級_____

被害概要	災害の種類		被害戸数、程度		被災人員(人)		その他		
対象別 給食 年月日	被災者用		救助作業用		計		出庫希望		備考
	給食 延人員	数量	給食 延人員	数量	給食 延人員	数量	倉庫名	棟番	
月 日	人	kg	人	kg	人	kg	人	kg	
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
計									

備考欄には、数量算定基礎等記入のこと。

【資料8-3-14】 災害救助用米穀受領証

平成 年 月 日

倉庫責任者 殿

隠岐の島町長 氏名 印

災害救助法に基づく
た。

用として下記のとおり現品の引渡しを受けまし

記

1 品目 _____

2 数量

棟番	産年	包装	量目	等級	数量	摘要
計						

立会者 島根県食糧事務所 支所

職 氏名 印

【資料8-3-17】学用品の給与状況

学校名	学年	児童 生徒 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額
					教科書			その他学用品			
					国語	算数		鉛筆	ノート		
計	小学校										
	中学校										

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者(学校長)
氏名 印

- (注) 1 給与年月日は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

【資料8-3-22】 罹災証明願

罹 災 証 明 願

平成 年 月 日

隠 岐 の 島 町 長 様

住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町

申請者

氏 名 印

下記のことについて証明願います。

〔記〕

罹 災 場 所	島根県隠岐郡隠岐の島町
	住宅・店舗・倉庫・その他（ ）
罹 災 年 月 日	平成 年 月 日
罹 災 原 因	
罹 災 状 況	損壊・浸水・流失・その他（ ）

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

隠岐の島町長
松 田 和 久

【資料8-3-23】被災者台帳

被災者台帳

世帯主	住所	番 号	方 アパ ート	被災者		全壊 流出	半壊 流出	上 下
	氏名			世帯人員	年 月 日			
	隠岐					自家 散家	全壊 流出	半壊 半焼 床 浸水
						自家 散家	全壊 流出	上 下
						人的被害	死亡 人 / 重傷 人 / 軽傷 人	
						被災場所		

	被災者							備考	
	氏名	年齢	続柄	性別	職業	勤務先又 ()	死亡 ()		負傷者 ()
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
計									
備考									

